

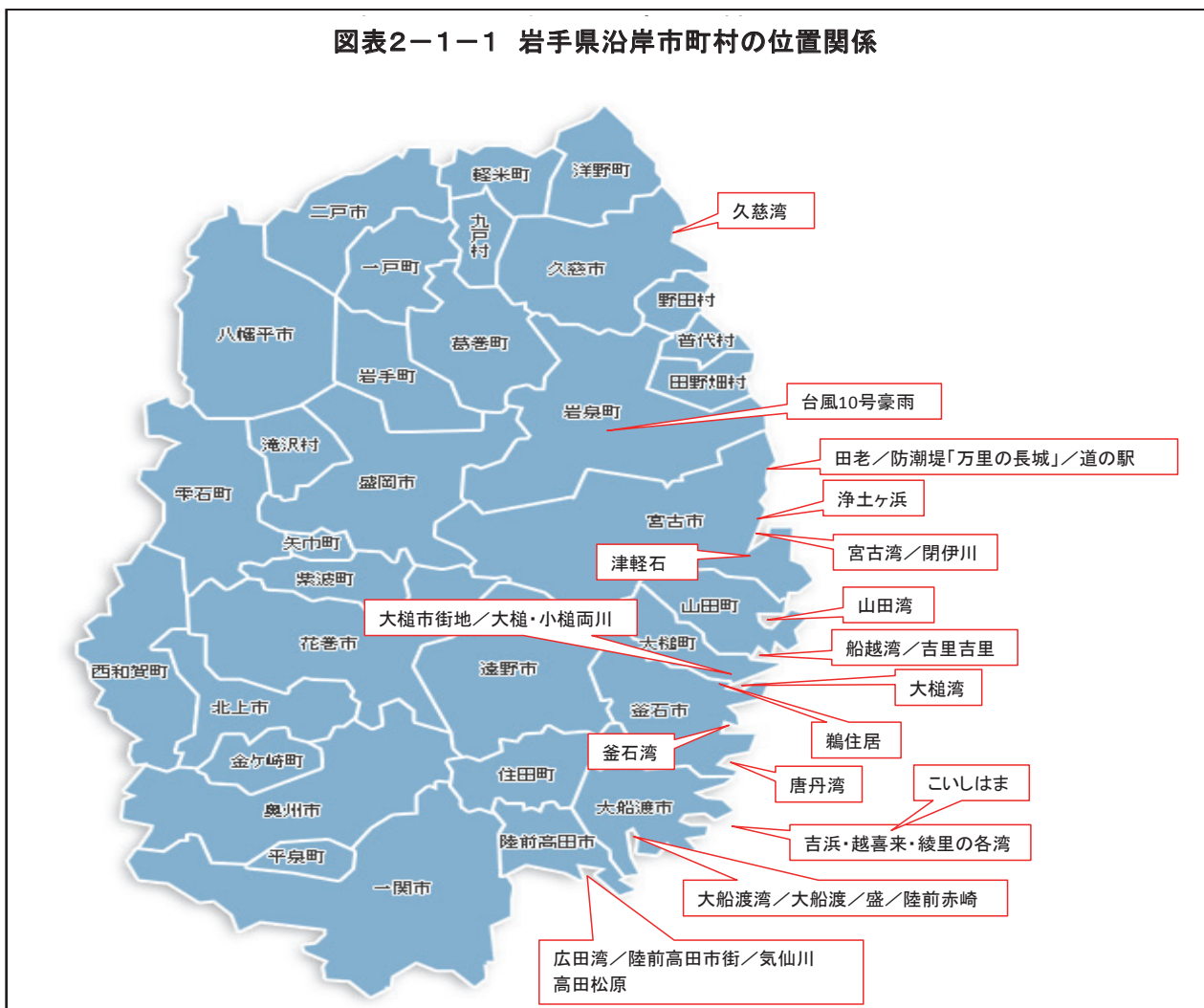
## 2. 地方紙（岩手日報、河北新報、福島民報）記事にみる推移

### （1）被災3県沿岸部市町村の位置関係を中心とした予備的情報

この章では、上述の復旧・復興のフレームワークを視点軸としながら、地元地方紙3紙の記事を概観するが、本題に入る前に、周知のことかも知れないが、被災3県の沿岸部各市町村の位置関係等を確認しておきたい。

#### ア. 岩手県沿岸部市町村

図表2-1-1は、岩手県の市町村の略図に沿岸市町村に係る地域名を吹き出しで書き入れたものである。厳密には正確でない面もあるが、おおよその位置関係を把握することはできると思われる。沿岸市町村には、北から洋野町（平成22年国勢調査での人口（100人未満四捨五入して表示）：17,900人）、久慈市（36,900人）、野田村（4,600人）、普代村（3,100人）、田野畑村（3,800人）、岩泉町（10,800人）、宮古市（59,400人）と続く。久慈市は久慈湾を抱え、震災後に放映されたNHKの朝ドラ「あまちゃん」の舞台としても知られる。岩泉町



(注) ベースとした地図は、財団法人 地方自治情報センターホームページからダウンロードした。(次の2つの図も同じ。)

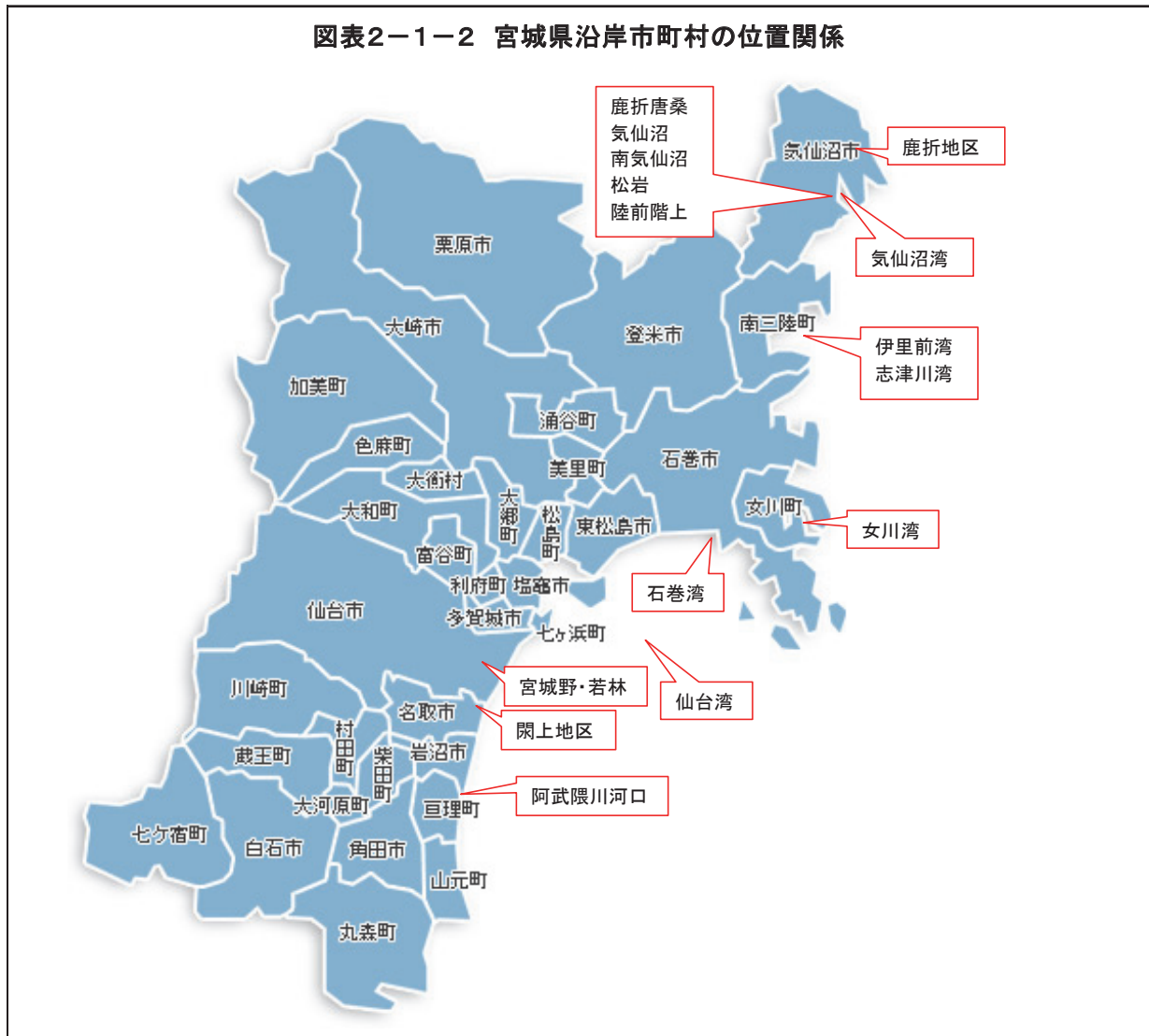
は、最近では、平成 28 年の台風 10 号でも甚大な水害を被ったことが記憶に新しい。宮古市には、北部に田老（たろう）地区があり、その巨大な防潮堤は「万里の長城」とも呼ばれていたが、今回の津波を防ぎきることはできなかった。また、利用者が多かった「道の駅」も甚大な被害を受けた。宮古市街地は宮古湾入り口にあり、その北東には風光明媚な浄土ヶ浜がある。市街地付近を河口としてほぼ東西に閉伊川が流れているが、津波が川を遡上して河岸地域も浸水被害があった。宮古湾の奥には、津軽石地区がある。なお、岩泉町と宮古市は西で盛岡市と接している。宮古市の南には、山田町（18,600 人）、次いで大槌町（15,300 人）があり、さらに南の釜石市（39,600 人）に連なる。山田町には山田湾、大槌町には大槌湾を抱え、それぞれ 687 人、854 人の死者が出る甚大な津波被害を受けた<sup>64</sup>。大槌町の市街地は、大槌湾の釜石市寄りの大槌川、小槌川沿いにあるが、そのほか東部の船越湾に吉里吉里地区がある。なお、山田、大槌両町の西には、遠野町を経て花巻市がある。釜石市には、市街地を控えた釜石湾のほか北に鶴住居（うのすまい）地区があり、南には唐丹湾沿いに唐丹（とうに）地区がある。いずれも相当の津波被害を受け、釜石市では 1,000 人近い方が亡くなった。釜石市の南には、大船渡市（40,700 人）、次いで陸前高田市（23,300 人）があり、その南は宮城県の気仙沼市と接している。大船渡市の市街地は南部の大船渡湾の奥に展開しているが、湾を囲んで大船渡、盛、陸前赤坂といった各地区がある。市沿岸北部には北から吉浜、越喜来（おきらい）、綾里（あやり）の各湾が続いている。越喜来湾には「小石が浜」がある。陸前高田市は、広田湾を抱え、市役所を含めて広範な市街地が津波被害を受け、県内最多の 1,600 人の死者（他に約 200 人の行方不明）を出した。沿岸の高田松原の「軌跡の一本松」は有名となった。

## イ. 宮城県沿岸部市町村

図表 2-1-2 は、宮城県について同様にみたものである。沿岸市町は、北から気仙沼市（73,500 人）、南三陸町（17,400 人）、石巻市（160,800 人）があり、石巻市に囲まれて女川町（10,100 人）がある。気仙沼市の市街地は気仙沼湾に沿って展開しており、鹿折唐桑（ししおり・からくわ）地区、気仙沼地区、南気仙沼地区、松岩地区、陸前階上（はしがみ）地区がある。これら地域を中心として 1,200 人強の死者（他に 200 人強の行方不明者）が出た。南三陸町には、伊里前湾、志津川湾がある。女川町は、東北電力の原子力発電所があったが原発事故には至らなかったことで知られるが、600 人以上の死者を出す津波被害を受けた。石巻市は、市町村レベルでは最多の 3,500 人を超える死者（他に 400 人を超える行方不明者）を出しており、石巻湾と呼ばれる旧北上川河口付近を中心として甚大な津波被害に見舞われた。石巻市の西南隣には東松島市（42,900 人）があり、次いで仙台湾に沿って松島町（15,100 人）、塩竈市（56,500 人）、七ヶ浜町（20,400 人）、多賀城市（63,100 人）を経て仙台市沿岸

<sup>64</sup> 震災被害については、総務省消防庁発表データ（平成 28 年 9 月 1 日現在）による。「巻末付属資料／1. 総括統計データ」の「総括データ 2」に掲載している。

図表2-1-2 宮城県沿岸市町村の位置関係

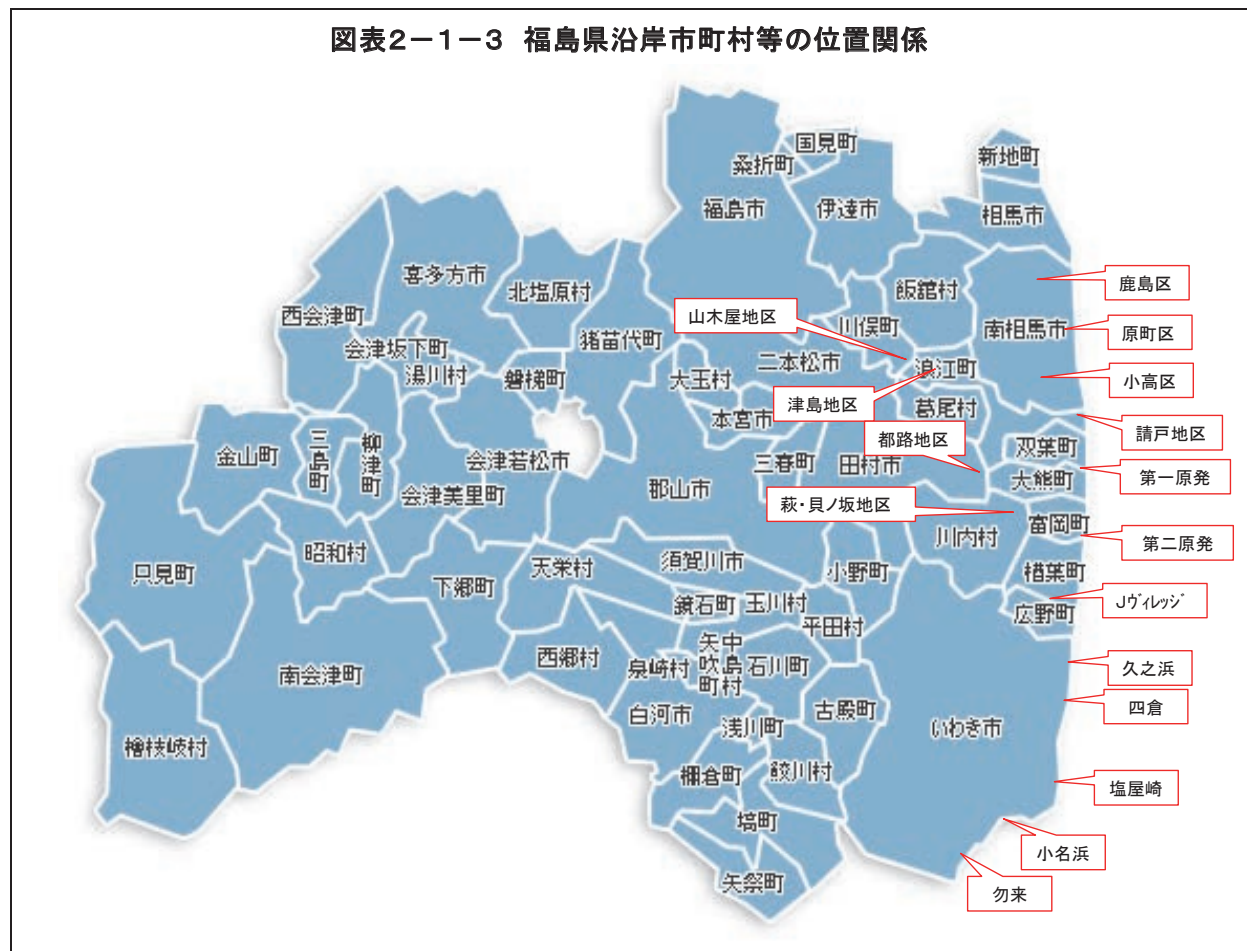


部の宮城野区（190,500人）・若林区（132,300人）に至る。東松島市では1,100人を超える死者が出ている。仙台より南には、名取市（73,100人）、岩沼市（44,200人）、亘理町（34,800人）、山元町（16,700人）が続いている。名取市では、仙台市との境に隣接した閑上（ゆりあげ）地区を中心に津波被害を受け、1,000人近くの死者が出た。

### ウ. 福島県沿岸部市町村

図表2-1-3は、福島県について同様にみたものである。沿岸市町（原発事故に伴う避難指示区域のある（あった）市町村を含む）は、北から新地町（8,200人）、相馬市（37,800人）、南相馬市（70,900人）と続く。南相馬市では、沿岸部に比較的広い平地部があったことから甚大な津波被害を受け、1,000人を超える死者が出た。また、南相馬市には、北から鹿島区、原町区及び小高区の3つの行政区があり、小高区のほぼ全域が避難区域となった。南相馬市の西には飯舘村（6,200人）があり、さらに西には川俣町（15,600人）がある。飯舘村は、福島第一原発から30km圏の外にあったことから当初避難区域とはならず、1カ月後

に計画的避難区域に指定され、それから村民の避難や村役場機能の福島市への移転が開始されたという経緯があった。また、避難区域となった以後も、特定の条件に該当する事業所について事業継続が特例的に認められる措置も講じられた。また、川俣町では、東南の山木屋地区が計画的避難区域に指定された。南相馬市の南には浪江町（20,900人）がある。浪江町の沿岸には請戸港のある請戸（うけと）地区があり、大きな津波被害を受け、福島県内市町村では2番目に多い500人超の死者を出した。原発避難に伴い当初、町役場機能をはじめとして町内北西部の津島地区に避難したが、そこも避難区域となって二本松市へ避難した。浪江町の西隣りには葛尾村（1,500人）があり、ここは三春町に役場機能を移転した。葛尾村の南西の田村市（40,400人／都路地区は2,800人）では、東部の都路地区が避難区域となった。また、浪江町の南には、双葉町（6,900人）、大熊町（11,500人）、富岡町（16,000人）、楡葉町（7,700人）、広野町（5,400人）が沿岸に順に続いている。双葉町と大熊町とをまたいで福島第一原発が、富岡町と楡葉町とをまたいで福島第二原発が立地している。役場機能の移転状況については、双葉町がもっとも広域的な移転をしており、当初、川俣町へ移転した後、埼玉県さいたま市のスーパー・アリーナを経て同県加須市（旧騎西高校）へ移転した。また、大熊町は会津若松市へ、富岡町は郡山市へ、楡葉町は会津美里へそれぞれ移転した<sup>65</sup>。



<sup>65</sup> その後双葉町と楡葉町は、いわき市へ移転し、浜通りに回帰している。

広野町は、震災直後に町長による避難指示が出され国の指示に先行して全町避難が行われ、町役場機能も南隣のいわき市に移転した。国は、平成23年4月「緊急時避難準備区域」に指定したが、同年9月には解除され、次いで、平成24年3月には町長による避難指示も解除され、役場機能も町内に帰還した。広野町と檜葉町とにまたがって今回の原発対応の一つの重要な前線基地となった「Jヴィレッジ」がある<sup>66</sup>。大熊町、富岡町。檜葉町の3町に隣接して山側に川内村(2,800人)がある。川内村は、その東部(萩・貝ノ坂地区)が避難区域とされ、平成23年4月に「警戒区域」(20km圏内)、「計画的避難区域」及び「緊急時避難準備区域」の3種が設定された。「緊急時避難準備区域」は同年9月に解除され、次いで平成24年3月には避難区域の再編により「避難指示解除準備区域」と「居住制限区域」が設定された<sup>67</sup>。そして、広野町や川内村の南に福島県浜通り南端のいわき市(342,200人)がある。いわき市は福島県で最多の人口を有し、海岸沿いに北から久之浜、四倉、そして塩屋崎を経て小名浜、勿来といった地区が断続してあり、大きな津波被害を受け400人を上回る死者が出ている。いわき市の南は茨城県へと続いている。

## (2) 地元地方紙3紙記事の整理に関する予備的情報

地元地方紙3紙記事を整理した結果は、表にして「巻末付属資料/2. 地元地方紙3紙震災関連記事要約抜粋」に掲載している。ついては、その表の見方を紹介しておこう。

記事は、震災に関連した個別事業者の事例に関する記事(「個別事業者事例記事」)とそれ以外の「一般記事」とに分類し、一般記事から【岩手日報/一般記事】、【河北新報/一般記事】、【福島民報/一般記事】と配置した。なお、多くはないが、それぞれの県に関する記事で他紙に掲載されたものを当該県の地方紙の表の中に含ませている場合もある。

次の表は、一般記事の表の冒頭の一つの段であるが、これを例として表の見方を紹介してみたい。一番左の欄は「原則として事象のあった日」であるが、記事が取り上げている事象が起こった日を原則として記載している。この例では、人口問題研究所が記事の推計を公表した日である。事象が起こった日が記事から不明の場合は、記事の掲載日を記載している。2番目の欄はテーマであり、原則として記事の見出しの主要部分を記載した。3番目の欄が

原則として事象のあった日	テーマ(見出しなど)	記事抜粋(一部要約・省略あり)
H25.3.27	3町人口減少率50%超/10年比40年県内推計	<岩手H25.4.8>「国立社会保障・人口問題研究所の推計で、2010年から40年までの間に県内全33市町村で人口が減少する見通しとなった。減少率は西和賀、岩泉、葛巻の3町で50%を上回り、東日本大震災で被災した大槌など14市町村も40%を越える見込み。中山間地や沿岸部の減少率が高い状況にあり、地域事情に即した対応策が欠かせない。」/「県地域振興部の中村一郎部長は「今後も地域ごとにさまざまな課題が顕在化していく。人口減少を食い止めるためにも、さまざまな分野の施策を組み合わせたい」と語る。」

<sup>66</sup> 元々は、Jリーグによりサッカー振興と育成のための総合施設として建設され、地元へ寄贈されたものである。原発対応が一段落後は、元の機能への復帰が期されている。

<sup>67</sup> その後、平成26年10月に「避難指示解除準備区域」の指定が解除されるとともに、「居住制限区域」が「避難指示解除準備区域」に変更された。次いで、平成28年6月にその「避難指示解除準備区域」が解除され、全域が解除となった。

記事の抜粋であり、先頭の〈 〉内に掲載紙と掲載日を示し、「 」内に記事を引用している。多くはないが一部に要約又は省略したものもある。また、「/」は原則として改行又は別の段落からの引用であることを示している<sup>68</sup>。巻末付属資料では、記事は時系列に並べている。

一般記事に次いで、個別事業者事例記事を【岩手日報／個別事業者事例記事】、【岩手日報／個別事業者事例記事／シリーズ記事「挑む。産業再生」】、【河北新報／個別事業者事例記事】、【福島民報／個別事業者事例記事】の順に配置した。2番目の「シリーズ記事「挑む。産業再生」」は、岩手日報が断続的にシリーズ連載した個別事業者に関する記事のうちからピックアップしたものである。

次の表は、【福島民報／個別事業者事例記事】の冒頭の段で、避難区域の再編を機にいち早く浪江町内で業務を再開させた建設事業者に関する記事である。それぞれの欄の意義は上述の一般記事の場合と同じである。

【福島民報／個別事業者に関する記事】

原則として事象のあった日	テーマ(見出しなど)	記事抜粋(一部要約・省略あり)
H25.4.1	「東北工業建設」／古里復興の先頭に／避難区域再編の浪江町／	＜福島H25.4.2＞「社長のTさん(41)は早くも町内で業務を再開させ、資材の整理などに追われた。」／「町は上下水道の復旧を最重要課題に掲げている。今年度後半にも工事の発注が始まると見ており、一刻も早く仕事を再開する体制を整える考えた。」／「しかし、不安はつきない。…資材や人件費の高騰が続いている。町の復旧工事を受注できても、作業員を集め利益を確保できる保証はどこにもない。」／「気がめいると決まって思い出すのは、会津若松に避難している子どもの笑顔だ。「あいつらに、もう一度、美しい古里・浪江の風景を見せてあげたい。」

また、次の表は、【岩手日報／個別事業者事例記事／シリーズ記事「挑む。産業再生」】の冒頭の一つの段である。シリーズ記事の内容に沿って欄を設定しており、左端の「回次」は当該シリーズにおける番号、右端の「復興実感」は事業者が回答した実感としての復興度合である。

【岩手日報／個別事業者に関する記事／シリーズ記事「挑む。産業再生」】

回次	掲載日	企業名	創業	所在地	業種	被災状況	復興状況	復興実感
4	H27.4.26	東陵操業	S56	釜石市大渡	ビルメン、警備、宿泊業(バンション)	津波災害、従業員5名犠牲	内陸営業所からの応援等により、需要の強い清掃業務等の再開、宿泊業を2カ月で再開。	70～80%

これらの記事の抜粋は、必ずしも個々の内容を詳細に知ることをめざしたものではなく、総体として復旧・復興の流れを押さえることを一義的な目的としていることには留意されたい。なお、記事の中で年については一部の例外を除き原則として、岩手日報と河北新報においては西暦で、福島民報では平成(年号)でそれぞれ表示されているので、適宜留意されたい。

### (3) 地元地方紙3紙にみる復旧・復興の過程の概観

以上で予備的な作業を終えたので、平成25年4月以降の3紙における記事を通じて、被災

<sup>68</sup> 記事中に個人の氏名等が記載されている場合には、原則として、役所や企業の役職者など公的に知名度が高いと思われる場合はそのままとしたが、それ以外はイニシャル表記とした。

3県における復旧・復興の過程を概観してみよう。ただし、以下の記述は、多くの記事の中から代表的であると思われるものをいわば例示的に示したものであり、一つの断面をみたものと考えerべきものである。巻末付属資料の2に収録した一連の記事を素材として、読者それぞれの立場で活用いただくことこそ、期待するところである。

## ア. 緊急時対応期の終了について

復旧・復興過程をみるフレームワークにおける時期区分からいえば、この3紙記事記録の開始時期である平成25年4月は、被災者の避難所等から仮設住宅への入居が一部を除いて済んでおり、「緊急時対応」の時期は終了して「復旧・復興第Ⅰ期」（復旧期）に移行していたと考えることができる。その象徴的な事項として、緊急時対応の際に軸となる「災害対策本部」が岩手県及び県内のすべての市町村で廃止されたことを挙げるができる。宮城県でも、一部を残して廃止されてきていた。

**<岩手 H25. 4. 1>** 「釜石、陸前高田、一関の3市は31日、東日本大震災の災害対策本部を廃止した。岩手、宮城、福島3県では初めて、県内全ての本部が廃止された。」

**<河北 H25. 4. 1>** 「岩手県の各市町村が東日本大震災直後に設置した災害対策本部が、31日ですべて廃止された。」／「宮城県では、仙台、岩沼両市が31日で廃止。気仙沼や石巻など5市は4月以降も継続する。県は昨年3月に廃止した。」

また、次の記事も緊急時対応期の一応の終わりを示すものといえる。

**<河北 H25. 12. 24>** 「被災者の支援活動を行ってきた石巻市災害ボランティアセンター（VC）が、来年3月で閉鎖される。」／「震災直後から泥かき、がれき撤去などの支援要請が殺到し、11年度のボランティアは11万9417人に達したが、12年度は656人に激減。ことし11月以降は受け入れなしの状況が続いている。」

一方、原発事故により厳しく被災した福島県ではこれとは異なる状況にあった。とりわけ、上述のように役場機能も含めて全町を挙げて非常に広域的な避難を行った双葉町の埼玉県加須市の旧騎西高校に設置された避難所は、それまでも避難者の数はかなり減ってはいたが、ほぼ1年後の平成26年3月に閉鎖された。この間の推移を記事で追ってみると、次のようなものがあつた。この間、双葉町では平成25年5月28日に避難区域の再編があり、人口の96%が居住していた地域が「帰還困難区域」とされた。双葉町は福島県いわき市に新庁舎を設け、同年6月17日から業務を開始し、役場機能のいわき市への移転が図られた。なお、埼玉へ避難した人のうち少なくない数の人々が、引き続き埼玉県内で居住している。

**<福島 H25. 5. 3>** 「双葉町の区域再編で、政府の原子力災害対策本部は28日午前零時に再編する方針を固めた。今月中の再編を目指していた町の要望に対応する。7日に開く本部会議で正式決定する。」

町の人口の4%が住んでいた町北部の沿岸部が避難指示解除準備区域に、他の地域は全て帰還困難区域に再編される。」

**<福島 H25. 5. 3>** 「いわき市内の住宅事情が一段と深刻さを増している。多くの避難者や復旧・復興事業に携わる作業員を迎え、市街地の賃貸物件は満杯状態が続く。」 / 「埼玉県加須市に役場機能を置く双葉町はいわき市南部の東田町への移転を6月に控える。町には市内への引っ越しを望む複数の住民から相談が寄せられているが、市内にある町の仮設住宅はほぼ満員だ。・・・職員の住宅の確保さえ見通しが立たない状況だという。」

**<福島 H25. 5. 27>** 「全域が警戒区域となっている双葉町は 28 日午前零時に帰還困難、避難指示解除準備の2区域に再編される。」 / 「帰還困難区域に事業所があり、いわき市に避難している40代の男性経営者は「区域再編後も経営再建の見通しは立たない」と嘆く。事務所の空間放射線量が高く、書類や伝票などが置いたままで整理できない状況だ。」 / 「自宅からは福島第一原発が見えるほどの距離。子どもを連れて古里に帰ることなど今は考えられない」。避難指示解除準備区域内の自宅から郡山市に避難している30代の男性は厳しい表情で語った。」

**<福島 H25. 6. 8>** 「埼玉県加須市の旧騎西高に設置されている双葉町の旧騎西高避難所の住民の4割が、避難所閉鎖後も埼玉県内に居住したいと考えている。原発事故後、唯一残っている一次避難所である旧騎西高避難所の閉鎖に向け、町が5月13日から24日にアンケートを行い、結果をまとめた。対象者は121人で、このうち113人から回答を得た。」

※居住先の予定あり：27人、なし：86人（希望居住地・・・埼玉県：50人、福島県：36人）

**<福島 H25. 6. 12>** 「双葉町は埼玉県加須市の旧騎西高避難所閉鎖に向け、いわき市内に町民向けの集合住宅を新たに確保する。伊沢史朗町長が11日、埼玉県加須市の旧騎西高で開かれた町民との意見交換会終了後に明らかにした。」 / 「意見交換会は2回目の開催。約70人が出席した。」

**<福島 H25. 6. 16>** 「埼玉県加須市に役場機能を構えた双葉町は17日、いわき市に新設した仮庁舎で業務を開始する。」 / 「県内に避難している双葉町民のうち、いわき市には約4割に当たる最多の1,522人が暮らす。」 / 「町は復興計画で、いわき市を仮の町のメイン拠点に位置づける。」

**<福島 H25. 7. 11>** 「加須市の旧県立騎西高の避難所で生活を続ける双葉町の住民について、埼玉県知事は10日の記者会見で、加須市内のアパートなどで受け入れが可能だと双葉町に伝えたことを明らかにした。」 / 「埼玉県によると、避難所で生活する69世帯107人のうち、55世帯79人が当面は同県内で生活したいとの意向を持っているという。」

**<福島 H26. 3. 26>** 「国内で最後の避難所となった埼玉県加須市の旧騎西高避難所は27日、閉鎖される。」 / 「最多で23年4月に町民1,423人が生活していた。」

**<福島 H28. 9. 17>** 「埼玉県は16日、原発事故による自主避難者への住宅無償提供を来年3月末で打ち切るのを受け、避難者が住まいを確保できるよう、無収入や1人暮らしでも特別県営住宅への入居を可能にすると明らかにした。」 / 「県内には7月1日現在で182世帯498人が自主避難。多くは民間賃貸住宅で暮らしているという。」



## イ. 災害公営住宅の整備

復旧期における被災者支援の重要項目の一つが住宅再建支援であり、その一環として災害公営住宅の整備がある。また、被災者のうち入居を必要とされる人々の多くが災害公営住宅へ入居されることは、「復旧・復興第Ⅱ期」（復興期）へ移行したことを示すメルクマールでもある。これに関連した記事は多くあるが、そのいくつかを挙げておこう。

まずは、県や地域で初めて災害公営住宅が完成し、入居が始まったという記事である。以下に挙げたものは、そのほんの一部である。

**<河北 H25. 4. 2>** 「災害公営住宅が宮城県内で初めて完成し、山元町で1日、入居者に対する鍵の引き渡し式が開かれた。」／「母、姉と3人で3LDKの住宅に入居する会社員Aさん（50）は早速新居の中を確認した。「1人1部屋使えるので、のんびりできそう。母の大好きな花を飾ってみたい」と話した。」／「宮城県内の災害公営住宅は1日までに、山元町18戸のほか、仙台市12戸、石巻市20戸の計50戸が完成した。」

**<岩手 H25. 4. 3>** 「県が野田村に新築した災害公営住宅の入居が今月から始まった。」／「同村の野田中グラウンド仮設住宅で生活を送っていた会社員Yさん（27）は2日、家族らと真新しい住まいに布団や大型家電などを運び入れた。米田さんは妻と子ども2人の4人暮らし。」

**<河北 H25. 4. 4>** 「石巻市湊地区の根上がり松に建設された東日本大震災の復興公営住宅で、被災した住民の入居が3日始まった。・・・石巻市で、入居は初めて。」／「第1号で入居したのは市内の会社員男性（29）の家族で、間取りは3LDK。同市長浜町の自宅は津波で流出し、みなし仮設で妻（27）と2人の子どもの4人で暮らしていた。」

**<岩手 H25. 5. 23>** 「岩泉町初の災害公営住宅となる岩泉地区災害公営住宅（15戸）が完成し、23日、・・・竣工式が行われた。震災で被災した町内の12世帯が25日以降に、待望の入居を予定している。」

**<岩手 H25. 8. 9>** 「洋野町八木地区に建設された町内唯一の災害公営住宅4戸の完成記念展示会は8日、同町種市の現地で行われた。9日以降、仮設住宅などで暮らしていた4世帯が入居する。」

**<福島 H26. 3. 2>** 「津波や地震で自宅が被災したいわき市民向けの災害公営住宅の完成1号となる同市常磐関船町の「関船団地」への入居が1日、始まった。」

**<河北 H26. 3. 24>** 「南相馬市で初の災害公営住宅団地が同市鹿島区の西川原地区に完成し23日、入居する被災住民に鍵が引き渡された。」

また、完成・入居ではなく、地域で初めて着工した、という記事もみられた。なお、次の2番目の記事は、高台移転のための造成工事が完了し、その上で災害公営住宅の建設に着手されたという記事である。

**<河北 H25. 11. 8>** 「気仙沼市が整備する災害公営住宅の初めての着工式と安全祈願祭が7日、同市南郷の建設予定地であった。」／「市内では、南郷を含め市街地の13地区に集合住宅タイプを約1440

戸、郊外の 15 地区に一戸建て・長屋タイプを約 800 戸建設する。9 日から入居希望者の抽選会を順次開く。」

**<河北 H26. 3. 8>** 「東松島市は 7 日、・・・防災集団移転促進事業などで整備する東矢本駅北地区で一部の造成が完了し、今月下旬から災害公営住宅の建設に着手すると明らかにした。市内の集団移転地で災害公営住宅が建設されるのは初めて。」 / 「ことし 11 月に完成する予定。残る区画は 2015 年度までに造成し、順次宅地の引き渡しと災害公営住宅の建設に取り掛かる。」

災害公営住宅の整備の方法等については、種々の工夫が行われたことを示す記事も少なくない。次の 2 番目の記事のように、民間企業が公的補助を受けて賃貸復興住宅を整備する事例もあった。

**<河北 H25. 5. 4>** 「石巻市は東日本大震災の災害公営住宅で、家族向けに居住空間を工夫したり、ペットとの暮らしに配慮したりした住宅約 55 戸を渡波地区の市有地 3 カ所に整備する。入居希望者の少なかった渡波地区の定住人口を増やす狙いで、民間企業から建設計画を募る。」

**<岩手 H25. 8. 17>** 「一関市千厩町の書店ビー・エム・エス（佐藤研一社長）は同市千厩町の所有地に、震災の被災者が優先して入居できる賃貸復興住宅 28 戸の整備を進めている。国と県の「災害復興型地域優良賃貸住宅（災害地賃貸）」の補助制度を活用し、県内第 1 号となる 10 月の完成を目指す。」 / 「賃貸住宅は「いわいの森復興住宅」として、気仙沼市の被災者が暮らす仮設住宅近くに建設中。」

**<河北 H26. 2. 2>** 「都市再生機構（UR）が塩釜市伊保石地区に建設を進めていた災害公営住宅が完成し、東日本大震災で自宅を失った被災者の入居が 1 日始まった。31 戸は全て 1 戸建てで、塩釜市が買い取る方式で整備された。」

**<河北 H27. 12. 4>** 「石巻市は 3 日までに、・・・市街地に整備する災害公営住宅について、既存の民間賃貸住宅を活用する制度の概要を固めた。「みなし災害公営住宅」を導入することで、整備の遅れによる戸数不足を早期に解消する。本年度内に住戸を募り、被災者の入居開始は来年 7 月を予定する。民間の賃貸住宅を借り上げて災害公営住宅にするのは被災自治体で初めて。」 / 「市は当初、被災者が住む「みなし仮設住宅」を災害公営住宅に切り替えることを目指したが、今回は見送る。」

**<岩手 H28. 1. 26>** 「県は 25 日、被災者の新たな生活再建支援策として、内陸に災害公営住宅を整備する方針を発表した。・・・内陸に定住を望む被災者のニーズに応える一方、被災地の人口流出の懸念を解消するため沿岸市町村に戻る意思をこれまで示していないなど入居要件を設ける。」 / 「釜石市で被災し、奥州市江刺区の雇用促進住宅で暮らすパート C さん（43）は「夫の仕事や子どもの学校を考えると今の場所を離れられない。小規模でも内陸のいろいろな地域に住宅を建ててほしい」と望む。」

地域で最後となる災害公営住宅の完成を告げる記事もみられた。

**<河北 H28. 7. 16>** 「仙台市若林区六郷で震災被災者を対象にした市内最後の災害公営住宅が完成し、

15日、入居予定者への鍵の引き渡しが始まった。・・・市内の住まいの再建は大きな節目を迎えた。」  
 / 「市内の仮設住宅に暮らす被災者は今月1日時点で1,762世帯で、ピークだった12年3月末の1万2,009世帯から85%減った。このうち、プレハブ仮設で暮らす77世帯は9月末までに全世帯が退去する見通し。」

一方、災害公営住宅の整備が難航していることに関する記事も少なからずみられた。

**<岩手 H25. 8. 30>** 「釜石市が同市天神町に整備する復興公営住宅・こども園の建設工事の入札が不調・不成立に終わり、こども園の開設時期を1年延期せざるを得ない状況になっている。」 / 「7月の指名入札が金額面で折り合わず不調に終わった。8月下旬の再入札では81社を指名し、3社が参加したが2社が辞退したため不成立となった。」

**<岩手 H25. 12. 31>** 「県は東日本大震災からの「復旧・復興ロードマップ（工程表）」を更新した。」 / 「完成時期が延びた公営住宅45カ所は戸数にすると1870戸で、全体の3割。3カ月から半年ほどの遅れが多いが、最長の釜石市桑ノ浜地区は2年3カ月延びて2016年度末に。もっとも遅く完成するのは大槌町の町方地区と安渡地区で17年度前半となる見込みだ。」

**<河北 H26. 3. 11>** 「県は10日、・・・計画される災害公営住宅1万5000戸のうち、2月末で29%に当たる4400戸が着工されたと発表した。」 / 「2月末までに工事が終わったのは330戸。」

また、必要戸数を把握し、確定する困難もあった。

**<福島 H25. 6. 12>** 「いわき市は11日、災害公営住宅の入居に関する市民への意向調査結果を公表した。入居希望は1637世帯（戸）で、整備予定の16カ所計1515戸に対して希望数が122戸上回った。」  
 ※3月1日～15日に郵送で実施。

**<河北 H25. 10. 5>** 「南三陸町は4日、災害公営住宅の仮申し込み状況を明らかにした。入居希望は3日現在で698世帯と、昨年の意向調査を踏まえた整備目標の930戸の約75%にとどまる。整備戸数の多い志津川地区中心部などが目標を下回った。・・・町は建設戸数を700戸台半ばに減らす方向で検討する。」

**<岩手 H26. 14. >** 「災害公営住宅について、昨年11月末現在で入居募集した8市町村の680戸のうち、1割以上となる77戸が空室となっていることが県のまとめで分かった。」 / 「県や釜石市によると、背景には、中心市街地から離れていることで敬遠されたり、住宅再建補助制度の拡充によって被災者が持ち家志向に変化したことがあるとみられる。無償の仮設住宅から家賃が発生する公営住宅への入居をためらうケースもあるという。」

**<河北 H26. 3. 13>** 「災害公営住宅について、県は12日、ことしの夏ごろまでに県内の建設戸数を確定させる考えを示した。」 / 「被災市町による災害公営住宅の整備を促進するため、土木部内に支援チームを設けたことも明らかにした。」

多くの被災者が災害公営住宅に居住するようになるにつれて、その課題に関する記事も多くなった。とりわけ、居住者の高齢化に関する記事が目立った。

**<福島 H27. 3. 9>** 「(被災) 3 県の災害公営住宅で、65 歳以上の高齢者は入居者の 37% を占めることが 8 日、自治体へのアンケートで分かった。」 / 「県別の高齢化率は福島 37.1%、宮城 35.6%、岩手 41.9%。」

**<岩手 H28. 3. 10>** 「(被災) 3 県にある災害公営住宅の入居者の 34.6% が 65 歳以上の高齢者で、このうち 1 人暮らしが 3 分の 1 に上ることが 9 日、分かった。・・・地域や肉親とのつながりを絶たれ、孤独感が心身の負担となることも懸念され、行政や地域による見守り支援がこれまで以上に必要となる。」

**<河北 H28. 9. 11>** 「(被災) 3 県の災害公営住宅の入居者 3 万 4,597 人のうち、65 歳以上が占める高齢化率は 38.9% に上ることが 10 日、河北新報社の調べで分かった。・・・1 人暮らしの高齢者は全 1 万 7,187 世帯の 24.6% に上り、孤独死は少なくとも 19 人が確認された。」

※高齢化率と上位 3 市町村

岩手県：40.8% ①釜石市：46.1%、②田野畑村：45.5%、③宮古市：42.9%

宮城県：37.8% ①塩釜市：58.0%、②女川町：55.1%、③七ヶ浜町：50.1%

福島県：40.5% ①南相馬市：53.5%、②桑折町：47.1%、③須賀川市：38.6%

### (原発避難者向け災害公営住宅の整備)

以上の記事は、災害公営住宅のうち地震や津波による被災者向けのものに関する場合がほとんどであった。これに対して、原発事故に伴う避難者向けの災害公営住宅の整備については、それよりも進展に時間を要することとなった。上述の地震・津波被災者向けについても元の市町村内でなく内陸で整備する取組がみられたが(岩手 H28.1.26)、原発避難者の場合には、元の地域への帰還が長期間できず、また、その見通しも付きにくい状況にあったことから、地元以外での整備(=「仮の町」)の必要性を含めて、より長期の対応を余儀なくされたといえることができる。

原発避難者向けの災害公営住宅に関する記事は多数みられており、例示すれば次のようなものがある。

**<福島 H25. 4. 3>** 「原発事故に伴う避難市町村については主に県営で整備が進められる予定だ。しかし、原発避難者向けに県営災害公営住宅の整備が決まったのはまだ 500 戸のみ。」 / 「県は「建設地の選定、入居希望者の把握など時間がかかり、整備計画づくりが進まないのが現状」と漏らす。」

**<福島 H25. 5. 8>** 「葛尾村は村内と三春町に整備を検討している災害公営住宅に関する住民意向調査の結果を 7 日までにまとめた。三春町内の公営住宅への入居希望は回答者の約 62% の 80 世帯に上り、村内の公営住宅への希望は約 5% の 6 世帯にとどまった。」

※対象：157 世帯、回答：130 世帯 (82.8%)、入居希望しない：43 世帯 (33.1%)

<p>&lt;福島 H25. 8. 3&gt; 「県は2日、原発事故の避難者向けとしては県内初となる郡山市日和田町の災害公営住宅の整備工事の<u>入札が不調に終わった</u>と発表した。当初の計画の平成26年3月完成、同4月入居開始は難しい状況となった。」 / 「県は今後、1週間ほど業者からの聞き取り調査を行い対応を検討し、あらためて同工事の入札手続きを実施する予定。」</p>
<p>&lt;福島 H25. 12. 11&gt; 「県などが整備する原発事故避難者向けの災害公営住宅の<u>建設が始まった</u>。12月10日現在で、会津若松、郡山、いわきの3市と飯舘村で計453戸が着工した。」</p> <p>※第一次県復興公営住宅整備計画・・・計3,700戸を平成27年度末までに完成。いわき市が1,800戸で最多。</p>
<p>&lt;福島 H25. 12. 21&gt; 「県は、原発事故に伴う災害公営住宅の整備戸数を、第一次整備計画の3,700戸から4,890戸に拡大する。20日、・・・第二次整備計画を発表した。」 / 「県は追加する1,910戸について、平成27年度以降の早い時期に入居できるように整備する。」 / 「第二次計画では、ペットが飼える住宅を一部に整備する考えを新たに示した。」</p>
<p>&lt;福島 H26. 8. 5&gt; 「災害公営住宅について、県が平成27年度までに整備するとしてきた第一次整備計画分3700戸のうち、約4割に当たる1600戸の完成が1～9カ月遅れる見通しとなった。」</p>
<p>&lt;福島 H26. 11. 8&gt; 「原発事故の避難者向けに県が整備した初めての県営の災害公営住宅が<u>郡山市に2棟完成</u>し、7日、鍵の引き渡し式が行われた。」</p> <p>※市内日和田町・・・富岡町民向け1棟（20戸） 市内富久山町八山田・・・双葉町民向け1棟（20戸）</p>
<p>&lt;福島 H27. 1. 16&gt; 「原発事故に伴う避難者向け災害公営住宅の整備を加速するため、県は民間事業者が設計・建設したアパートなどの<u>共同住宅を買い上げる制度を導入</u>する。」 / 「県が発注する工事に比べ、検査手続などが簡略化されることから3カ月程度工期を短縮できるという。」</p>
<p>&lt;福島 H27. 6. 23&gt; 「復興庁は22日、震災による本県の災害公営住宅と民間住宅向け宅地整備の進捗率を初めて発表した。4月末現在の<u>災害公営住宅の進捗率</u>は、地震・津波被災者向けが59.8%、<u>原発事故避難者向け</u>が10.4%にとどまった。民間住宅向け宅地の進捗率は34.1%だった。」</p>
<p>&lt;福島 H28. 1. 12&gt; 「県が整備している原発事故に伴う避難者向け災害公営住宅の入居者のうち、<u>65歳以上の高齢者は53.6%</u>と半数以上を占めることが11日、県の調査で分かった。宮城、岩手の両県に比べ、約20%高い。県は原発事故で家族の分断が進んだことなどが要因とみている。」</p>
<p>&lt;河北 H28. 5. 21&gt; 「全村避難する<u>福島県飯舘村</u>が草野地区に整備を進めていた災害公営住宅（2棟8戸）が完成し、式典が20日、現地であった。村営での災害公営住宅完成は初めて。」 / 「村は帰還困難区域を除き来年3月の避難指示解除を目指しており、早ければ今年7月1日開始目標の準備宿泊から、利用が始まる。」</p>
<p>&lt;福島 H28. 7. 27&gt; 「<u>本宮市</u>が整備を進めてきた災害公営住宅「吹上市営住宅」が完成し、27日、現地で鍵の引き渡し式が行われた。8月1日から<u>浪江、大熊</u>の両町民が入居を開始する。」 / 「計22戸。市が同時に整備を進めている・・・計39戸も今月中に完成する見込み。」</p>

「仮の町」は、地元市町村外の地に災害公営住宅のみでなく、役場（出張所）などの公共機関、病院、介護施設、学校、商業施設などの生活基盤をセットでの整備をめざすものである。これに関する記事もここで紹介しておこう。

**<福島 H25. 4. 27>** 「福島復興再生特別措置法の改正案が 26 日、参院本会議で全回一致で可決され、成立した。町外コミュニティ（仮の町）の整備に充てる生活拠点形成交付金の創設が正式に決まった。」

**<福島 H25. 6. 11>** 「原発事故に伴う長期避難者のための町外コミュニティ（仮の町）に関する第二回協議会が 9 日、郡山市で開かれ、いわき市など 10 市町村に仮の町を整備することで合意した。」

※いわき市・・・富岡、大熊、双葉、浪江 郡山市・・・富岡、大熊、双葉  
南相馬市・・・双葉、浪江、飯舘 福島市・・・飯舘 桑折町・・・浪江  
川俣町・・・飯舘 二本松市・・・浪江 大玉村・・・富岡  
会津若松市・・・大熊 三春町・・・葛尾村

**<福島 H25. 6. 12>** 「町外コミュニティ（仮の町）をめぐる、県などが仮の町の拠点として県内 10 市町村に整備する災害公営住宅の全体計画案が 11 日、判明した。全体戸数は県営、市町村営合わせて 3700 戸で、避難元市町村を最も多く受け入れる、いわき市には約 1800 戸を整備する。」／「復興庁と県は 14 日に計画を公表する予定。」

**<福島 H25. 7. 31>** 「二本松市と浪江町は 30 日までに、同町の町外コミュニティを同市油井字根柄山に整備することで合意した。」／「市有地で面積は約 4 万平方メートル。最初に 70 戸分を建設する予定。」

**<河北 H28. 6. 25>** 「原発事故で一時、埼玉県加須市に役場ごと避難した福島県双葉町が、いわき市に役場機能移して 6 月で 3 年となった。現在は町民の 3 割に当たる 2,081 人（6 月 1 日現在）が市内に暮らす。町域の大半を帰還困難区域が占める中、町はいわき市南部に避難生活の中心拠点を形成する計画だが、道はまだ半ばだ。」／「誤算は、県が同市勿来地区に整備する災害公営住宅の着工が、用地買収の遅れなどで今年春にずれこんだことだ。／6 月の敷地に 1 戸建て（72 戸）と集合住宅（6 棟 108 戸）、医療機関や福祉施設、交流施設などを備えた「ミニ仮の町」を造る計画。町外拠点の「核」となる場所だが、入居開始は 17 年度後期に延びた。」

## ウ. 高台移転（集団移転促進事業、土地区画整理事業など）

甚大な津波被災を伴った今回の震災において、津波浸水地域（「危険区域」に指定）の高台移転が大きな課題の一つとなった。この場合、高台での土地造成、造成された土地での災害公営住宅の整備又は引き渡された土地（区画）での被災者による住宅の自前建設、市町村等による元の土地の購入と利用、といった手順がとられることとなる。その過程では、地権者や住民の合意形成などの多様・複雑かつ慎重な配慮を要する手続きが伴うこととなる。

被災者の住宅再建支援の一環であるこうした取組に関する記事も多くみられたが、地域にも留意して例を挙げれば、次のようなものがあった。

<p>＜河北 H25. 4. 19＞「南三陸町の旧歌津町内では初となる防災集団移転促進事業が寄木・葦の浜地区で始まり、18日安全祈願祭が現地で開かれた。同町の促進事業着工は旧志津川町内の戸倉藤浜に続き2件目。・・・来年9月末の完成を目指す。」</p>
<p>＜河北 H25. 6. 4＞「石巻市は3日、東日本大震災の防災集団移転促進事業で今月、災害危険区域の被災宅地などの買い取り手続きを始めると発表した。」</p>
<p>＜福島 H25. 6. 4＞「防災集団移転促進事業で、いわき市は移転促進区域の錦町須賀の移転先となる住宅団地の宅地引き渡しを10日に開始する。住民への引き渡しは市内で初めて。移転先は市内錦町ウツギサキなど約0.7畝で、市が平成7年から進めている勿来錦第一土地区画整理事業区域内に住宅団地を設けた。」</p>
<p>＜河北 H25. 8. 16＞「石巻市の半島など周辺部で、移転先となる高台の造成が思うように進んでいない。造成で生じる膨大な切り土の仮置き場が十分に確保できないためだ。」／「約40世帯が暮らしていた同市北上町十三浜の白浜地区は津波で甚大な被害を受け、震災直後は30世帯ほどが高台移転を望んでいた。2年5カ月がたち、希望は16世帯まで減った。」</p>
<p>＜岩手 H25. 8. 31＞「陸前高田市は30日、高田地区・今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業（区画整理）等説明会を開いた。高田地区の高台6地区で計600戸の宅地を整備し、住宅建築は2015年度から一部で可能となる。全地区の造成工事完成は18年度を見込む。」／「今泉地区は、高台で住宅建築が始まるのは16年度以降となる。」</p>
<p>＜河北 H25. 10. 29＞「名取市下増田地区の集団移転事業で、移転先団地の造成工事の起工式が28日、現地で行われた。162世帯分を造成し、2014年度内の居住開始を目指す。閑上地区の復興計画が大幅に遅れている同市で初めて、復興事業のつち音が響く。」</p>
<p>＜福島 H25. 12. 6＞「津波被災に伴う防災集団移転促進事業で、南相馬市は5日、被災者の移転先として整備した住宅団地の宅地を引き渡す分譲契約を結んだ。南海老地区の自宅が津波で全壊し、同地区の住宅団地に移転する自営業Hさん（57）は「ようやく一歩を踏み出せる。これからも1日でも早く被災者が普通の生活に戻れるように努めてほしい」と桜井市長に求めた。」／「市は来年12月をめどに、旧警戒区域外の22団地に312区画の整備をする。」</p>
<p>＜河北 H26. 1. 31＞「亙理町が・・・集団移転先として同町吉田に整備を進めていた上塚団地（4区画）が完成した。計画する5団地6カ所では初めて。町は30日、移転する4世帯と引き渡しの契約を結んだ。」／「母、兄と暮らす自宅を再建するHさん（29）は「仕事に出掛けるのに便利な希望通りの団地に自宅を再建できることになり、ほっとしている」と喜んだ。」</p>
<p>＜河北 H26. 3. 26＞「気仙沼市で第1号となる防災集団移転団地（6世帯、0.37畝）が28日、同市本吉町登米沢に完成する。」／「とりまとめ役として奮闘してきた団体職員Mさん（63）は、「念願の自宅がようやく建てられる」と喜んでいる。」／「地区の高台に不耕作の桑畑を見つけたのは12年2月ごろで、Mさんが提供を申し出たところ、地権者は・・・快く応じてくれた。同年5月に・・・整備計画が国の了承を得て事業はようやく前進。13年6月の着工にこぎ着けた。」／「Mさんは地区の高</p>

台にある2DKのアパートに、母と妻の3人で暮らす。3年間の仮住まいは、窮屈さもあってストレスがたまるといった。」／「土地は・・・4月中旬には引き渡される。自宅が完成するのは8月ごろ。」

**<河北 H28. 7. 28>**「被災者向けに東松島市が整備した防災集団移転団地のあおい（東矢本駅北）地区で27日、災害公営住宅の引き渡しがあった。今回で、同地区で計画された1戸建て用地と災害公営住宅の整備が全て完了した。」／「Iさん（40）は震災で、市大曲地区のアパートが津波で全壊。一家は市赤井地区のみなし仮設住宅で暮らしてきた。「小さい子どもがいるので、安心できる。まちづくりを担う一員として、住みよい環境をつくっていきたい」と語った。」

なお、「危険区域」外の被災者グループが自主的に集団移転を進める事例もみられた。

**<河北 H25. 11. 1>**「仙台市宮城野区の津波被災者グループが自主的に進める内陸部への集団移転事業の起工式が31日、同区福室久保野の現地であった。災害危険区域外からの移転事業が着工するのは県内で初めて。」／「自主移転は、災害危険区域に隣接する宮城野区の新浜、南蒲生両地区の計19世帯が計画。」

## エ. 住宅再建支援

自力での住宅再建に対しては、国の支援（被災者生活再建支援金）とともに、市町村により独自に支援策が講じられた。以下は、例示であり、これら以外にも多くの市町村に関する記事がみられた。

**<河北 H25. 4. 23>**「多賀城市は、震災の津波と地震で被災し、市内で住宅を再建する世帯に最大500万円を支給する支援制度を発表した。」

※「市被災者住宅再建総合支援制度（仮） 自宅建築・購入・・・補助基本額100万円、利子相当最大250万円、津波浸水域での再建50万円、指定区域でかさ上げ最大100万円

**<岩手 H25. 5. 10>**「大船渡市は9日、被災者の住宅再建支援策を拡充する方針を示した。自力移転が最も恩恵を受け、これまでより計667万円多い、最大1,473万円の支援となる。独自補助金を150万円増やし、利子補給として上限708万円を補助することによる。」

※野田村<岩手 H25.5.29>、陸前高田<岩手 H25.5.30>などでも住宅再建支援を拡充

**<河北 H25. 6. 3>**「津波浸水域で災害危険区域から外れ、住宅の自力再建を迫られている被災者に、岩手、宮城の被災市町村が相次いで支援策を打ち出している。」

なお、福島原発避難者の住宅再建に関連して、次のような記事がみられた。

**<福島 H26. 3. 11>**「（被災）3県で震災の住宅被害に遭い、その後、再建のめどが立ったとして「被災者生活再建支援金」を追加申請・受給したのは、受給世帯全体の55%（2月末時点）にとどまることが10日、各県への取材で分かった。」／「福島が59%、宮城58%、岩手33%だった。」／「大熊町



は19%で「先の見通しが分からないため、住民も迷っているのでは」と話す。同じ全町避難でも双葉町は45%。町のほとんどが帰還困難区域に指定されており、「当分帰れないと判断して町外で住宅を再建する住民もいる」という。

### オ. 復旧・復興公共工事と人手不足

復旧・復興過程においては、上述の住宅再建以外にも多くの公共事業・工事が実施される。例えば、震災がれきの収集・処理、道路・鉄道、病院、学校等の公共施設、水門、防潮堤などの防災施設の復旧や新增設・整備といった事業・工事が実施される。これらに関しても多くの記事がみられており、その中からいくつかを挙げておきたい。なお、除染等の原発事故対応のものについては、ここでは取り上げていない。

#### (がれき処理関連)

**<河北 H25. 4. 19>**「仙台市が行う震災で発生したがれきの処理が、ことし9月までに完了する見通しとなったことが18日、分かった。」／「市内で発生したがれきは推計約135万ト。」／「当初30万トの焼却処理を想定していた可燃物は、製紙工場のボイラー燃料などとして木くずの再利用が進んだため、6万ト減少。」／「リサイクル率は50%の目標を大幅に上回り、12年度末で72%、最終的には75%前後となる見通し。」

**<岩手 H25. 5. 8>**「環境省は7日、東日本大震災で発生した福島県のがれき処理について、政府目標の来年3月末の完了を断念し、今夏をめどに完了時期を示す方針を発表した。」／「一方、岩手、宮城両県のがれきは、県外の自治体が代行する広域処理と県内処理分の受け入れ調整が済み、来年3月までにすべての処理が終わる見通しとなった。」

**<河北 H25. 12. 5>**「災害廃棄物について、宮城県が被災市町から受託していた可燃物の焼却処理が年内で終了する見通しとなったことが4日分かった。・・・施設解体を含め、全ての処理作業が当初の予定通り、来年3月末で完了することがほぼ確実だ。」／「県に委託せず独自に処理した仙台市と利府、松島両町は既に終了しており、県内全てで焼却処理が終わる。」

**<岩手 H26. 3. 30>**「本県のがれき処理は、今月末で終了する見込みだ。官民一体の懸命な作業で、500万トを越える膨大な量が目標の3年で片付きそうだが、その過程で処理推進には何度も「壁」が立ちはだかった。」

※「本県のがれき処理 仮置き場に収集し、破碎や選別をした上で焼却炉で燃やしたり、最終処分場に埋め立てたり、セメント工場で資源化するなどした。地元だけでなく県内の内陸部や県外の施設もがれき処理を受け入れた。」

#### (土地かさ上げ、水門、防潮堤工事など)

**<河北 H26. 5. 16>**「気仙沼市が被災した水産加工場の再建を目指す南気仙沼、鹿折の両地区で、地盤沈下した土地計30㌥のかさ上げ工事がほぼ完了した。道路や上下水道などのインフラを整備し、今

秋にも水産加工場建設が本格化する。」／「計画では、両地区を漁業区域（漁港施設用地）に設定し、水産加工場を集積する。」／「現時点で分譲予定社数は、南気仙沼地区が 61 社、鹿折地区が 22 社に上る。」

**<岩手 H25. 6. 5>** 「陸前高田市気仙町の気仙川水門は 4 日、本格着工した。気仙川は水門がなく、東日本大震災の津波は護岸を超えて河口から 7 ㌦以上遡上し、市街地が甚大な被害を受けた。」

**<河北 H25. 6. 22>** 「海岸防潮堤の整備など県が進める公共土木施設の復旧復興事業に必要な用地全体の 15%に当たる 2300 筆が、依然として取得困難な状態となっている。・・・相続人の所在地が分からないなど土地の権利関係に絡むケースが目立つ。」

**<河北 H25. 10. 12>** 「県が気仙沼市唐桑町鮎立（しびたち）地区の鮎立漁港に計画している海拔 9.9 ㌦の防潮堤について、地元の住民組織が海拔 5 ㌦に下げよう求める要望書を県に提出していたことが 11 日、分かった。」／「必要以上の高さの防潮堤で平地や漁港機能が失われる。生活に支障を来し、地域の衰退に拍車を掛ける」と訴えている。」

**<河北 H26. 2. 16>** 「防潮堤の建設計画をめぐり宮城県と住民の意見対立が続いていた気仙沼市内湾地区で 15 日、市の全体説明会があった。住民からは大きな異論は出ず、県が提示した海拔 4.1 ㌦の堤防高受け入れが事実上決まった。」

### （鉄道、道路）

**<岩手 H25. 4. 4>** 「第三セクター・三陸鉄道（本社宮古市）は 3 日、震災の影響で運休していた大船渡市の南リアス線盛一吉浜間（21.6 ㌦）を約 2 年ぶりに再開した。」

**<福島 H25. 5. 24>** 「「ふくしま復興再生道路」として県が整備した 288 号国道三春西バイパスが 23 日、全線開通した。同バイパスは郡山市西田町と三春町貝山を結ぶ延長 3.5 ㌦。」

**<河北 H25. 9. 3>** 「東日本大震災で被災した J R 気仙沼線の柳津—気仙沼間（55.3 ㌦）のうち、新たに 3 区間で 5 日、バス高速運輸システム（BRT）の専用道が開通する。」／「同社は今後、専用道区間を全体の約 7 割まで延ばす方針。」

※南三陸町の陸前戸倉—志津川（3.5 ㌦）、志津川—清水浜（3.8 ㌦）、陸前港—陸前小泉（2.8 ㌦）  
計 10.1 ㌦

**<岩手 H26. 1. 1>** 「第三セクター三陸鉄道（本社宮古市）は、震災で被災した運休休止区間について、南リアス線釜石—吉浜（大船渡市）間（15 ㌦）を 4 月 5 日、北リアス線田野畑—小本（岩泉町）間（10.5 ㌦）を 4 月 6 日に再開する方針を固めた。」／「今回の復旧で南北リアス線（計 107.6 ㌦）は全線が運行を再開する。」

※運転再開経過・・・①H23.3 北リアス線：久慈—陸中野田間、宮古—小本間（計 36.2 ㌦）

②H24.4 陸中野田—田野畑間（24.3 ㌦）

③H25.4 盛一吉浜間（21.6 ㌦）

＜福島 H26. 9. 18＞「整備が遅れていた常磐自動車道の浪江―南相馬インターチェンジ（IC）間と相馬―山元（宮城県山元町）IC間は12月6日に開通する。」／「南相馬―相馬IC間は24年4月に先行して開通した。常磐富岡―浪江IC間は来春のゴールデンウィーク前に整備が完了する見通しで、県内の常磐道が全線で開通する。」

＜河北 H27. 1. 29＞「被災したJR仙石線の全線運転再開が5月末の見通しとなったことが28日、分かった。」

### （復興の「遅れ」）

このような公共事業・工事が集中する中で、災害公営住宅をはじめとして種々の面について「遅れ」が指摘された。例えば次のような記事がみられた。

＜岩手 H25. 5. 1＞「県は30日、復興実施計画について、2012年度の計画値に対する進行状況の確定版を公表し、評価項目の396指標のうち38.1%に当たる151指標が「遅れ」や「未実施」だった。」／「遅れ」の主なものは災害廃棄物の処理や災害公営住宅の整備、事業者の二重債務対策などで、「未実施」は海岸保全施設への避難路設置や、被災した公立文化施設の災害復旧だった。」

＜岩手 H25. 8. 17＞「2012年度政府予算に計上された東日本大震災の復興費のうち35.2%に当たる約3兆4千億円が使われなかった。用地取得の難航や人手・資材不足により「使いたくても使えない」のが現状だ。復興加速を目指す本県被災自治体は予算執行を阻む「壁」にもどかしさを募らせ、基金創設など制度や予算の柔軟運用を求める声を強めている。」

＜河北 H26. 2. 21＞「防潮堤整備やまちづくりの用地取得が難航している。地権者との権利調整に膨大な時間と労力がかかり、計画が遅れる可能性もある。」／「国は・・・、収用手続や財産管財人制度の活用で取得を早める対策を講じた・・・。」／「県は「効果は限定的」と見る。・・・相続人同士の協議が整わない土地は、収用自体が難しいからだ。」

＜河北 H26. 2. 22＞「河北新報社は大規模な津波被害のあった岩手、宮城、福島3県の沿岸37市町村を対象に復興まちづくりに関するアンケートを実施した。」／「公的な住居整備事業で完成する戸数は、3月末時点で計画の6.7%にとどまることが分かった。」／「住居再建を含む復興事業を進める上での課題として、・・・多くの市町村が技術系職員の人材不足や資材、人件費の高騰を挙げた。気仙沼市は「応援職員を派遣してもらっても必要数を満たさず、慢性的に人手が足りない」と訴えた。」

※3県計：計画49,394戸／完了3,304戸（6.7%） 岩手：15,599戸／864戸（5.5%）

宮城：29,546戸／1,923戸（6.5%） 福島：4,249戸／517戸（12.2%）

### （入札不調、工事単価上昇、人手不足等）

こうした「遅れ」をもたらせている要因の一つには、上記（河北 H26.2.21）のように用地取得の難航がある。それとともに、入札不調・未契約の件数増加があり、その背景には資材の高騰や建設業等における人手不足がある。これに関連した記事例には次のようなものがあった。

＜河北 H25. 6. 2＞「県が 2012 年度に一般競争入札を実施した建設工事のうち、契約に至らなかった割合が 6.2%だったことが、県の集計で分かった。未契約件数は全体で 66 件だった。」／「県はこれまで、落札者が決まらず不調となった入札割合を公表していたが、未契約の工事割合は出しておらず、新たな指標とするため集計した。」

＜岩手 H25. 6. 23＞「被災地で、住宅価格の上昇が目立ってきた。本県、宮城、福島 3 県の一戸建て木造住宅の建築費は資材や人手の不足が響き、震災前に比べ平均 7.3%増加。」／「3 県の住宅団体が 2 月に合同で調査し、144 社の工務店が回答した。1 坪当たりの工事単価は宮城が震災前に比べ 11.6% 増の 53 万円。本県は 6.6% 増の 51 万 7 千円。福島は 6.4% 増の 54 万 5 千円だった。」／「大工・職人については、57.6%（の工務店）が不足しているとした。」

＜河北 H26. 3. 9＞「復興事業は、人材不足や資材高騰で遅れが生じている。入札の不調が相次ぎ、被災地の市町村が対応に苦慮。内陸部の事業にも影響が表れている。」／「震災前の 2010 年度の入札不調は年間数%しか発生しなかった。復旧事業が始まった 11 年夏ごろから入札不調が増加。宮城県では 40%を超えた月があった。13 年度後半は 3 県とも 20～30%の高水準で推移している。」／「入札不調の原因は、資材や労務費の単価が上昇し、行政の積算基準とずれが生じた面がある。」

※被災 3 県の公共工事設計労務単価（2010 年 4 月→2014 年 2 月）

普通作業員：11,433 円→16,066 円、鉄筋工：15,100 円→21,533 円、型枠工：15,833 円→22,666 円

＜岩手 H26. 4. 10＞「都道府県が 2013 年 4～12 月に実施した公共工事の入札のうち、受注業者の決まらない「入札不調」などが占める割合は平均 7.8%で、例年の 2～3%に比べ急増していることが 9 日、共同通信社のアンケート調査で分かった。」／「本県はアンケートによると、2013 年 4～12 月に 1154 件の入札を実施し、21.8%が不調に終わった。12 年度は 12.3%だった。」

＜福島 H27. 6. 27＞「県発注工事（予定価格 250 万円超）の平成 26 年度の入札不調発生率は 21.1%で、3 年連続で 20%を超えた。26 日までに県がまとめた。入札不調のうち、入札者ゼロの「応札なし」は震災以降、初めて 7 割を超えた。・・・作業員や技術者不足が深刻さを増していることなどが原因で、事業の遅れが懸念されている。」

＜岩手 H27. 7. 11＞「沿岸被災地の復興工事がピークを迎える中、県発注工事の入札不調は高い水準が続いている。」／「県建設業協会宮古支部の大坂文人支部長は「労務者も技術者も不足している。発注者も必死で、不調が出ないように努力していると感じるが、各業者とも精いっぱい」と切実に語る。」

＜福島 H27. 12. 20＞「県内の住宅価格が浜通りを中心に上昇している。」

※県内の工事単価の推移（坪当たり・万円）

	H20	H25.2	H25.10	H26.7	H27.7
浜通り平均	50.1	54.5	59.6	61.8	62.3
中通り・会津平均	51.6	54.6	57.0	58.0	57.4
県平均	51.2	54.5	57.7	59.4	59.4

こうした人手不足に対して、求人情報の広域提供などとともに、公共工事における労務単価の引き上げ等の対応がとられた。

**<河北 H25. 6. 22>** 「国土交通、厚生労働両省は 21 日、建設業の人手不足解消に向け、ハローワークで地元の企業を紹介するだけでなく、ほかの都道府県を含む広域的な求人情報を提供するなど新たな体制強化策を発表した。」 / 「このほか建設業者と就労希望者を効率よく結び付けるため、両者の面接会を充実させる。」

**<岩手 H25. 10. 2>** 「県は東日本大震災の復旧・復興工事で、工事予算に費用を上乗せ計上し、作業員用の宿舎を建設するケースを設ける方針を決めた。本県沿岸部の宿泊施設不足が、復興工事の落札業者が決まらない「入札不調」の要因となっていることを受けた措置だ。」 / 「内陸部や県外の業者が宿舎を確保できないとして入札参加に二の足を踏むケースが少なくない。」

**<河北 H26. 1. 31>** 「国土交通省は 30 日、公共工事の予定価格（落札上限価格）算出に用いる建設現場の職人の 1 日当たり基準賃金である「公共工事設計労務単価」を全国平均（全職種）で 7.1%増の 1 万 6190 円に引き上げると発表した。」

※岩手県：17,454 円（8.9%） 宮城県：18,379 円（8.6%） 福島県：16,945 円（7.8%）

**<福島 H27. 1. 31>** 「国土交通省は 30 日、公共工事の予定価格算出に用いる建設作業員の 1 日当たりの基準賃金「公共工事設計労務単価」を 2 月 1 日から本県全職種平均で 8.9%（昨年 2 月比）引き上げ、1 万 7,625 円に改定すると発表した。本県の引き上げ率は全国平均 4.2%の 2 倍以上となり、伸び率は全国で最も高くなった。」 / 「ただ、（被災 3 県）宮城県平均が 1 万 8,878 円、岩手県平均が 1 万 7,965 円と、依然として本県平均より高い水準にある。」

なお、人手不足は、建設業に限られた問題ではなく、他の産業においても課題化している。

**<岩手 H28. 1. 15>** 「県経営者協会は 2015 年度の雇用動向調査をまとめ、「（現状の）雇用人員が不足している」と回答した県内企業は 46.6%（前回調査比 12.8 ㊦増）に上り、過去 5 年間で最も高かった。」 / 「共和水産（宮古市）の鈴木良太専務は「急激な復興需要で、水産加工業は人が足りない状況が続く」と現状を語る。・・・鈴木専務は「比較的安定し、きれいな工場で若い人も挑戦できる仕事の魅力を訴えたい」と PR する考えだ。」

**<河北 H28. 2. 18>** 「被災地では、・・・介護職不足が、全国に先行する形で表面化している。震災の影響や高齢化に伴う介護ニーズの拡大に対応しきれない自治体も多く、地域社会の再建に影を落とす。」 / 「2010 年 9 月～15 年 9 月の要介護・要支援認定者の増加率は、宮城が 25.2%（増加数 3 万 2015 人）で最も高く、福島 21.9%（1 万 9064 人）、岩手 19.7%（1 万 2586 人）と続く。」

### （参考）

この間における岩手県の建設業界の動向について、岩手県建設業協会が「震災復興 5 年の記録」と題する冊子を取りまとめている。その中から、復旧・復興工事に関する部分を要録した【コラム】（次ページ及び次々ページ）を作成したので、参照されたい。

**【コラム】岩手県における復旧・復興工事について  
一般社団法人 岩手県建設業協会「記憶を思いに未来につなげる 震災復興5年の記録 これからも地域とともに」から**

一般社団法人岩手県建設業協会が、5年の記憶を未来に伝えることを目的に「被災地の現状と課題」、「建設業者や地域住民の思いと希望」、「建設業が果たした役割や教訓を後世へ」の3つを主要テーマに編集したものである。(特にお願いで冊子の提供をいただいたが、<http://www.iwaken.or.jp/>でも参照可能)

○「岩手県における施工確保対策について」(岩手県土木整備部建設技術振興課) <p66～67>より抜粋  
「図一1は、県営建設工事の入札不調の状況を示したものである。震災前の平成22年度は3%だった不調発生率が平成25年度には21%にまで急上昇した。」

※(図一1は実際はグラフであるが、データのみ示す。)

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
入札件数	1443	1567	1651	1386	1304	927
不調件数	43	139	203	297	272	100
不調発生率	3	9	12	21	21	11

※平成27年度は12月までのデータ。不調発生率の単位は%。

「このような状況のもと平成24年度～25年度を中心に、施工確保対策として多くの措置を打ち出してきた。図一3は、県土整備部の土木系工事において施工確保対策として実施しているものを示したもので、大きく分けて「工事価格の適切な算定」のための措置と「技術者や技能者等の確保」のための措置であり、基本的に国が定めた制度を準用している。」

図一3 県土整備部の施工確保対策(土木系工事の場合) ※一部改変

＜工事価格の適切な算定＞	
①	工事発注ロットの拡大及び工期付与 H24.2.1～
②	設計労務単価の改定 H24.2.20～、H24.6.21～、H25.3.29～、H26.2.1～、H27.2.1～(震災前の約1.5倍)
③	インフラスライド条項の運用 H24.2.20日以降完成工事
④	施工箇所が点在する工事の間接費 H24.7.9～
⑤	契約後における単価適用年月変更の運用 H24.8.1～
⑥	遠隔地からの資材調達に要する輸送費 H24.8.10～、H26.1.20～全県に適用拡大
⑦	被災地以外からの労働者確保に要する追加費用 H24.10.10～、H25.11.15～全県に適用拡大
⑧	単品スライドのコンクリート類への適用 H25.5.21～
⑨	単品スライド手続きの簡素化 H26.2.3～
⑩	被災地で使用する建設機械の損料の補正 H25.7.1～補正率=1.09、H26.4.1～補正率=1.05
⑪	被災地の施工実態を踏まえた被災3県専用歩掛(復興歩掛)の適用 H25.10.1～、一部改定H26.4.1～
⑫	復興係数による工事費の補正(共通仮設費1.5、現場管理費1.2) H26.2.3～
⑬	コンクリート2次製品の地区単価の設定 H27.5～
＜技術者や技能者等の確保＞	
①	現場代理人の兼務(2500万円未満の工事は2件まで兼務可能) H23.10.28～
②	一人の主任技術者が管理できる近接工事の明確化 H24.3.1～5kmまで兼務可、H25.10.1～10kmまで兼務可
③	監理技術者等の「恒常的な雇用関係」について(3ヶ月常駐雇用の緩和) H24.4.1～
④	復興JV制度の導入 H24.8.13～、H25.11.15～構成員要件の拡大(内陸企業代表者可、異なる等級組合せ可)
⑤	労働者宿舍建設に要する費用の工事費への計上 H25.8.8～
⑥	工期に資材や労働者確保等のための「施工準備期間」を設定 H26.2.1～

○沿岸復興事業例(「第2章 震災から5年『被災地のいま』～沿岸復興事業写真レポート～」より抜粋)

※標題にあるとおり、実際は写真による工事紹介であるが、ここでは工事名等のみ掲げている。

- ・陸前高田市……
  - 高台造成(今泉地区) ※今泉地区から土砂を搬出した(巨大な)ベルトコンベヤー、防潮堤の第1線堤(海側)と第2線堤(この間に松原が再生される)、農地海岸保全施設災害復旧事業(小友地区)
  - 災害公営住宅(下和野地区)、防災集団移転促進事業(脇ノ沢団地、月山団地)
  - 津波復興拠点整備(災害公営住宅、コミュニティホールなど/高田・柳ヶ沢地区)、公共施設集積エリア造成(広田地区)
  - 各種災害復旧事業(農地海岸保全(小友地区)、勝木田地区海岸、六ヶ浦漁港、広田漁港)
  - 津波復興拠点整備(ホテルや大型商業施設の建設/大船渡駅周辺)
  - 災害公営住宅の建設(みどり町地区、上平地区)、防災集団移転促進事業(崎浜地区、下館下団地、泊里団地、峰岸団地)
  - 水産物鮮度保持施設建設工事(大船渡港周辺)
  - 災害復旧工事(大船渡魚市場、大船渡港茶屋前地区周辺、綾里漁港、吉浜漁港、門の浜漁港、越喜来漁港)
  - 越喜来小学校、越喜来地区認定こども園、赤崎中学校
- ・釜石市……
  - 災害公営住宅の建設(市中心部、天神町、上中島地区、小白浜地区)、防災集団移転促進事業(根浜地区、箱崎地区)
  - 津波復興拠点整備と区画整理(鶴住居地区)、土地区画整理事業(罫石松原地区、平田地区)
  - 誘致企業の整備(片岸町)
- ・大槌町……
  - 防潮堤(片岸海岸、水海地区、下荒川)、災害復旧工事(釜石港須賀地区、唐丹漁港)
  - 津波復興拠点整備(町方地区、安渡地区)
  - 災害公営住宅の建設(未広町、大ヶケ口地区、屋敷前地区)、防災集団移転促進事業(寺野白澤団地、吉里吉里地区、波板地区)
  - 誘致企業の整備(安渡地区)
- ・山田町……
  - ほ場整備(下野地区/元がれき置場)、沿岸営農センター(大槌地区)、復興整備(沢山地区、吉里吉里地区、波板地区)
  - 災害公営住宅(山田中央団地、大沢地区)、土地区画整理事業(大沢地区)、高台団地(織笠地区)、高台再建(船越小学校)
- ・宮古市……
  - 防潮堤(山田漁港)、農地海岸保全施設(浦の浜地区堤防)
- ・岩泉町……
  - 水門工事(閉伊川、田代川)、防潮堤(緞ヶ崎地区、神林地区、高浜地区、金浜地区)、防波堤復旧(重茂漁港)
  - 災害公営住宅(田老地区、津軽石地区)、高台団地(田老地区)
  - 防災拠点(小元津波防災センター)、堤防築造工事(小本地区)、堤防かさ上げ(小本川左岸)
  - 災害公営住宅(小本地区)、高台団地(鳥越地区・黎明台団地)、学校等再建(小本小・中学校、おもこども園)
- ・田野畑村……
  - 各種復旧工事(鳥越地区コミュニティセンター、三陸鉄道鳥越駅舎)、防潮堤(明戸地区)
- ・菅代村……
  - 各種復旧工事(太田名部漁港、回防潮堤、譜代水門、沢漁港防波堤)、高台団地(新町高台団地)
- ・野田村……
  - 防潮堤整備(野田地区、米田地区、前浜地区)、農地海岸堤防(野田地区)、水門(米田地区、広内地区)
- ・久慈市……
  - 災害公営住宅(新町高台団地)、区画整理(城内地区)
  - 各種復旧・改良工事(久慈港玉の脇地区の港湾施設、小袖漁港海岸の水門、小袖海女センター)
  - 防潮堤(久慈湊漁港海岸、久喜漁港海岸)、堤防かさ上げ(久慈川河口部(左岸))
  - 災害公営住宅(久慈湊。大崎地区)
- ・洋野町……
  - 各種復旧・改良工事(種市漁港)、災害公営住宅・宅地かさ上げ(八木地区)、八木防災センターの高台移転

※このほか、国直轄事業として「復興道路」や「重要港湾」に関する工事が実施されている。

○以上のほか、発災時を中心とした地元建設業者やその従業員の活躍や思いが記録されている。

### （被災地自治体職員の人手不足）

人手不足は、被災地自治体職員についても大きな課題となり、地元での関心の高さから関連記事が多くみられた。被災地自治体には、全国の自治体から、あるいは民間企業から応援職員の派遣が行われ、復興業務等で活躍されているが、慢性的な不足状態にあるとされている。

**<河北 H25. 4. 27>**「県は 26 日、復興事業に必要な土木関連の人材を確保するため、2015 年度までの任期付きで職員 238 人を募集すると発表した。うち 143 人は、気仙沼市など 5 市町に派遣する。」

**<岩手 H25. 9. 11>**「被災市町村に全国の自治体から約 1400 人（今年 5 月時点）の職員が派遣されている。」／「陸前高田市に京都市から派遣された OJ さん (37) は初めて見る被災地にぼうぜんとなった。更地同然となった中心市街地は自分の想像力をはるかに超えていた。OJ さんの仕事は、自宅を自力再建する被災者への補助金支給だ。被災状況が分かる写真を求めたが、家は津波に流されて跡形もない。」／「復興庁の任期付き職員として採用され、福島県広野町の町民課に 7 月から派遣された OY さん (33) の仕事は、約 1600 人の町民が暮らす隣のいわき市内の仮設住宅を回り、話を聞くことだ。アンケートで住民の生活状態を把握、住宅に不都合があったら自分で直すことも。」

**<岩手 H25. 10. 24>**「県は 2014 年度に被災市町村が必要とする応援職員が、13 年度（611 人）を上回る 700 人以上となる見通しを示した。」／「県は 14 年度の内陸市町村からの派遣目標数を 13 年度実績（56 人）より多い 80 人に設定。県自体も任期付き職員（原則 3 年）を約 50 人追加雇用して被災市町村に送り込むほか、全国自治体などへの要請活動にも引き続き力を入れる。」

**<福島 H26. 1. 19>**「本県の復旧・復興に当たる他県などから県への派遣職員で、県は土木や建築など技術系職員の確保に苦労している。各都道府県や国に平成 26 年度分として 168 人の派遣を要請した。25 年度に派遣された 137 人を上回る。技術系職員は全国の自治体でも足りず派遣する余裕がないため、希望数に達するかは不透明だ。」

※技術系の派遣職員数の推移（（ ）内は要請数）・・・

平成 23 年度：98 人（131 人）、24 年度：148 人（206 人）、25 年度：137（207 人）

**<岩手 H26. 1. 29>**「被災した県内の沿岸市町村職員として、民間企業職員が復興支援に奮闘している。現在、陸前高田、大船渡、釜石、大槌の 4 市町で 17 人が働き、28 日は新たに大手ゼネコンの社員 1 人が 2 月から陸前高田市に派遣されることが決まった。」／「陸前高田市に派遣されるのは鹿島（東京都港区）の 60 代男性社員で 2 月 1 日から 1 年間。都市計画課で土地区画整理の用地関係業務に当たる。」

※派遣例・・・

大槌町：日本ユニシスからシステムエンジニア W さん（50）／仮設住宅への入居状況や義援金の申請・支給状況などのデータベースの作成・管理

大船渡市：LIXIL から T さん（40）／被災地の将来を担う人材育成、農林水産業の 6 次産業化など



＜河北 H26. 3. 4＞「東松島市役所の一角にオフィスを構える「東松島みらいとし機構」。・・・2012年10月に設立した社団法人だ。企業から派遣された社員ら約15人が、企業が提案する復興事業計画のとりまとめなどを担う。13年2月にKDDIから派遣されたFさん(36)もその1人。・・・現在は園芸施設の誘致に汗を流す。企業側との交渉はもちろん、行政側の担当セクションと用地選定の調整などを行う。」

「ヤマト運輸は13年5月、産学官の支援組織「未来創造イニシアティブ」を通じ、大船渡市にTさん(28)を派遣した。15年3月末まで、起業家の支援に従事する。」

＜河北 H26. 3. 22＞「(被災)3県で、2014年度の当初段階で職員が不足する市町村が50に上り、不足数は約480人に達することが各県のまとめで分かった。・・・特に建設関連の技術者の確保が難航しており、他自治体などからの応援を待つ状態が続く。」／「14年度は災害公営住宅の建設や高台への集団移転など復興事業がピークを迎え、被災市町村は本年度以上の人手が必要になる。」／「宮城の沿岸自治体の人事担当者は「一般事務職は何とか補充できるが、建設分野の専門技術職は困難。全国の自治体からの派遣に頼るしかない」と打ち明ける。」

＜河北 H28. 8. 5＞「震災で被災した県内の沿岸市町で、全国の自治体から派遣される応援職員の数が減少している。国の集中復興期間が終わり、職員の派遣を取りやめる動きが加速。・・・来年度の応援職員を確保できるかどうかはさらに不透明だ。」

※被災市町の派遣・任期付き職員と派遣元の推移

	2014年	15年	16年
派遣	685人	681人	653人
任期付き職員	450人	474人	528人
派遣元団体数	288	274	264

## カ. 仮設住宅の生活、退出そして撤去へ

これまでみたように、災害公営住宅の整備あるいは住宅再建が進展する一方で、それと併行して仮設住宅(借り上げみなし仮設を含む)での生活があり、そこからの退出として災害公営住宅への入居等がある。記事においても、仮設住宅をめぐるものが多い。その中で、復興への過程を示すものを中心として挙げておきたい。

まずは、仮設住宅への入居期間の延長に関する記事である。

＜河北 H25. 4. 3＞「仮設住宅の入居期間について、復興庁は2日、2013年度までの3年間としている入居期間を、被災した県と市町村の判断で延長可能にする方針を各自治体に通知した。」

＜岩手 H25. 9. 3＞「本県の仮設住宅の入居期間が、現行の3年間から4年間に1年延長されることが決まった。」／「災害公営住宅整備が遅れているため、県と厚生労働省が協議し8月30日付で認められた。」／「県内被災者は7月末現在、プレハブ型応急仮設住宅1万2352戸、「みなし仮設」の民間賃貸借り上げ住宅2443戸、公営住宅等815戸の計1万5610戸に3万6418人が暮らす。」

<p>&lt;河北 H25. 8. 31&gt; 「被災者向け仮設住宅の入居期間について、<u>宮城県</u>は 30 日、・・・期限を 1 年間延長し、14 年度末とすると発表した。同日、国の承認を受けた。・・・みなし仮設も対象となる。」</p>
<p>&lt;福島 H26. 5. 29&gt; 「県は 29 日、被災者が暮らす仮設住宅（借り上げ住宅を含む）の入居期間について、平成 28 年 3 月末まで 1 年間延長すると発表した。」</p> <p>※延長対象仮設住宅・・・49,941 戸（県内：36,183 戸（うち借り上げ 22,490 戸）、 県外：13,758 戸（全戸借り上げ））</p>
<p>&lt;河北 H26. 6. 28&gt; 「仮設住宅の入居期間について、岩手、宮城両県は 27 日、現行の 4 年間から 5 年間に 1 年間延長すると発表した。同日、国の承認を受けた。福島県は既に 5 年間への延長を決めている。」 / 「一方、岩手は 15 市町村について 1 年間延長せず、4 年間で終了とした。岩手の 6 市町村、宮城の 3 町については昨年時点で 3 年間での終了が決まっていた。」</p>
<p>&lt;岩手 H26. 6. 28&gt; 「本県の応急仮設住宅の入居期間が、現行の 4 年間から 5 年間に 1 年延長されることが 27 日決まった。延長は 3 回目。」 / 「今回の延長で応急仮設住宅は最大で 16 年 8 月ごろまで入居できる。」</p>
<p>&lt;河北 H27. 1. 22&gt; 「県は 21 日、仮設住宅の入居期間について、自治体ごとに一律に 1 年間ずつ延長してきた現行の制度に加え、災害公営住宅が完成しないなどの要件を満たした場合に限り 1 年間延ばす「<u>特定延長</u>」を導入する方針を明らかにした。」</p>
<p>&lt;岩手 H27. 4. 23&gt; 「県は 22 日、東日本大震災に伴う仮設住宅について、沿岸 7 市町村の入居期間を一律 1 年延長し、6 年間とする方針を発表した。」 / 「県によると、1995 年の阪神大震災は 5 年間で仮設利用を終えたが、本県は大規模な津波被害を受け、安全な宅地造成などに時間を要している。」 / 「県内の「みなし」を含む仮設住宅の入居戸数は 3 月末現在、1 万 2283 戸。利用が長期化するプレハブ型仮設については大規模な修繕を計画している。」</p> <p>※【岩手 H27.5.28】「県は 27 日、・・・一律 1 年間の延長が決まったと発表した。」</p>
<p>&lt;福島 H27. 6. 16&gt; 「県は、避難者が入居する仮設住宅、「みなし仮設」住宅の無償提供を平成 29 年 3 月末まで 1 年延長する。」 / 「避難区域外からの自主避難者は同年 3 月末で無償提供を終了し、転居費用の補助など県独自の支援策に転換する。」</p>
<p>&lt;岩手 H28. 5. 13&gt; 「岩手県は 11 日、東日本大震災の被災者向け仮設住宅の入居期間を、釜石市など沿岸部の 5 市町で 1 年間延期し、2018 年夏までとすると発表した。10 日に国の同意を得た。」</p>
<p>&lt;河北 H28. 9. 10&gt; 「<u>気仙沼市</u>が仮設住宅の入居期限を 7 年目まで延長する「<u>特定延長</u>」を県に申請した 761 戸のうち、県に認められたのは 9 日時点で約 7 割の 528 戸にとどまることが分かった。市が、該当者の漏れをなくすため、特定延長の要件をみたくかどうか未確定の世帯も含めて申請したことが一因という。」 / 「<u>特定延長は、公共工事の遅れなどで災害公営住宅や自宅など移転先が完成しない入居者を対象に、県が個別に仮設住宅供与期間を延長する仕組み。</u>」 / 「気仙沼、塩釜、多賀城、東松島、山元、南三陸の 6 市町が対象戸数を取りまとめ、7 月中に県に申請した。」 / 「市の・・・保健福祉部長は「要件を満たすかどうか再調査を徹底しており、確認できれば県に調整をお願いしたい」</p>

と要望した。」／「このほか、県内では、石巻、名取、女川の3市町が一律に仮設住宅の供与期間を1年間延長している。」

長期にわたる仮設暮らしに関しては、次のような記事がみられた。

**<岩手 H25. 12. 11>**「被災地は3度目の冬を迎えている。県内は復興まちづくりや住宅再建が思うように進まず、今なお3万4700人が仮設住宅（みなし仮設を含む）での不便な生活を強いられている。」／「陸前高田市米崎町の和方仮設団地で暮らす団体職員Sさん（37）は「我慢の限界に来ている人も多い。仮設に入る時は、ひと冬しのげば高台移転できると思っていた」と肩を落とす。・・・遅々として進まない集団移転は諦め、自力再建することにした。」

**<河北 H26. 3. 5>**「3県の沿岸部など42市町村で、要介護認定を受けた高齢者が増加傾向を続け、2010年3月末に比べると20%超の計約2万人増えたことが共同通信社の各自治体へのアンケート調査で4日、分かった。・・・仮設住宅などでの長引く避難生活が高齢者の健康に悪影響を及ぼす一方、改善が進んでいない実態が浮き彫りになった。」

**<福島 H27. 3. 9>**「福島、宮城、岩手3県警によると、仮設住宅では「孤独死」が2014年に計44人に上り、年間として最悪となった。ことし1月末までの累計は146人。」

**<福島 H27. 12. 11>**「避難者のうち約1万9000人は県内各地の仮設住宅で年を越す。空き部屋が増え続ける中、住民の孤立をいかに防ぎ心身の健康を保つかが大きな課題となっている。一方、建物は老朽化が急速に進む。木製基礎くいの腐食やシロアリ被害も確認され、入居者から早急に改修するよう求める声上がる。」／「11月末現在、県内の仮設住宅1万6,403戸のうち35%に当たる6,305戸が空き部屋となっている。」／「一方、・・・避難者の心のケアに当たる生活支援相談員は不足した状態が続いている。県は今年度、400人を目標に募集したが、今月1日現在で活動しているのは274人。雇用が単年度契約であることなどが影響し敬遠される傾向にある。国の補助金を年度ごとに受けて事業を実施しているため、雇用形態を変えるのは難しいという。」

仮設住宅からの退去又は退去の困難さに関する記事として、次のようなものがあつた。また、仮設入居者で転居先が決まっていな人が少なくないことも示された。

**<河北 H25. 6. 17>**「仮設住宅の集約が新たな課題として浮上してきた。・・・住宅再建の動きが本格化し、仮設住宅を退去する被災者の増加が見込まれるためだ。自治体側は仮設住宅が立つ土地の一部をできるだけ早期に活用したい意向だが、一方では災害公営住宅の家賃負担が難しい被災者が、仮設住宅に長く取り残される懸念もある。」／「いずれの自治体も「集約の具体的な検討は災害公営住宅が完成し、入居が本格化してから。しばらくは先の話」としている・・・。」

**<岩手 H26. 4. 29>**「釜石市は28日、市内に66カ所ある仮設住宅団地について、2016年度までに約3分の1の21カ所に集約する計画案を発表した。」／「市は地区ごとに住民説明会を開き転居などの協力を求めていく方針。」

＜河北 H27. 4. 20＞「県は本年度、仮設住宅から恒久住宅に移る被災者の転居支援を本格化させる。秋以降に入居期限を迎える仮設住宅があり、転居先が決まらない被災者に民間賃貸住宅の情報などを提供する。」／「県は7月、仙台市内に被災者転居支援センター（仮称）を設置する。県内のみならず仮設住宅で暮らし、転居先が決まらない被災者を個別訪問し、住宅再建の相談などに応じる。」

＜岩手 H27. 9. 11＞「(被災) 3 県の 34 市町村が、仮設住宅で暮らす住民の移転・再建に関する希望を調査した結果、再建の意向が不明の世帯は7月末時点で少なくとも約 3400 世帯に上ることが 10 日、分かった。・・・復興事業の遅れで新居の完成が見通せない人や、経済的事情で再建に踏み出せない人が依然として多い実態が浮かんた。」(共同通信の関係市町村取材結果)

＜河北 H28. 2. 25＞「今なお、県内のプレハブ仮設住宅の入居率は全体で5割を超えることが、県や市町への取材で分かった。・・・2017 年3月末に・・・仙台市や亘理町など5市町では入居者ゼロになる見通しだが、被災程度が大きい市町はプレハブ仮設解消までにさらに時間を要すると見込まれる。」  
※平成 28 年度末ゼロ見込み：仙台市、多賀城市、岩沼市、亘理町、七ヶ浜町

＜河北 H28. 6. 10＞「仮設住宅の入居世帯のうち退去後の居住先が決まっていないのは岩手、宮城両県で 2610 世帯と全体の約 10%に上ることが 9 日、河北新報社の調べで分かった。」

＜福島 H28. 2. 8＞「(被災) 3 県に立つ約 5 万 1 千戸のプレハブ仮設住宅のうち4割超が空室となった。住まい再建が本格化した現れだが、発生から5年で完全に仮設を解消できた阪神大震災と比べると大幅に遅れている。」／「かさ上げ事業の遅れや原発事故の影響で、全ての被災者が仮設を出るには、まだ数年かかる見込み。」

そうした中で、仮設住宅の撤去に関する記事もみられている。

＜岩手 H26. 2. 4＞「大船渡市は3日、同市大船渡町の大船渡北小校庭にある山馬越仮設住宅（88 戸）のうち、1 棟（4 戸）を 17 日から撤去すると発表した。撤去は市内で初めて。校庭に仮設があるため子どもたちの運動スペースの確保や、学校耐震化工事が進まないのが大きな課題になっており、解消への一歩となる。」

＜河北 H26. 2. 15＞「南三陸町は14日、民間地権者の要請に応じ、仮設住宅2団地の一部14戸を解体撤去し、用地を返還することを明らかにした。入居者には同じ仮設団地の別棟への転居を求める。」  
／「引っ越し代は町が全額を負担する。」

＜福島 H27. 2. 3＞「県と富岡町は三春町内にある仮設住宅1カ所を10月から撤去し、来年3月までに三春町に引き渡す方針を固め、2日、入居者に伝えた。・・・原発事故に伴う避難者向け仮設住宅の「集約案」が入居者に示されたのは県内で初めて。」／「入居者は県内各地の仮設住宅などに転居し、27年度末までに敷地を原状回復する予定。」

＜河北 H28. 4. 29＞「被災者 1020 人が身を寄せた岩沼市のプレハブ仮設住宅 384 戸の入居者が全員退去し、同市の仮設住宅が全て解消された。」／「住民全員が入居5年の期限となる28日までに退去し、集団移転先の玉岡西地区の災害公営住宅や、市内に自力再建した自宅に移った。」

＜河北 H28. 7. 22＞「被災者が退去した仙台市のプレハブ仮設住宅で 21 日、メーター類の撤去が始まった。10 月にも始まる住宅の解体工事に向けた作業で、市内のプレハブ仮設は本年度内に姿を消すことになりそうだ。」

## キ. 市町村外・県外避難した被災者

この地方紙記事収録の冒頭（ア.）においてみた福島県双葉町の例がもっとも典型的であるが、今回の震災においては、原発事故避難の場合のほかにも、津波被害のあった沿岸市町村から内陸市町村へ、あるいは県外へと広域の避難をされた人々が多くおられた。こうした方々についての記事も多くみられたところであるが、長引くことになりがちな避難生活に伴う問題、元の市町村への帰還か避難先等での定住かの選択、といった要点がある。記事のいくつかを紹介しておきたい。

### （避難の概況、避難生活そのものの問題点など）

＜岩手 H25. 9. 11＞「長男（9）、長女（3）を連れて福島県郡山市から山形県寒河江市に避難している主婦（39）。仕事で福島に帰った夫（39）と離れた二重生活をしている。」／「事故前に購入した一軒家のローンがのしかかる上、貯金を切り崩す二重生活はきつい。」

＜福島 H25. 12. 21＞「本県の避難者数は 16 万人を超えていたが、12 日現在の県のまとめでは 13 万 9,916 人と 14 万人を切った。」

※県内避難者・・・90,384 人（借り上げ住宅：52,738 人、仮設住宅：28,921 人、

雇用促進住宅・公務員宿舎：4,249 人、親戚・知人宅：3,252 人）

県外避難者・・・49,554 人（東京：6,865 人、山形：6,027 人、新潟：4,721 人、茨城：3,742 人、千葉：3,394 人、宮城：2,492 人、神奈川：2,174 人など）

＜福島 H25. 8. 26＞「原発事故から 2 年 5 カ月が経過し、県外避難者が心の悩みを抱え疾病にかかる深刻な事態も起きている。・・・県は 10 月、避難者の多い山形、新潟、東京都 3 都県に常設の相談窓口を開設する。地元の臨床心理士会などに事業を委託し、臨床心理士らに対応する。」／「避難区域が設定された県内 13 市町村の住民を対象にした県の「こころの健康度・生活習慣に関する調査」（24 年度）では、・・・約 7%が「心理的なストレスからの支援が必要」と判定された。」／「郡山市から長男（11）と横浜市に避難している主婦 T さん（41）は「避難が長引き、悩みが常に付きまとう。きめ細かな支援態勢が必要」と訴えている。」

※「県は、平成 24 年 4 月に開設した「ふくしま心のケアセンター」で、避難者からの生活の悩みなどについて相談を受け付けている。」

### （地元への帰還希望）

＜岩手 H26. 1. 8＞「北上市の高橋敏彦市長は 7 日、被災地に帰還せず、市内に永住を望む東日本大震災の避難者に対する生活再建支援を行う方針を示した。」／「帰還を前提としてきた方針を見直す。」

／「昨年12月27日現在、同市では248世帯、534人がみなし仮設住宅などで生活を送る一方、既に約50世帯が市内に新居を建築するなどしている。」／「釜石市片岸町で被災し、家族4人と共に北上市堤ヶ丘のみなし仮設住宅で暮らすKさん（64）は「被災地の復興を待っている、あと何年も避難生活から抜け出せない。古里を捨てるようで心苦しいが、3年を一つの区切りとする高橋市長の考えは避難者の現状に即していると思う」と受け止める。」

**<河北 H25. 6. 30>**「震災で家を失い、登米市の仮設住宅で暮らす宮城県南三陸町の被災者のうち、町への帰還を希望している人は5割弱にとどまることが、河北新報社が実施したアンケートで分かった。」

※仮設住宅退去後に居住を望む自治体

・・・南三陸町 48.2%、登米市 20.8%、両市町以外 3.0%、分からない 27.9%

**<河北 H25. 6. 30>**「33棟に約350世帯が暮らす登米市南方町のイオン南方店跡地仮設住宅。すぐそばで真新しい平屋が建築中だ。施主のGさん（83）は現在、仮設に暮らす。・・・「80歳を過ぎて家を建てるなんて、夢にも思わなかった」という。南三陸町志津川の自宅は津波で流され、なりわいの養殖業の資材もすべて失った。「生まれ育った故郷に帰りたい。今もそう思う」。仮設暮らしの日々の中で、その思いは揺らいだ。・・・悩んだ末に同年（2012年）秋、新居を構えることを決めた。約2500万円の建築費は貯金や南三陸町の所有地の売却金を充てた。・・・町の構想では宅地は高台移転が原則で、震災前より買い物などに不便を強いられる可能性が高い。15年度の診療再開を目指す町の公立志津川病院も診療体制は不透明だ。・・・「80歳を過ぎて、いまより不便な生活はできない」。震災後、体調を崩しがちになった妻の身も気がかりだ。」

**<河北 H26. 3. 26>**「登米市は25日までに、同市外で住宅を失った被災者向けに建てる災害公営住宅24戸の建設場所を、同市迫町佐治の大網地区とする方針を決めた。」／「建設予定地は市中心部に位置し、半径2<sup>キ</sup>に市役所や登米市民病院などがある。・・・商業施設も多い。」

**<岩手 H27. 11. 21>**「県は20日、沿岸部から内陸や県外に避難した被災者を対象にしたアンケート結果を公表した。居住地について「元の市町村に戻りたい」と答えたのは内陸18.5%（前年比4.2<sup>割</sup>減）、県外19.8%（同6.1<sup>割</sup>減）でそれぞれ2割を下回った。」

### （原発避難者の地元帰還意向）

**<福島 H25. 7. 1>**「東京都内に避難している世帯に都が実施した調査で、都内定住を希望する世帯が回答者の44%に上り、前回調査を上回ったことが分かった。回答者の約8割は福島県からの避難世帯で、原発事故が収束せず、地元への帰還を諦める世帯が増えている実情が明らかになった。」／「世帯主の就業状況は無職が50.1%と半数を超えた。」

※3555世帯対象／1139世帯回答、2～3月実施

（地元県・・・福島県：約81%、宮城県：約14%、岩手県：約4%）

都内定住希望：44.3%、地元帰還希望・時期未定：32.3%、仮設住宅の入居期間は都内希望：16.9%、

地元・東京以外を希望：2.9%、地元県（元の自宅以外）に1年以内に帰還：1.9%、  
 地元県（元の自宅）に1年以内に帰還：1.8%

**<福島 H27. 12. 5>** 「田村市都路地区の住民意向調査で、平成26年4月に避難指示解除された地域の住民の63.6%が「震災発生当時の住居」に戻ったと回答し、昨年10月の前回調査に比べ22.8ポイント増えた。復興庁が4日、田村市都路地区と川俣町山木屋地区の調査結果を発表した。」／「震災発生当時の住居」と答えた人以外に今後の住居について尋ねたところ「都路地域に住みたい」が33.3%、「田村市内（都路地域以外）に住みたい」が18.2%で合わせて半数を超えた。」

「川俣町山木屋地区の調査では、帰還について「戻りたい（将来的な希望も含む）」が44.2%で、昨年12月の前回調査に比べ1.3ポイント減った。」

※10月2～16日実施。

田村市都路地区：876世帯対象、回答528世帯（60.3%）

川俣町山木屋地区：556世帯対象、回答342世帯（61.5%）

**<福島 H28. 2. 20>** 「復興庁は19日、・・・双葉、飯館両町村と、・・・川内村の住民意向調査の結果を発表した。避難指示解除後の帰還意向は「戻りたいと考えている」が双葉で13.3%、飯館で32.8%と、前回調査に比べ、双葉で1.0ポイント、飯館で3.4ポイントそれぞれ増えた。」

※川内村の調査結果・・・

- ・現在の居住場所・・・「震災発生当時の住居」：46.6%（避難指示解除地域38.5%）、  
 「震災発生当時の住居以外」：26.6%（29.9%）  
 「震災発生当時の住居とそれ以外の住居を行き来」：26.6%（29.9%）

**<福島 H28. 3. 5>** 「檜葉町の避難指示が解除されて、5日で半年となる。復興庁は4日、1月に町内の世帯を対象に実施した帰還に関する意向調査の結果を発表した。既に帰還しているか帰還する意向を示したのは50.7%となり、半数を超えた。」

※全3,548世帯対象。1,989世帯から回答（56.1%）。

- 「現在、町に戻っている」：7.6%、「早期に町に戻る」：8.4%（前回調査（すぐ戻る）9.6%）、  
 「条件が整えば」：34.7%（36.1%）、「今はまだ判断できない」：22.7%（30.5%）、「戻らない」：25.9%（22.9%）

**<福島 H28. 3. 5>** 「復興庁などは27年度、・・・避難区域が設定された7町村で帰還に向けた意向を調査した。」

※帰還を希望した世帯の割合・・・

川俣：44.2（前年度比1.3ポイント減）、飯館：32.8%（3.3ポイント増）、浪江：17.8%（0.2ポイント増）、  
 富岡：13.9%（2.0ポイント増）、双葉：13.3%（1.0ポイント増）、大熊：11.4%（1.9ポイント減）

**<福島 H28. 3. 26>** 「県は25日、震災、原発事故に伴う自主避難者、地震・津波被災者の住まいと帰還に関する意向調査の中間まとめを発表した。借り上げ住宅の無償提供終了後の平成29年4月以降の生活について、県外避難者の65%が引き続き「県外での生活」を考えていた。」／「県外避難の3,186

世帯のうち、65%が「県外での生活」を続けるとし、帰還して「県内での生活」を選ぶと回答したのは18%だった。」

※仮設・借り上げ住宅の無償提供が終了する県内外の約1万2,600世帯対象に調査。県内借り上げ住宅4,636世帯分、新潟県を除く県外借り上げ住宅5,308世帯分の調査結果（速報値）をまとめた。回答6,091世帯（61.3%）。

**<河北 H28. 9. 14>**「広野町長は13日の町議会6月定例会で、帰町者が2017年春には現町民（約5000人）の8割、約4000人に達するとの見通しを明らかにした。自主避難者の仮設住宅の使用期間が17年3月に終わるのを前に、県と実施した意向調査結果を基に算出した。」／「広野町は第1原発20～30<sup>キ</sup>圏に位置し、町独自の判断で全町民約5500人が避難。12年3月末に避難指示を解除した。事故から6年、解除から5年でようやく元の町の規模に近づく。」／「広野町の帰町者は15年4月に2000人を超え、今年4月に5割を上回った。8月25日現在は2,818人で帰町率は約55%。他に廃炉・除染などの作業員約3200人が宿舎などで暮らす。」

その中で、帰還した事例等に関する記事もみられた。

**<福島 H26. 2. 25>**「原発事故の影響で一時、大幅に落ち込んだ県内の「里帰り出産」の件数が、原発事故前の水準に回復したことが25日までの県産婦人科医会の最新の調査で分かった。昨年7月と8月の件数は、原発事故前の平成22年の同じ月を上回った。」

**<岩手 H26. 9. 3>**「福島県からの避難者が東京都、埼玉県に次いで多い山形県で、子ども共に避難した母親の帰還の動きが目立ち始めた。放射線への不安は残るが、事故発生から間もなく3年半となり、心身の疲労が限界に達しているようだ。」／「福島市から山形市に自主避難しているJさん（29）は、年内に福島県へ戻ると決めた。不安は消えないが「これ以上、家族ばらばらの生活は限界」と漏らす。Jさんは11年3月12日、3カ月だった長男Hちゃんと義母と共に東京へ。愛知県などを経て、翌月に山形市に移り、13年には長女Aちゃんを出産した。仕事のため福島に残る夫Kさん（35）とは、一緒に暮らす方法を何度も話し合ってきた。なかなか結論が出ない中、帰還に気持ちが傾いたのは昨年末、子ども2人がそろって風邪をひいたとき。」

## ク. 被災者等の心の不安・悩み、震災関連死

避難者をはじめとした被災者について、大きな課題となっているものの一つに、その心の不安や悩みがある。それへの対応も含めこれに関しては、例えば次のような記事がみられた。

**<福島 H25. 7. 31>**「震災によるストレス解消に取り組む「福島心の復興支援協議会」は9月1日、郡山市に「福島復興心理・教育臨床センター」を開所する。定期的に無料相談を実施し、震災で発症した心的外傷後ストレス障害（PTSD）などに対応する。」／「協議会は今年4月に発足した。県内のライオンズクラブ（LC）関係者や国内外の臨床心理士、発達臨床心理士らが会員となっている。」



**<岩手 H25. 11. 10>** 「大槌町の仮設住宅入居者で、精神状態が震災後から好転していない人が約 66% に上ることが、岩手大教育学部社会学研究室の調査で分かった。・・・昨年より約 8 割増加。社会活動への参加や仮設住宅への訪問者が減少している実態も明らかになり、被災者の孤立も懸念される。」

※ 8 月中旬、仮設住宅約 2000 戸、約 4000 人を対象にアンケートを実施。

心の変化・・・「平穏になりつつある」：29.9%（前回比 5.5 割減）、「ほとんど変わらない」：36.1%（5.3 割増）、「厳しくなった」：30.2%（2.8 割増）

暮らし向き・・・「震災前も厳しく、今も厳しい」：27.8%（5.3 割増）、「被災前も厳しく、さらに厳しくなった」：10.5%（1.7 割増）

社会活動への参加・・・「友だち付き合い」25.4%（3.9 割減）、「サークル・勉強会」：2.8%（13.9 割減）、「町内会・仮設団地のイベント」：23.1%（12.4 割減）

**<河北 H26. 3. 8>** 「被災地で、小中学生らが震災の影響から抜けられずにいる。津波を思い出して精神的に不安定になる、仮設住宅のストレスから問題行動に出る、といった報告例が相次ぐ。震災から 3 年がたっても保護者の生活再建や地域の復興、学校施設の復旧は進まず、子どもたちには過酷な状況が続く。」

**<岩手 H28. 3. 10>** 「岩手日報社が震災犠牲者の遺族や行方不明者の家族を対象にしたアンケートで、今後の生活の不安について「自分や家族の体調」を挙げた人が 24.1%と最も多く、前年まで最多を占めた「住宅の確保」（16.7%）を上回った。」／「強い悲嘆を抱えている人は 26.4%に上り、高齢層ほど多くなる傾向にある。」

被災者に関する大きな課題としてもう一つ取り上げたいものが、震災関連死である。例えば、次のような記事がみられた。

**<福島 H25. 12. 20>** 「震災による県内の死者は 19 日午後 5 時現在、県の集計で 3,430 人となった。・・・関連死は 1,604 人に上り、地震や津波による直接死の 1,603 人を県の集計上、初めて上回った。」

**<福島 H26. 3. 14>** 「震災や原発事故が原因とみられる県内の自殺者数は昨年未現在、46 人に上っている。13 日、内閣府のまとめで分かった。」／「本県は 23 年が 10 人、24 年が 13 人、25 年が 23 人と増加の一途をたどっている。」

※福島県内（H23～25 計：46 人）・・・

年代・・・50 代：13 人、80 歳以上：10 人、60 代：7 人など

職業・・・年金生活者など：13 人、被雇用者：11 人、その他無職：10 人、失業者：6 人など

原因・動機・・・健康問題：22 人、経済・生活問題：13 人、不明：9 人など

**<福島 H27. 12. 26>** 「避難が原因で亡くなったとして、県内市町村が震災（原発事故）関連死と認定した死者数が 25 日、2,006 人となり 2 千人を超えた。県が発表した。」／「震災による県内の死者全体の 52%を占めている。宮城県は 920 人、岩手県は 457 人でともに 9%で、本県の割合が被災 3 県で突出している。」

## ケ. 人口動向への注目

広域的な避難が多かったこともあり、また、当然ながら今後における市町村の展開を大きく基礎づけるものであることから、人口動向への注目が高く、関連記事も少なからずみられた。

**<河北 H25. 7. 20>** 「石巻市門脇町を中心に計画される新門脇地区被災市街地復興土地区画整理事業で、震災前に1260人だった対象地区の人口が5分の1に落ち込む可能性が出ている。」／「自宅兼店舗が被災し、近くのみなし仮設住宅で暮らす60代の男性は・・・「うちだけで生活していけるかどうか分からない。どこかに土地を探し、商売をしたい」と明かす。」

**<河北 H25. 8. 29>** 「総務省が28日発表した住民基本台帳に基づく2013年3月末現在の人口動態調査で、県人口（日本人）は前年同期比2183人（0.09%）増の230万4889人となり、10年ぶりに増加に転じた。東日本大震災の復興事業の従事者らが仙台市などに転入したことなどが要因とみられる。」／「県によると、県人口は12年6月から前年同期比で増加に転じた。目立つのは、復興従事者や避難住民らが多い仙台市の人口増。」

**<岩手 H25. 9. 11>** 「総務省が8月に発表した住民基本台帳に基づく人口動態調査によると、今月3月末の3県の人口（外国人を除く）は震災直後の2011年3月末と比べ、計約10万4千人減少した。」／「新しいまちづくりや集団移転先の造成などが進まず、「いつまでも待てない」と元の自治体から転出したケースも多いとみられる。」／「（県外）避難者数は減少傾向にあるが、避難先でそのまま定住する被災者も増えてきている。」

**<河北 H26. 1. 14>** 「県がまとめた県内の推計人口年報（2013年10月1日現在）によると、・・・1年間で2736人（0.12%）増えた。推計人口の増加は2年連続で、東日本大震災による激減から回復基調にある。」

・増加市町村・・・大和町2.28%（600人）、富谷町2.17%（1066人）、名取市2.15%（1560人）、仙台市0.72%（7634人）

・減少市町村・・・女川町6.44%（506人）、山元町4.30%（593人）、南三陸町3.12%（464人）

**<福島 H26. 1. 31>** 「総務省が30日公表した平成25年の人口移動報告で、本県は5,200人の転出超過となったが、前年の1万3,843人の転出超過から大幅に減少し、原発事故発生前の水準に戻った。震災前の22年は5,752人、21年は7,909人の転出超過だった。」／「子育て世代の25～44歳は286人の転出超過だったが、前年と比べ3,744人減少した。」

**<河北 H26. 2. 27>** 「津波被害が甚大だった東北の沿岸市町村で、地域自治組織の解散や休止が相次いでいる。・・・被災地域の人口が流出し、集団移転など新たなコミュニティを単位とする組織の設立が本格化した。一方で、従来組織の解散や新団体への移行が円滑に進んでいない地域もある。」

**<岩手 H27. 1. 3>** 「本県沿岸被災地から内陸部や県外へ避難した被災者を対象に県が行ったアンケートで「家族全員の住民票を異動した」と答えた世帯が内陸61.2%、県外67.6%とともに6割を超えた。全体の4割が理由に「現在住んでいる場所に定住することを決めたため」と挙げ、被災地の人口流出の課題があらためて浮き彫りとなった。」

＜河北 H28. 3. 1＞「(宮城) 県全体では半数程度の被災者が恒久住宅に移ったとみられる。一方で仙台圏と津波被害が大きい沿岸自治体の格差は広がる。人口は仙台圏が震災前に比べて増加しているのに対し、女川町は 37.0%減、南三陸町 29.0%減、山元町 26.3%減と人口流出が深刻化する。生活再建支援金にみる再建率も低い順に女川町 32.4%、南三陸町 42.3%、気仙沼市 45.4%と似たような傾向が出ている。」

## コ. 震災対応、防災のあり方の検討等

震災からの復旧・復興に取り組む一方で、特に多数の犠牲者が出た被災市町村を中心として、今回の震災対応を評価・検討し、そのあり方を見直す取組も行われ、関心も高いものがあったと考えられる。これに関する記事には、次のようなものがあった。

＜岩手 H25. 8. 3＞「津波で多数の避難者が犠牲になった釜石市鶴住居町の鶴住居地区防災センターの被害の原因を究明する調査委員会は 2 日、中間報告書を市長に提出した。「事態の回避は可能で、適切な対応で生命を救う機会は多くあった。市の行政責任は重い」と指摘。危機管理体制の強化や防災施設の見直しなど、早急策対応を求めた。」

＜岩手 H26. 3. 5＞「鶴住居地区防災センターの被害原因を究明する調査委員会は 4 日、「市の行政責任は重い」と指摘した最終報告書を市に提出した。」

＜岩手 H26. 3. 29＞「大槌町東日本大震災検証委は 28 日、検証の最終報告書を町に提出した。多数の町職員が旧役所周辺で犠牲になったのは、災害対策本部としてきちんと意思決定がされなかったことが要因と指摘。また、「避難所」に対する町職員、住民らの認識の「あいまいさ」も、大勢の犠牲を出した要因と結論づけた。」

＜岩手 H26. 2. 19＞「陸前高田市の第 5 回東日本大震災検証委員会は 18 日、市役所で開かれ、検証報告書案が示された。報告書案は、指定避難所で犠牲になった人は少なくとも 200 人以上で、避難所に指定された建物の上階は浸水しないと想定していたと指摘。海岸近くの市街地形成などが被害拡大の要因として盛り込まれたが、傍聴した遺族からは行政対応の反省について踏み込み不足だとの指摘が出た。」

※犠牲者が出た指定避難所・・・市民体育館、市民会館、県立高田病院、高田高校

＜河北 H26. 3. 25＞「津波で 750 人以上が犠牲になった名取市閑上地区の被災当時の状況を調べる第三者検証委員会は 24 日、最終報告をまとめた。防災無線の故障や地域防災計画が改訂されていなかった問題を分析し、市の防災体制の不備を厳しく指摘する内容となった。」

震災対応のあり方に関連する事項として、震災時における従業員の安全に対する雇用主の責任、児童・生徒の安全に対する学校の責任に関する裁判が行われ、注目を集めた。関連記事を挙げておきたい。

**<岩手 H26. 2. 25>**「震災の津波で支店屋上に避難して犠牲になった七十七銀行女川支店従業員 3 人の遺族が、同行に計約 2 億 3500 万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、仙台地裁は 25 日、請求を棄却した。遺族側は同日、判決を不服として控訴した。」／「争点だった屋上（2 階建て、高さ 10 ㍎）への避難の是非について、斉木教朗裁判長は「屋上を超えるような巨大津波の予見は困難だった」と指摘。屋上避難には合理性があり、銀行側の安全配慮義務違反には当たらないとした。」／「女川支店では 2011 年 3 月 11 日の地震直後、支店長の指示で屋上に避難したが 13 人全員が津波にのまれ、支店長を含む 12 人が犠牲になった。」／「津波犠牲遺族が管理者側に賠償を求めた訴訟の判決は、日和幼稚園訴訟に続き 2 件目。この訴訟も斉木裁判長が担当し、「大津波は容易に予見できたのに、園長らは情報収集義務などを怠った」として園側に計約 1 億 7,700 万円の賠償を命じた。」

**<河北 H25. 6. 13>**「東日本大震災で児童・教職員計 84 人が死亡、行方不明となった石巻市大川小をめぐる、市教委は 12 日、遺族との話し合いが 10 月を最後に開かれていないことを明らかにした。遺族側が再三申し入れをしたが、市教委はことし 2 月に設置された第三者による事故検証委員会を理由に応じていない。」

**<河北 H25. 9. 10>**「震災で児童と教職員計 84 人が死亡、行方不明になった石巻市大川小学校の児童遺族と市教委の話し合いが 8 日、あった。・・・遺族側の批判に対し市教委の説明は明瞭さを欠き、溝は埋まらなかった。」／「6 年生だった次女を亡くした S さん（50）は「市教委の説明には曖昧な点が多く、納得いかない。必要なのは、なぜ子どもたちを守れなかったかを検証すること。真剣に話し合っ前に進みたい」と話した。」

**<河北 H26. 1. 20>**「第三者の自己検証委員会は 19 日、第 9 回会合を開き、最終報告書案を提示した。避難に関する教職員の意思決定が遅れた上、北上川の堤防に近い「三角地帯」を避難先に選んだことが「最大の直接的な要因」と結論付けた。」

**<岩手 H26. 3. 11>**「児童 23 人の遺族が 10 日、市と県に 1 人当たり 1 億円、計 23 億円の損害賠償を求めて仙台地裁に提訴した。」

**<河北 H28. 10. 27>**「津波で死亡・行方不明になった石巻市大川小の児童 23 人の 19 遺族が市と宮城県に約 23 億円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、仙台地裁は 26 日、「教員らは大津波の襲来を予見でき、裏山に児童を避難させるべきだった」と学校側の責任を認め、計約 14 億 2600 万円の支払いを命じた。」／「行政の賠償責任が認められたのは、東松島市野蒜小を巡る訴訟（仙台高裁で審理中）に続き 2 件目となる。」

<河北 H28.10.31>石巻市議会が控訴可決

また、震災の教訓を後世に遺すという視点から、「震災遺構」の保存に関する議論と関心が高まった。

**<河北 H25. 9. 8>**「津波の脅威を後世に伝える「震災遺構」の保存で、被災自治体は費用の確保に頭を悩ませている。」

※震災遺構 田野畑村：明戸防潮堤、三陸鉄道北リアス線島越駅／宮古市：たろう観光ホテル、田老の防潮堤など／大槌町：旧役場庁舎、赤浜地区の観光船「はまゆり」／陸前高田市：軌跡の一本松、道の駅高田松原タピック 45 など／気仙沼市：唐桑町の津波石、岩井崎の竜の松／南三陸町：町防災対策庁舎、高野会館／石巻市：大川小学校、門脇小学校など／女川町：江島共済会館、旧女川交番など／仙台市：荒浜小学校と荒浜集落／山元町：中浜小学校

<河北 H25. 10. 22> 「解体か、保存か。東日本大震災の記憶を伝える遺構の取扱いについて、地域の思いが揺れる。」／「岩手県大槌町は、当時の町長と職員計 40 人が犠牲となった旧役場庁舎をめぐり、昨年 10 月、検討委員会を設置し、判断のよりどころを探った。他の被災自治体に先駆けた取り組みだった。」／「解体か保存かの結論は導き出せなかった代わりに、・・・判断根拠となる六つのポイントに論点を絞り、議論を整理して碓川豊町長に報告した。町長は 3 月末、報告書を基に一部保存の方針を「政治決断」した。」／「解体、保存どちらの結論になろうとも、その根拠を広く共有するプロセスこそ、復興まちづくりの原点にほかならない。」

<岩手 H25. 11. 16> 「復興庁は 15 日、東日本大震災の津波の猛威を伝える震災遺構について、保存に必要な初期費用を復興交付金で支援する方針を示した。・・・本県では宮古市が「たろう観光ホテル」を震災遺構として保存する方針を示しており、後押しとなりそうだ。」

<岩手 H25.11.30> 「たろう観光ホテルに関する復興交付金（2 億 1000 万円）交付決定。」

<岩手 H26. 1. 10> 「震災遺構について、県内では宮古、陸前高田、大船渡、大槌、田野畑の 5 市町村が計 9 遺構の保存を検討していることが、取材で分かった。」

## サ. 原発事故に伴う災害からの復興に向けた基盤的プロセス

原発事故に伴う災害からの復興については、現在までのところ、発災直後に警戒区域などとされた避難区域を帰還の視点から再編すること、放出された放射性物質を除染して居住できる環境に整備すること、再編された避難区域のうち可能となった地域から順次避難指示を解除すること、これらが進展する中でがれき処理、住宅再建、復興拠点を核とする町づくりを進めることなど他の被災地でも総じて共通する取組を推進すること、といった過程が進行している。以下、これらに関する記事を順次みていく。今回の震災における大きな課題の一つであり、敢えて多くの記事を引用したので、やや長めの分量となっている。

### （避難区域の再編）

避難区域の再編は、平成 24 年 4 月の川内村と田村市を皮切りに順次実施され、この被災 3 県地元地方紙 3 紙の記事の収集整理を開始した平成 25 年 4 月の時点では、次のとおり既に多くの地域において避難区域の再編が実施されていた。

平成 24 年 4 月 1 日	川内村、田村市
〃 4 月 16 日	南相馬市小高区
〃 7 月 17 日	飯舘村
〃 8 月 10 日	楡葉町

// 12月10日 大熊町  
 平成25年3月22日 葛尾村  
 // 3月25日 富岡町  
 // 4月1日 浪江町  
 // 5月28日 双葉町  
 // 8月8日 川俣町

ちょうど平成25年4月1日に再編が実施された**浪江町**に関する記事から、始めよう。

**<福島 H25. 4. 1>** 「浪江町の警戒区域と計画的避難区域が1日、「帰還困難区域」「居住制限区域」「避難指示解除準備区域」の三つに再編される。再編は、9自治体目。」 / 「町の北西側の山間部を中心に、面積の80%が長期にわたり戻れない帰還困難区域となった。同区域の人口は全体（約19870人）のうち17%、約3400人。日中の立ち入りはできるが夜間の滞在はできない居住制限区域は42%、約8420人、避難指示解除準備区域は41%、約8050人。」

**<福島 H25. 4. 2>** 「浪江町役場には1日、約2年ぶりに職員が戻り、業務を再開した。町復興再生事務所の帰町準備室危機防災係の職員4人が常駐し、日中、立ち入る住民の支援に当たる。」 / 「一方、町は同日、南相馬市原町区に町復興再生事務所を開所し、開所式を行った。」

**<福島 H25. 4. 2>** 「(東北工業建設)社長のTさん(41)は早くも町内で業務を再開させ、資材の整理などに追われた。」 / 「町は上下水道の復旧を最重要課題に掲げている。今年度後半にも工事の発注が始まると見ており、一刻も早く仕事を再開する体制を整える考えだ。」 / 「しかし、不安はつきない。・・・資材や人件費の高騰が続いている。町の復旧工事を受注できても、作業員を集め利益を確保できる保証はどこにもない。」 / 「気がめいると決まって思い出すのは、会津若松に避難している子どもの笑顔だ。「あいつらに、もう一度、美しい古里・浪江の風景を見せてあげたい。」

**<福島 H25. 4. 24>** 「浪江町は5月9日、避難区域再編により町内に一時立ち入りする町民の急病やけがに対応するため応急仮設診療所を町役場本庁舎に設置する。」

**<福島 H25. 4. 30>** 「避難区域再編から1日で1カ月がたつ。避難指示解除準備区域になった町の中心部では、ガソリンスタンドの再開に向けた準備が進む。」 / 「今夏からの本格除染に向け、除染で出た土壌などの仮置き場の確保が課題だ。」

つぎに、5月28日に再編された**双葉町**のその状況についての記事。

**<福島 H25. 4. 24>** 「避難区域の再編で、双葉町は23日、町内を帰還困難と避難指示解除準備の2区域に再編する政府案の受け入れを決めた。」

**<福島 H25. 5. 8>** 「避難区域の再編が28日午前零時に決まった双葉町は、帰還困難区域内の人口が全体の96%（約6270人）、面積比でも96%を占める。避難指示解除準備区域は、町北東部の両竹、中野、中浜で、区域内の人口は全体の4%（約250人）にとどまる。」 / 「政府は合わせて、双葉町の避難指示解除時期を全町一律に原発事故から6年後の平成29年3月11日とした。」

＜福島 H25. 5. 27＞「全域が警戒区域となっている双葉町は 28 日午前零時に帰還困難、避難指示解除準備の 2 区域に再編される。」

「帰還困難区域に事業所があり、いわき市に避難している 40 代の男性経営者は「区域再編後も経営再建の見通しは立たない」と嘆く。事務所の空間放射線量が高く、書類や伝票などが置いたままで整理できない状況だ。」／「自宅からは福島第一原発が見えるほどの距離。子どもを連れて古里に帰ることなど今は考えられない」。避難指示解除準備区域内の自宅から郡山市に避難している 30 代の男性は厳しい表情で語った。」

再編実施が 8 月 8 日となった川俣町は、やや紆余曲折があったようである。

＜河北 H25. 5. 13＞「福島県川俣町の避難区域再編が進まない。一部住民の賛同が得られないのが原因で、県内の避難区域 11 市町村の中でただ一つ再編案が策定されていない。」／「案に異を唱えているのは乙第 8 区の住民。山木屋地区の 11 行政区の中でただ一つ、避難指示解除準備区域に再編される見通しだ。住民は放射線量が毎時 3.5 ミシーベルトと比較的高いとして、帰還困難区域に組み入れるよう求めている。隣接して生活圏が同じ同県浪江町津島地区が帰還困難区域に再編されたことも理由に挙げている。」／「除染の遅れも住民不信を招いている。」

＜福島 H25. 6. 5＞「川俣町は 4 日、計画的避難区域に設定された町内山木屋地区について、南東部にある乙第 8 区を居住制限区域、その他の 10 行政区を避難指示解除準備区域に再編する案をまとめ、町議会全員協議会で示した。7 月中の再編を目指し、住民や町議会の了承を得る方針だ。」／「山木屋地区に登録している住民は 5 月 29 日現在で 1,273 人。居住制限区域になる可能性のある乙第 8 区は 132 人。」

＜福島 H25. 7. 27＞「川俣町は 26 日、計画的避難区域に設定された山木屋地区を「居住制限」と「避難指示解除準備」の 2 区域に再編する案を決定した。」／「8 月 10 日の再編を目標としており、・・・県内 11 市町村の避難区域の再編が完了する。」

＜福島 H25. 8. 7＞「川俣町山木屋地区の避難区域再編で、政府は 8 日午前零時に再編する方針を決めた。」／「町はお盆の特別宿泊が始まる 10 日までの再編を求めている。」

なお、再編からおよそ 1 年を経た南相馬市小高区について、次のような記事があった。

＜福島 H25. 4. 2＞「昨年 5 月の再開以来、業務を限定して行ってきた南相馬市小高区役所が 1 日、警戒区域の解除から 1 年を前に全部署がそろい、本格的に業務を再開した。」

＜福島 H25. 4. 11＞「日本郵便は 10 日、避難指示解除準備区域にある南相馬市小高区の小高郵便局を再開した。旧警戒区域の郵便局が営業を再開したのは初めて。市が一時帰宅する住民や避難区域内で操業を開始した事業者の利便性を図るため、早期の再開を求めている。」／「避難区域内で郵便局の再開は、飯舘村の二枚橋郵便局に続き 2 例目。」

## （除染の取組）

避難区域の再編後は、「避難指示解除準備区域」、「居住制限区域」及び「帰還困難区域」に再編される。この区分を原則として分ける基準は、年間の空間放射線量がそれぞれ 20m Sv（ミリ・シーベルト）、50m Sv以下か超えるかとされている。避難指示が解除されるためには、少なくとも年間線量が 20m Sv以下となることが必要であり、さらには、個人の年間被ばく線量が 1m Sv以下にとどまることが目標とされている。このため、除染の取組が重要となる。

国が関与する除染の取組には、避難区域を対象として国（環境省）が直轄で実施する「除染特別地域」と、指定された地域に係る市町村が除染実施計画を策定して国の財政的支援の下で除染を実施する「汚染状況重点調査地域」とがある。

以下、除染の取組に関する記事のいくつかを紹介する。なお、除染には、仮置き場や処分場の設置、処分方法などといった課題が併存するが、それらのみの記事は掲出していない。

**<福島 H25. 4. 20>**「環境省は 19 日、国直轄で除染を進める 除染特別地域の平成 24 年度の完了率を公表した。」

※田村市・・・	宅地 99%、	農地 100%、	森林 85%、	道路 99%
檜葉町・・・	38%	34%	56%	最後に実施
川内村・・・	100%	25 年度実施	34%	53%
飯舘村・・・	1%	0%	4%	最後に実施

**<福島 H25. 4. 25>**「国の財政支援で除染する「汚染状況重点調査地域」に指定された県内 40 市町村のうち、住宅除染を計画している 32 市町村が平成 24 年度中に除染を実施予定だった計画数に対し、完了した実績率は 21.5%にとどまった。2 月末現在の 19.0%より上昇したが、依然として低迷が続く。」

※実施予定：86,732 戸／完了：18,608 戸

「40 市町村全体では公共施設が 76.9%、農地が 77.7%、道路が 22.5%となっている。」

**<福島 H25. 6. 11>**「「汚染状況重点調査地域」の県内 40 市町村は平成 24 年度中に予定した住宅除染計画数に対する実施率が 21.5%にとどまっている。仮置き場の確保や除染の同意取得ができないまま、発注数だけが aumentando している状況だ。」

※3 月末現在実施率・・・住宅：計画の 21.5%、公共施設：76.9%、道路：22.5%

**<福島 H25. 6. 16>**「田村市都路町の避難指示解除準備区域を対象とした国の直轄除染が 6 月末で完了する見通しとなった。除染が終わるのは国が直轄で実施している 11 市町村では初めて。」／「除染は鹿島建設など 3 社でつくる共同企業体（JV）が受注し、昨年 7 月に始まった。」

**<福島 H25. 6. 23>**「県内の市町村から 再除染の実施を求める声が強まっている。住宅地などで除染が一巡した後も、政府が長期目標としている「年間線量 1 ミリシーベルト以下」まで数値が下がらないケースがあるからだ。」／「川内村では、除染終了後、（緊急時避難準備）区域内 1,061 戸のうち、約 480 戸で 1 ミリシーベルトを超えていたことが発覚。」／「昨秋に全住宅 1,908 戸の大半で除染を終えた広野町でも線量が下がらない住宅が少なくない。今年 2 月に除染業者と共に点検し、雨どいなどの水が集まる所で新たな汚染を確認した。」



<p><b>&lt;河北 H25. 7. 2&gt;</b> 「放射性物質の<u>汚染状況重点調査地域</u>に指定されている丸森町は1日、除染実施計画に基づき、一般住宅の除染作業を筆甫川平地区で開始した。・・・来年夏までの完了を目指す。」／「先月の町の測定によると、同地区の空間放射線量（地上1<sup>メートル</sup>）は毎時0.29～0.49<math>\mu</math> Svで、国の基準値（毎時0.23<math>\mu</math> Sv）未満となるように除染に取り組む。」／「町で計画中の25カ所の汚染廃棄物仮置き場のうち20カ所で造成が進んでいる。」</p>
<p><b>&lt;福島 H25. 10. 29&gt;</b> 「環境省は28日、<u>双葉町の帰還困難区域</u>でモデル除染を開始した。・・・対象地域は双葉厚生病院一帯の4.2<sup>ヘクタール</sup>と、ふたば幼稚園などの2.6<sup>ヘクタール</sup>。建物や道路、生活圏から20<sup>メートル</sup>以内の森林を除染する。」</p>
<p><b>&lt;福島 H25. 11. 27&gt;</b> 「環境省は26日、<u>浪江町内での国直轄除染</u>を27日に開始すると発表した。」／「居住制限区域の酒田地区で始める。住宅は約530棟、農地は約77<sup>ヘクタール</sup>を予定している。」</p>
<p><b>&lt;福島 H26. 6. 24&gt;</b> 「政府は23日、<u>帰還困難区域</u>で除染を行った場合、事故後10年後の空間放射線量が大半の地域で避難指示解除の要件となる年間20<sup>ミリシーベルト</sup>（毎時3.8<sup>マイクロシーベルト</sup>）を下回るとする<u>試算結果を公表</u>した。ただ、個人の年間被ばく線量は大半が12～2<sup>ミリシーベルト</sup>で、政府が除染の長期目標とする「1<sup>ミリシーベルト</sup>」を上回ると推計。今回の試算結果が、帰還時期を見通す指標になるかは不透明だ。」／「政府は昨年9月から今年2月までに大熊、双葉両町の帰還困難区域の一部で除染モデル実証事業を実施。結果を基に、除染した場合の事故10年後までの空間放射線量を初めて試算した。」</p>
<p><b>&lt;福島 H26. 8. 28&gt;</b> 「環境省は・・・「<u>帰還困難区域</u>」のうち大熊町の下野上（しものがみ）地区を中心とした地域で本格除染を実施する。<u>帰還困難区域での本格除染は初めて</u>。開始時期は今後決める。」／「町が復興拠点としている大川原地区に隣接している下野上地区など400<sup>ヘクタール</sup>で本格除染を始める。」</p>
<p><b>&lt;福島 H28. 9. 6&gt;</b> 「原発事故に伴う<u>森林除染</u>を巡り、国は里山再生モデル事業の第1弾として川俣、広野、川内、葛尾の4町村で実施する方針を固めた。実施期間は平成28年度から31年度まで。」</p>

### （避難指示解除や帰還に向けた状況と取組）

再編後の避難指示解除準備区域と居住制限地域では、昼間は立ち入ることができるようになり、住民も帰還に向けた準備を行うことができるようになる。役場をはじめとした公共機関も再開され、また、通勤により域内での事業を再開することもできることとなる。さらには、一定の期間について、元の住居に宿泊することも認められるようになる。

再編後のこうした動きをとらえた記事の一部をみておこう。

**<福島 H25. 4. 6>** 「政府の原子力災害現地対策本部は5日、東京電力福島第一原発事故による居住制限区域と避難指示解除準備区域で、今年27日から5月6日までの大型連休期間中に住民が自宅に宿泊することを認めると発表した。・・・年末年始の連休に続いて特例的に対応する。」／「檜葉、富岡、大熊、浪江の4町も両区域に再編された地域があるが、社会基盤整備の復旧や除染が進んでいないなどの理由で各町が実施を見送った。」

<p><b>&lt;福島 H25. 4. 19&gt;</b> 「政府の原子力災害現地対策本部が 18 日に富岡、大熊、双葉、浪江の 4 町の警戒区域と帰還困難区域へ住民の毎月 1 回の一時帰宅を認めたこと（24 日から実施）で、今後は住民への緊急時の連絡や安全確保、放射線量管理などの対応が課題となる。」 / 「<u>福島市で避難生活を続ける富岡町の飲食店経営 M さん</u>はこれまでに 4 回、帰宅した。・・・移動に時間がかかるため、帰宅を控えていた。6 月にいわき市に引っ越す予定で「自宅に近くなり、希望日を選択できるので、帰宅回数は増えるはず」と見直しを喜んだ。」</p>
<p><b>&lt;福島 H25. 4. 30&gt;</b> 「(浪江町) 町内でガソリンスタンドなどを経営する叶屋社長の K さん (53) は、町内新町通り沿いにある店舗の復旧工事の様子を見つめながら笑顔を見せた。6 月上旬にも再開させる考えだ。区域再編後、昨年 3 月頃から準備を進めてきた。再編された 1 日には早速、店舗内に入り、残されたままになっていたガソリンなどの品質検査を手配。」 / 「採算が取れるかどうか分からない」「古里の復興のために何か力にならなければならない」との思いを強くする。現在、震災で崩れた店舗敷地の壁の補修工事などを行っている。」</p>
<p><b>&lt;福島 H25. 5. 19&gt;</b> 「日中の立ち入りが可能となった<u>避難指示解除準備区域、居住制限区域</u>では、生活用水の確保が住民帰還への課題となっている。」 / 「県は・・・生活用水確保策として地下水に着目した。今夏から地下水の水量調査、放射性物質検査に乗り出す。」</p>
<p><b>&lt;福島 H25. 6. 24&gt;</b> 「南相馬市は、休止中の市立小高病院（小高区、99 床）を来年 4 月に一部再開させる。・・・旧警戒区域にあった福島県内の病院で、元の場所での再開見通しが示されたのは初めて。」 / 「桜井市長は「一時立ち入りの住民のほか、作業員にとっても診療は必要だ。帰還のための環境整備を進めていく」と話した。」</p>
<p><b>&lt;福島 H25. 7. 16&gt;</b> 「<u>飯舘村</u>全域に設定された計画的避難区域が・・・3 区域に再編されてから、17 日に 1 年を迎える。この間、<u>建設業</u>など復旧関連を中心とした 23 の事業所が営業を再開し、復興に向けた歩みが始まった。」 / 「原発事故直後から営業が許可されていた特別養護老人ホームや精密機器工場など 7 事業所を合わせ 30 の事業所が業務を行っている。約 500 人の従業員が村外の避難先から通勤している。」</p>
<p><b>&lt;福島 H25. 8. 21&gt;</b> 「セブン-イレブン・ジャパンは 26 日、<u>檜葉町下小塙</u>字四斗蒔の 6 号国道沿いでセブン-イレブン<u>檜葉下小塙</u>仮設店舗を再開店する。」 / 「同町の警戒区域が避難指示解除準備区域に再編されたのを受け、原発事故前まで営業していた店舗を利用して再開する。」</p>
<p><b>&lt;福島 H25. 10. 29&gt;</b> 「<u>浪江町</u>の避難指示解除準備区域で 28 日、<u>震災</u>で倒壊した家屋の撤去作業が始まった。双葉郡の避難区域では初めて。」 / 「環境省は、町内で災害廃棄物の仮置き場や仮設処理施設の設置が決まったことなどから着手した。」 / 「<u>町内でガソリンスタンドを営む第 5 区</u>行政区長の K さん (52) は「ようやくの一步。さらに下水道工事などインフラ整備を早急に進めてほしい」と話していた。」</p>
<p><b>&lt;福島 H25. 11. 25&gt;</b> 「原発事故に伴う避難者の早期帰還を加速させるため、復興庁は 12 月 3 日、「<u>帰還環境整備センター</u>」（仮称）を川内村役場内に設置することが 24 日、分かった。・・・市町村を対</p>

<p>象に帰還に向けた各種事業の申請事務を支援し、共通課題への対応に当たる。」</p> <p>&lt;福島 H25.12.4&gt; 「・・・センターの開所式は3日、現地で行われた。」</p>
<p><b>&lt;福島 H25. 12. 24&gt;</b> 「南相馬、川俣、川内、葛尾、飯館の5市町村の「避難指示解除準備」「居住制限」両区域で24日、年末年始の特例宿泊が始まる。・・・檜葉町では・・・28日に開始される。」</p> <p>※登録世帯数・・・計：756世帯（1,701人）、南相馬市：321世帯（1,096人）、川俣町：12世帯（32人）、檜葉町：115世帯（395人）、川内村：18世帯（49人）、葛尾村：8世帯（22人）、飯館村：42世帯（107人）</p>
<p><b>&lt;福島 H26. 3. 19&gt;</b> 「<u>富岡町</u>は18日、居住制限、避難指示解除準備の両区域の<u>上下水道の使用再開のめど</u>を示した。」</p>
<p><b>&lt;福島 H27. 3. 22&gt;</b> 「全村避難している<u>葛尾村</u>は22日、避難区域の再編から2年を迎える。村は平成28年4月の帰還開始を目指し、<u>役場機能の一部を4月から村に戻す</u>。」</p> <p>（計画）「中心拠点等整備計画」素案提示</p> <p>（農業）27年度から水稻の実証栽培に着手</p> <p>（商工業）村商工会：グループ補助金を活用に向け、飲食店や小売商など12事業所が2月に申請</p> <p>「<u>三春町の仮設住宅内で食堂を営むIさん（59）</u>は、村内落合地区にある本店の再開を見据え、冷蔵庫などの修繕費の補助を申請した。」</p>
<p><b>&lt;福島 H28. 7. 12&gt;</b> 「原発事故で避難区域となっている<u>川俣町山木屋地区</u>に、事故後初の飲食店となる<u>食堂「旅館まるもと」</u>がオープンした。同地区で操業を続ける会社の従業員や準備宿泊で訪れた住民の人気を集めている。」 / 「<u>「旅館まるもと」</u>が原発事故で休業したため、同町の人材派遣業「ウインプット」が建物を借り受け、6月28日から食堂の営業を始めた。同社のY社長（56）は自然豊かな山木屋地区を気に入り、平成25年9月に名古屋から移住。会社も移転し、翌年から派遣業務を始めた。食堂を開いたのは「帰宅した人が集まれる場所をつくりたい」との思いからだ。」</p>

### （避難指示解除の順次実施）

上でみたような過程や取組を経て、避難指示解除の段階へと進む<sup>69</sup>。これを執筆している平成29年の年頭の時期は、避難指示解除準備区域と居住制限区域についての解除が最終段階を迎えており、その後は帰還困難区域での除染の一層の推進とできるだけ早期の避難指示解除に向けて取り組まれることが展望される。当初、避難指示解除は、避難指示解除準備区域から始められ、次いで居住制限区域が避難指示解除準備区域への指定換えを経て避難指示が解除され、といった手順が想定されていたと思われる。実際、川内村東部の避難区域についてはそのような経過をたどったが、その後他の両区域のある地域については、避難指示解

<sup>69</sup> 「避難指示解除」というとき、ここで対象としている避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域へと再編された地域についての解除のほか、平成23年9月30日をもって解除された「緊急時避難準備区域」や特定の世帯についてピンポイント的に指定される「特定避難勧奨地点」（伊達市、南相馬市及び川内村の特定の世帯について指定され、平成24年12月に伊達市と川内村について、26年12月に南相馬市についてそれぞれ解除）の「解除」も含まれるが、ここでは取り上げない。

除準備区域と居住制限区域とが一括して指定解除されてきている。以下、地域ごとに関連する記事を掲げていくこととしたい。

〈田村市都路地区〉

＜福島 H25. 6. 24＞「田村市都路町の避難指示解除準備区域について、国は 23 日、避難指示解除に向けて市や住民と協議を始めたいとする意向を明らかにした。」／「さらに、・・・避難解除前から希望者に自宅への長期間宿泊を認める方向で調整していることも明らかにした。」

＜福島 H25. 10. 12＞「政府は 11 日、20 ㎓圏内の田村市都路地区に設定している避難指示を 11 月 1 日に解除する方針を固めた。14 日の住民との意見交換会で提示する。」<sup>70</sup>

「営農を再開し、8 月から区域内の自宅に戻った T さん (63) は現在認められている長期宿泊をする住民が一部にとどまっているとして「解除後の賠償の継続期間の明示など、戻ろうと思う住民が増えるような対策を講じてほしい」と注文をした。」

＜福島 H26. 3. 31＞「田村市都路町の避難指示解除準備区域は 4 月 1 日午前零時、避難指示が解除される。・・・旧警戒区域で初めて。・・・市は 6 日に都路町に仮設商業施設を開設する。ただ、地元で再開した事業所は一部にとどまる。」／「同市都路町に住民登録しているのは約千世帯、約 3 千人。原発事故直後に東部が警戒区域、残りの 20～30 ㎓圏が緊急時避難準備区域となった。警戒区域は平成 24 年 4 月に避難指示解除準備区域に再編され、緊急時避難準備区域は 23 年 9 月に解除された。避難指示解除準備区域で住民登録しているのは 2 月末現在、117 世帯、357 人だが、全員が避難生活を送っている。国による除染は昨年 6 月に終了した。8 月からは登録すれば寝泊まりできる特例宿泊が行われ、今年 3 月は 27 世帯、90 人が申し込んだ。町内では帰還に向け、住民が自宅などを修理する姿が目立っている。」／「一方、暮らしを支える商業の再生は道半ばだ。22 年度に都路町商工会に加盟していた会員 89 事業所のうち、避難先での業務再開を含めれば約 8 割が事業を始めている。しかし、都路町で業務を再開した生活に関わりの深い事業所はガソリンスタンドや理容店など 5、6 事業所。」／「東電が支払う精神的苦痛に伴う賠償（月 10 万円）は解除後 1 年で終了する。1 年以内に戻った人を対象とした早期帰還者賠償（一律 90 万円）は制度の詳細が住民に示されていない。」

＜福島 H26. 4. 1＞「政府は、・・・田村市都路町の避難指示解除準備区域に対する避難指示を解除。」／「都路町では 1 日に都路こども園保育部が再開。7 日には 3 つの小中学校で新学期が始まる。」／「(復興庁は) 都路町に帰還する住民の健康不安解消に向けた「相談員育成・配置」をはじめ、中小企業の事業再開を支援する「原子力災害被災地域事業所整備等支援」、農地や農業利水施設を整備する「農業基盤整備促進」などの支援メニューを用意し、市の要望に対応する。」／「県は、市が町内に開設する 2 つの商業施設の備品の購入費を負担する。授業を再開する 3 つの小中学校には、エアコンを整備し、保護者や子どもたちの放射線に対する不安の緩和につなげる。」

<sup>70</sup> この方針は、地元から「時期尚早」との声が出され、取り下げられた。その後、次の記事のとおり平成 26 年 4 月 1 日での解除となった。

## 〈川内村〉

＜福島 H26. 7. 10＞「政府は9日、川内村の避難指示解除準備区域の避難指示を26日に解除し、同時に居住制限区域を避難指示解除準備区域に区域変更する方針を明らかにした。・・・13、14の両日に開く住民との意見交換会を踏まえて最終判断する。」

＜福島 H26. 7. 14＞「政府は13日、川内村の・・・避難指示を26日に解除する方針を断念、延期する考えを示した。同日、同村と郡山市内で開いた住民との懇談会で、住民から生活環境の整備が不十分と、解除への反対意見が相次いだ。」／「居住制限区域を避難指示解除準備区域に再編する方針は変えない方針。」

＜福島 H26. 9. 11＞「10月1日に避難指示解除準備区域の避難指示が解除となり、居住制限区域が避難指示解除準備区域に変更される川内村。住民の帰還促進へ、新たな村づくりが求められる。」

※避難指示解除準備区域：139世帯275人、居住制限区域：18世帯54人、旧緊急時避難準備区域：994世帯2,422人

＜河北 H26. 11. 14＞「避難指示が10月1日で解除された福島県川内村東部の住民のうち、自宅に戻ったのは11月1日現在、16世帯約35人との集計結果を村がまとめた。世帯の帰還率は11.5%にとどまっている。」（解除対象地域住民：139世帯、274人）

＜福島 H28. 4. 29＞「政府の原子力災害現地対策本部は28日、・・・川内村下川内の荻、貝ノ坂両地区に設定されている避難指示解除準備区域を6月14日に解除する方針を表明した。・・・解除されれば・・・村内全域が避難区域から離れる。」／「荻、貝ノ坂両地区の住民は28日現在、19世帯51人。」

※川内村の避難指示の変遷・・・H23.3 全村避難⇒H23.4 警戒区域・緊急時避難準備区域設定⇒H23.9 緊急時避難準備区域は解除（H24.1 帰村宣言）⇒H24.3 区域再編（避難指示解除準備区域と居住制限区域）⇒H26.10 避難指示解除準備区域を解除し、居住制限区域が避難指示解除準備区域に変更

＜福島 H28. 5. 20＞「政府の原子力災害現地対策本部は19日、・・・川内村の避難指示解除準備区域を6月14日にそれぞれ解除すると両村に正式に伝えた。・・・川内村の避難区域はなくなる。」

※川内村の区域：19世帯、51人（5月1日現在）

## 〈檜葉町〉

＜河北 H27. 9. 1＞「福島県檜葉町に出されている避難指示が5日、解除される。全住民が避難した自治体では初めて。」／「Tさん（45）は・・・塩釜市に住み、仕事で仙台に通う。妻子は妻の郷里の茨城県に避難する。母は（故）父と一緒に住んだいわき市の仮設住宅で、Tさんの妹と暮らす。／避難指示の解除後、母と妹は冬までに檜葉に戻る予定だが、Tさんと妻子は今の生活を続ける。「4年半が過ぎると、元の生活に戻るのには難しい」と思う。／原発事故前、建築や製造を手掛ける会社を父と営んだ。避難後、従業員の引受先を探し現在の会社に入った。「一から設備を整え、事業を再開するのは無理。かといって、檜葉に今の会社のような安定した職場はない」／「原発事故は一つ屋根の下の家族を引き離れた。復興庁と県、檜葉町が昨秋、町の全世帯に実施した調査（回収率55.6%）では、

2カ所に分離した世帯は32.3%、3カ所は15.0%、4カ所以上も4.8%に上る。」

※檜葉町は1956年、竜田村と木戸村の合併で誕生。原発事故時の人口は8,042、ことし8月31日現在では7,368。住民基本台帳上は2,694世帯だが、避難により3,542戸（8月10日現在）に分かれて住む。町民の8割がいわき市に避難している。

**<河北 H27.9.2>** 「準備宿泊で地元泊まり続けるのは10世帯ほどにとどまる。「泊まりに来て寂しくて帰る人もいた。解除後も戻る人は急には増えないだろう」と（行政区長のYさん（64）。「行政区も昔のような役割は果たせない。帰町者の把握など、できることを一つ一つやるしかない」と話す。／全町避難の4年半は、あらゆるコミュニティを崩した。」

※4月6日に始まった準備宿泊の登録は351世帯780人（8月31日現在）。町の調査では実際の宿泊は90～120にとどまる。

**<河北 H27.9.3>** 「（竜田駅前）地元の行政区長Wさん（71）は「駅前には借地が多い。この機に家を壊し、土地を返す人も少なくない」と説明。「3分の1の家がなくなるかもしれない。駅前に虫食い状に更地が広がる」と嘆く。」

**<福島 H27.9.3>** 「檜葉町に設定された避難指示解除準備区域は5日午前零時に解除される。全町避難の市町村では初めて。」／「町民の帰還を進めるためには、生活基盤の早期整備や産業の再生、防犯対策などが課題となっている。」／「コンパクトタウンの建設予定地は町役場の南側、木戸川の北側の約23㌔。町民の暮らしを支える医療施設、商業施設、町民や他市町村の長期避難者らの住居が集約される。・・・しかし、いずれも先のことで、現在、町内に医療機関はなく、食品や生活必需品を販売する商業施設もコンビニエンスストアのみ。」／「町行政区長会長のSさん（56）は「避難指示が解除になってもすぐ帰還する町民は少ないのでは。当面、避難先での生活や、檜葉町内の自宅と避難先との二重生活を続けるのではないかと分析する。」／「一方、避難指示の解除で、福島第一原発の廃炉や避難区域の除染に携わる事業所、研究機関が檜葉町に拠点を移し、従業員や作業員が生活するようになる。」

**<河北 H27.9.4>** 「政府は福島県檜葉町に出している避難指示を5日午前0時に解除する。」／「檜葉町は面積の8割が第1原発から20㌔圏内。11年4月22日に警戒区域となり、12年8月10日に避難指示解除準備区域に移行した。約7400人の町民は30都道府県に避難し、8割弱がいわき市に住む。ことし4月、解除に向けた準備宿泊が始まったが、登録は351世帯、780人（8月31日現在）にとどまっている。」／「政府は6月、・・・お盆前に解除する方針を表明。その後、解除日を9月5日に変更し、7月6日、町に伝達した。6月に閣議決定した新たな福島の復興指針で、精神的賠償（慰謝料）が解除時期に関わらず一律18年3月まで支払われるようになった。」

**<福島 H27.9.5>** 「政府は5日午前零時、檜葉町の避難指示解除準備区域を解除。」／「対象人口は約7,400人とこれまでで最も多く、檜葉の地域再生を目指した取り組みは双葉郡全体の復興に向けた先駆けとして注目される。」

※H27.9.1 現在 人口：7,368人、2,694世帯

**<福島 H28. 5. 18>**「避難指示が昨年 9 月に解除された檜葉町の町商工会会員事業所 349 社のうち 1 日現在で、4 割に当たる 99 社が町内で事業を再開した。町内外で事業を再開したのは同日現在、194 社。」  
 / 「解除前の昨年 8 月 20 現在の会員数は 242 社で、町内で再開していたのは 58 社。」

**<福島 H28. 9. 6>**「檜葉町に出されていた避難指示が解除されてから 5 日で 1 年が過ぎた。」 / 「町内に 4 日以上滞在している町民は 2 日現在 681 人で、人口 7,340 人の 9.39%となっている。」 / 「町は町振興計画第 2 次の第 2 版（改訂版）で平成 29 年春を帰町目標に掲げている。町は住宅や商業施設の整備など、帰還した町民が安心して生活できる社会基盤整備に全力を挙げるとともに、基幹産業である農業の振興、企業誘致や新たな産業の育成など働く場の確保に努めている。」

### 〈葛尾村〉

**<福島 H28. 6. 12>**「政府は 12 日午前零時、・・・葛尾村の帰還困難区域を除く居住制限、避難指示解除準備の両区域を解除。」

※葛尾村の人口（6 月 1 日現在）・・・451 世帯、1,466 人（居住制限区域：21 世帯、62 人。避難指示解除準備区域：397 世帯、1,285 人。）

※準備宿泊（H27.8～）：53 世帯、126 人（5 日現在）

**<河北 H28. 9. 14>**「葛尾村は 13 日、原発事故の避難指示が解除された地域の帰還状況（9 月 1 日現在）の集計結果を取りまとめた。自宅に戻った住民は 50 世帯 85 人で、解除区域の避難者数に占める割合は 6.4%だった。」

### 〈南相馬市小高区〉

**<福島 H28. 5. 14>**「政府の原子力災害現地対策本部は 13 日、南相馬市の一部に出ている避難指示について、・・・避難指示解除準備、居住制限の両区域を早ければ 7 月 1 日に解除する方針を示した。」

※避難指示解除準備区域：3,395 世帯 10,508 人 居住制限区域：121 世帯 459 人

帰還困難区域：1 世帯 2 人（5 月 1 日現在）

準備宿泊登録者数：658 世帯 1,937 人（5 月 11 日現在）

**<福島 H28. 5. 28>**「政府は 27 日、南相馬市の避難指示解除準備、居住制限両区域について、市、県と協議し、7 月 12 日に解除すると決めた。」 / 「1 万人以上の住民がいる避難指示区域が解除されるのは初めて。帰還困難区域の避難指示は継続する。」

**<福島 H28. 7. 12>**「政府は 12 日、・・・南相馬市の避難区域のうち居住制限、避難指示解除準備の両区域を解除。」 / 「両区域には市南部の小高区全域が含まれ、対象人口は市全体の 17%、対象世帯は 15%に当たる。」 / 「小高区では平成 30 年、多世代が交流できる復興拠点オープンする予定。」 / 「避難指示解除に合わせ、原発事故により不通になっていた JR 常磐線原ノ町一小高間が・・・運行を再開する。」

**<福島 H28. 7. 12>**「12 日に居住制限、避難指示解除準備区域が解除される南相馬市の小高区では商業の復活が課題となる。 Y さん夫婦（68・64）は 15 日、同区で 5 年 4 カ月ぶりに「谷地魚店」を再開

する。」／「平成 23 年 7 月から魚の移動販売を続けてきた。・・・仮設住宅を回り、魚を売りながら客と避難生活の苦労話をする。」／「小高区には震災前、約 500 事業所あったが、震災後に区内で事業を再開したり新たに始めたりした事業所は約 70 にとどまる。その中でも食料品や日用品を買える施設は限られる。」

**<福島 H28. 7. 13>** 「避難指示が 12 日に解除された南相馬市小高区では、地域経済の行方も焦点となる。1 万を超えていた人口の急減は避けられず、将来的な商圈規模は不透明さを増している。」／「小高商工会によると、加盟 355 業者のうち、区内で再開しているのは 12% の 42 業者にとどまる。復興需要が見込める建設業が目立つ一方、小売り関連の動きは鈍い。」

### 〈飯舘村〉

**<福島 H26. 3. 5>** 「飯舘村の菅野典雄村長は 4 日、・・・避難解除目標を平成 28 年 3 月にする方向で検討していることを初めて明らかにした。同村では、環境省による（両区域の）住宅周辺の直轄除染が 27 年 3 月末に終了する見通しとなっている。」

**<福島 H26. 3. 5>** 「政府の原子力災害現地対策本部は 4 日、・・・飯舘、葛尾両村に設けた避難指示区域の一部について、避難指示解除見込み時期を今年 3 月から 1 年延長することを正式決定した。」

**<福島 H28. 1. 11>** 「全域で避難の続く富岡、大熊、浪江、飯舘の 4 町村は早ければ来年春の帰還開始を目指している。」

＜飯舘村（29 年春までの避難指示解除（帰還困難区域を除く））＞「役場機能を村内の本庁舎に戻し、7 月から業務を開始する。居住制限区域内の深谷地区に太陽光発電施設や道の駅、災害公営住宅などを備えた復興拠点を整備している。」

**<福島 H28. 6. 7>** 「政府の原子力災害対策現地本部は 6 日、全村避難している飯舘村について、帰還困難区域を除く・・・避難指示を平成 29 年 3 月 31 日に解除する方針を示した。帰還に向けた長期宿泊は今年 7 月 1 日から可能とする。」

※飯舘村の世帯と人口・・・居住制限区域：1,565 世帯、5,142 人、避難指示解除準備区域：205 世帯、775 人、帰還困難区域：75 世帯、268 人（5 月 31 日現在）

**<福島 H28. 6. 16>** 「政府の原子力災害対策現地本部は 15 日、・・・飯舘村の居住制限、避難指示解除準備の両区域を平成 29 年 3 月 31 日に解除すると村に伝えた。」

### 〈川俣町〉

**<福島 H28. 5. 20>** 「川俣町は・・・山木屋地区について、8 月末ごろまでの避難指示解除を目標とする。・・・町は 6 月中旬から 7 月中旬にかけて住民懇談会を開き、政府の方針も踏まえて解除時期を決める。」／「地域コミュニティ再生の拠点となる商業施設は来年 3 月に完成する予定。」

※居住制限区域：56 世帯、125 人 避難指示解除準備区域：496 世帯、1,055 人（4 月 1 日現在）  
（H27.8～実施）準備宿泊登録者数：39 世帯、102 人（5 月 19 日現在）



〈富岡、大熊、浪江の3町〉

〈**福島 H28. 1. 11**〉「全域で避難の続く富岡、大熊、浪江、飯館の4町村は早ければ来年春の帰還開始を目指している。」

〈富岡町（早ければ29年4月の帰還開始）〉「今秋に複合商業施設と町立診療所を町内小浜地区に開所する計画だ。」／「住民帰還に向けて、居住制限区域に接する部分の帰還困難区域を除染してほしいとする要望が出ている。」

〈大熊町（29年度、なるべく早い時期の帰還開始）〉「復興拠点としている大河原地区に町営災害公営住宅を整備する計画で、用地交渉を進めている。」／「既に、第一原発の作業員向けに温かい食事を提供する東電の「福島給食センター」が稼働している。同社の750戸分の社宅は一部で間もなく建設工事が終わり、4月には入居可能となる。」

〈浪江町（29年3月の帰還開始）〉29年3月までに町営診療所を整備する。」／「雇用の場を確保するため、北幾世橋地区と大平山に産業団地を造成する。」／「交流・情報発信拠点施設」の整備も計画している。」

〈**河北 H28. 5. 24**〉「原発事故で全町避難する福島県浪江町は6月23日、生活環境の復旧状況などを説明する住民懇談会を始める。仙台市や東京を含め県内外の8カ所で開催。来年3月を目標に据える帰還開始に向けて協議を本格化させる。」

〈帰還困難区域について〉

〈**福島 H28. 9. 1**〉「政府は31日、復興推進会議と原子力災害対策本部の合同会合を開き、原発事故による福島県の帰還困難区域に、除染とインフラ整備を国が一体的に行う「復興拠点」を市町村ごとに設け、5年後をめどに避難指示解除を目指す方針を正式決定した。」

## シ. 集中復興期間から復興・創生期間への移行

平成27年度までの5年間で「集中復興期間」とされたが、その期間の終了が近づくとつれて、その後の財政的な措置を中心として復興事業の継続に関する関心が高まることは容易に想定される場所である。平成26年半ばあたりから、これに関する記事（＝そのベースとなる動き）が目立つようになった。そのいくつかを紹介しておこう。その過程で、「緊急雇用創出事業」が焦点の一つとなっていたことが示されている。

〈**河北 H26. 6. 7**〉「宮城県は6日、青森、岩手、福島と4県で連携し、現状では2015年度までとなっている集中復興期間を延長するよう、政府に要望すると明らかにした。」

〈**岩手 H27. 4. 17**〉「県は16日、集中復興期間後の2016～20年度の5年間で、復興事業費の見込みが約2兆2千億に上るとする試算を公表した。」／「国は16年度以降の一部事業で、地方負担導入の検討を示唆している。被災自治体には多大な負担となるため、本県や青森県、宮城県、福島県は合同で23日、国に対して集中復興期間の延長や支援の継続などを求める。」

**<岩手 H27. 6. 25>** 「政府は 24 日の復興推進会議で、東日本大震災の 2016～20 年度の新たな復興枠組みを正式決定した。復興事業費を 6 兆 5 千億円程度とし、一部事業に地元負担を導入する。」 / 「政府は 16 年度から 5 年間で「復興・創生期間」と命名。被災地の自立につなげ、地方創生のモデルとなる復興を目指す。」

**<河北 H27. 6. 4>** 「復興庁は 3 日、東日本大震災の 2016 年度以降の復興事業で導入する地元負担割合を 1.0～3.3%とする方針を発表した。・・・被災 3 県の負担総額は 20 年度までの 5 年間で 300 億円弱と見込まれる。」

※基幹的な復興事業、原発事故からの復興事業、三陸沿岸道路、福島 12 市町村実施事業

・・・全額国負担

復興交付金の効果促進事業（観光、街づくりなど）・・・地元負担 1.0%

国直轄の道路・・・1.7%（通常 26.7%負担）、自治体主体道路・・・2.3%（36.0%）

ごみ処理施設の整備・・・3.3%（36.7%）

**<河北 H27. 6. 4>** 「記者会見した村井嘉浩知事は負担率に一定の評価を与える一方、回答がなかった被災地の雇用支援などを引き続き強く要望する考えを示した。」 / 「村井知事は緊急雇用創出事業、中でも事業復興型雇用創出助成金の継続を強調した。」 / 「助成金は、被災者を雇用した沿岸部の企業に 3 年間の人件費として 1 人当たり 225 万円を補助する。本年度は、県外から求職者を雇い入れる際の引っ越し費用支援も加えられた。」 / 「実質全額国費で企業の設備復旧を促すグループ化補助金と不可分とされ、助成金を利用した雇用実績は延べ 3 万 2000 人、事業額は 340 億円に上る。」

**<福島 H27. 6. 25>** 「政府は 24 日、復興推進会議を開き、平成 28 年度からの 5 年間の復興事業の新たな枠組みを正式決定した。」 / 「政府は 28 年度からの 5 年間で「復興・創生期間」と名付け、原発事故で被災した本県の復興を加速するとしている。」 / 「震災等対応雇用支援事業（緊急雇用事業）などについて「別の形」で継続を検討する方針が盛り込まれたが、明確な制度設計は示されず今後の検討課題になっている。」

## ス. 産業・事業者の復旧・復興

被災者支援とともに、産業や生業（なりわい）の復旧・復興（さらには発展）も震災からの復旧・復興の重要な要素である。個別の被災事業者については、次章（3.）で取り上げることとし、ここではマクロ的な視点から産業動向に関する記事を概観しておきたい。

第 1 章（1.）で触れたように、今回の震災からの事業面における復旧・復興過程において、事業用仮施設と中小企業等グループ補助金との二つがかなり大きな役割を果たしたことから、ここでは、この二つに関連する記事を取り上げ、その後より一般的な産業動向に関する記事を概観することとしたい。

### （中小機構による事業用仮施設に関する記事）

（独立行政法人）中小企業基盤整備機構（中小機構）によれば、同機構が整備した仮施設

設は、平成 28 年 12 月末現在で、643 箇所（棟数で 1,270 棟）であり、このうち岩手県が 362 カ所（664 棟）、宮城県が 149 カ所（346 棟）、福島県が 103 カ所（225 棟）となっている。大部分が平成 24 年度までに整備されたもの（23 年度：317 カ所、24 年度：258 カ所）である。また、平成 28 年 9 月末までの累計で、撤去された仮設施設は 71 カ所で、うち岩手県が 35 カ所、宮城県が 34 カ所、福島県が 1 カ所となっている。仮設施設は、用地を準備したうえで市町村が申請し、中小機構が設置・整備して市町村に貸与するが、1 年後には当該市町村に無償で譲渡される仕組みとなっている。

記事では、なかなか本設に移行できない中で、仮設施設は仮設住宅同様に応急仮設建築物であることからその使用期限の延長、当初の「ブーム」が沈静するとともに事業上の困難が表面化してきた事例、仮設での事業継続を望む声の一方で本設への動きなどが示されている。

**<岩手 H25. 5. 29>**「東日本大震災で本県に建設された仮設建築物の存続期限を延長できる「応急仮設建築物復興特区」は 28 日、国から認定された。本年度内に存続期限を迎える仮設店舗や庁舎など 100 件の延長が認められ、2014 年度以降に期限となる約 140 件も今秋をめどに追加申請する見通し。復興まちづくりが長期化する中、本設再建に向けて事業を続ける関係者から安堵の声が上がった。」

**<岩手 H25. 6. 8>**「(宮古) 市内最大の被害を受けた田老地区。小売や飲食の 22 事業者は、グリーンピア三陸みやこ内の仮設商店街「たるちゃんハウス」に入居する。被災前は店舗兼住宅の営業形態。地区中心部の平地や高台に住宅再建が可能となる 2～3 年後まで、商売の選択肢は仮設店舗に絞られている。」／「(被災前は) 分散していたが、新たな商業地は田老総合事務所付近と田老一中付近、乙部高台に集積が想定される。人口流出を補うため、三陸沿岸道路のサービスエリア的機能を果たす施設を整備し、観光客の受け入れ拡大を期待する声もある。」

**<河北 H25. 6. 17>**「中小企業基盤整備機構（中小機構）の事業で整備された亘理町内 3 カ所の仮設商店街について、斎藤邦男町長は 16 日、・・・無償使用契約を 1 年間延長する方針を明らかにした。」／「29 店舗が入る「ふるさと復興商店街」の斎藤邦男組合長は「1 年の猶予があれば再建への機運が高まるはず」と町の方針を歓迎した。」

**<河北 H26. 2. 25>**「被災地に整備された仮設商店街が岐路に立たされている。・・・復興需要は徐々に薄れ、売り上げ低迷にあえぐ商店街も出てきた。・・・店主らは再建の行方に不安を募らせている。」

- ・2012 年 4 月開設の多賀城市町前地区の仮設商店街「多賀城復興横町わいわい村」・・・19 事業所が入居。弁当店を営む S さん、売り上げは震災前の 7 割程度。初期投資すら回収できていない。入居期限はことし 6 月だった。自治会の交渉の結果、1 年間に限り延長が認められた。「問題は先送りされただけだ。」

- ・大船渡市大船渡地区 J R 大船渡駅の山側に、18～30 店が入る三つの仮設商店街・・・今後、市が商業地を整備し、商業者グループに貸し出す。仮設商店街「おおふなと夢商店街」は 16 年 3 月に撤去される。理事長の I さん（61）は、グループづくりを急ぐ。「復興工事の作業員や観光客は今より減る。地元のお客さんが戻ってくれないとどうにもならない」と語る。」

**<岩手 H26. 3. 7>** 「(被災) 3県で開業した仮設商店街のうち、本格的な店舗で再建するめどが立っているのは14% (本県4%) にとどまることが6日、共同通信のアンケートで分かった。資金調達の難しさや、津波浸水域のかさ上げ事業の遅れでまちの将来像が定まらないことが主因だ。」

※3県沿岸部の70商店街(本県34)について2月実施。57商店街(81%) (本県28)が回答。入居総数は約750店。

※まとまって恒久店舗へ移る計画・・・「めどが立った/立ちつつある」:14%、「まちの復興計画が固まったが移転先は未定」:12%、「まちの復興計画が固まらず、移転先もめど立たず」:19%、「各店に対応を任せ、まとまって移る予定はない」:46%、「移転を目指したが、断念した」:2%、「その他・無回答」:7%

**<岩手 H26. 3. 7>** 「山田町の国道沿いの「スマイルガーデン山田商店街」。町に本社を置くスーパー「びはん」の店舗駐車場脇に鮮魚、ラーメン店など6店が構え、昼間は飲食に立ち寄る観光バスの客や買い物客で活況を見せる。津波ではスーパーも被災。「早く店を開きたい」と補助制度が整うのを待たずに地元商店に連携を呼び掛け元の場所で2011年8月にオープンした。/借金して本格再開すべきかどうか悩んでいる喫茶店主のYさん(55)は「スーパーのついでに客が来てくれる。ずっとここにいたい、という人もいる」と話した。/「この先不安しかない」。宮古市の郊外、田老地区で11年9月に開業した商店街「たろちゃんハウス」。プレハブの22店舗を束ねる協同組合理事長、Hさん(61)はうつむく。隣の仮設住宅には当初千人超が入居したが、自立再建で市中心部などに流出し、住民は4分の3に減少。Hさんのコンビニの売り上げは震災前の半分に落ち込んだ。」

**<河北 H26. 10. 23>** 「釜石市は22日、・・・仮設店舗の解消時期を年度内に示す方針を明らかにした。入居事業者の再建を促すのが狙い。」/「市によると、仮設店舗は市内に11団地215区画あり、飲食店や小売店、事務所など205事業所が入居する。」

**<岩手 H28. 3. 18>** 「県や県内の経済4団体は17日、2015年度の県商店街実態調査の結果を発表し、・・・仮設商店街のうち、開設当初と比べ「訪れる人の数が減った」と答えたのは68.0%に上った。・・・25の仮設商店街から回答を得た。」/「原因(複数回答)は「土木関係者の減少」58.8%で、「個店の魅力の低下」と「近隣に大型店などの出店」がともに41.2%だった。」/「大槌町大槌の福幸きり商店街で茶小売店を営む大槌商工会の菊池良一会長は「以前は頻繁にボランティアや被災地巡りのバスが来たが、今は月に1度来るかどうか。来訪者は明らかに減っている」と実感する。」/「大船渡市大船渡町の仮設商店街で、たばこ・食品店を営むWさん(71)、Sさん(65)夫婦は「他店とは違うサービスをしていかないと客は減る一方。地元の常連客をいかにしてつなぎとめていくかが大切だ」と語る。」/「県内では、後継者不足や資金難などで本設店舗に移行できない事業者らが解体期限後も仮設で営業できるよう、大船渡市が仮設店舗を無償譲渡する方針を固めるなど独自の対策を進める自治体もある。」

**<河北 H28. 6. 15>** 「陸前高田市は15日の市議会6月定例会で、仮設店舗など東日本大震災で被災した事業者向けの仮設施設を、希望する事業者や土地所有者に無償で払い下げる方針を明らかにした。」

地権者の了承が前提となる。」／「仮施設は 135 カ所あり、約 320 事業所が入居する。市が 7 月に実施した意向調査では「払い下げによる再建」が約 30%と最多だった。」

**<河北 H28. 7. 18>**「気仙沼市で仮設商店街の閉鎖が課題になっている。鹿折地区の仮設商店街「鹿折復幸マーケット」(18 店舗)が市内で初めて 8 月末に閉鎖されるほか、他地区でも続々と退去期限が迫る。復興事業の遅れや空き店舗不足などが影響し、事業者の多くは「次」の移転先が定まらず、休廃業を余儀なくされるケースも出てきた。」／「鹿折は市の区画整理事業で 42 区画がかさ上げされ、2018 年春までに土地が引き渡される。」／「18 店舗のうち 4 店舗は引き渡された鹿折の土地で店を再建するが、土地が間に合わない事業者は多い。」

※気仙沼市の仮設商店街：内湾、東新城地区など 10 カ所に約 140 事業者が入居する。土地区画整理事業区域にある「鹿折復幸マーケット」は 8 月末、「南町紫市場」「復興屋台村 気仙沼横丁」が来年 3 月末に退去期限を迎える。市によると今年 6 月時点で、3 カ所 89 事業者のうち 35 事業者の再建方針が未定。他の仮設商店街は、復興事業への影響がなく地権者の同意を得られれば、19 年 3 月末まで入居できる。」

### (中小企業等グループ助成金に関する記事)

グループ助成金も、仮施設と同様に、復旧・復興過程の早い段階で活用が進む性格のものであるので、記事の収集を開始した平成 25 年 4 月以降においては既に活用のピークを過ぎており、残念ながら活用に直接的に関連する記事はあまり見出せなかった。その点は、個別事業者の事例を取り扱う次章(3.)に任せることとして、ここでは次のような活用の課題面に関する記事を挙げておきたい。

**<河北 H25. 5. 6>**「国のグループ化補助金で、交付決定前の復旧費をさかのぼって補助する「遡及適用」が 3 月の 7 次募集をもって打ち切りが濃厚となり、申請を目指す事業者が困惑している。国は「震災から 2 年を区切りとした。これまでが特殊だった」と説明する。」／「ことし 3 月に岩手県沿岸で民宿を再開させた 60 代の女性経営者は、やり切れなさを募らせる。津波で民宿と自宅を流され、2 年かけて再開にこぎつけた。・・・ようやく 4 人の事業者とグループをつくり、5 月予定の 8 次募集に申し込むつもりだ。女性は「遡及が認められれば借金も返済できる。何とか制度を継続してほしい」と悲痛な声を上げた。」

**<福島 H25. 6. 21>**「グループ補助金」で、国は避難先で補助金を活用して設備を整えた事業者が、従来の事業所などを修復する際に再度補助する。」／「避難区域の再編などで、帰還する企業が増えることとみられることから平成 25 年度から認めた。ただ、避難先で既に建物などの建設に補助金を活用している場合は対象外となる。」

**<河北 H25. 10. 14>**「「グループ化補助金」を活用する被災企業のうち、約 6 割が震災前の売り上げまで回復していないことが、東北経済産業局のアンケートで分かった。雇用規模も約 4 割が縮小したままで、事業再生が道半ばであることをうかがわせた。」

※売り上げ・・・「震災前より減少」：63.4%（昨年9月比4.1%減）、「増加」：26.7%（4.4%増）。

水産・食品加工業：「減少」：85.9（3.6%減）、「増加」：8.8%（2.3%増）

雇用・・・「減少」：39.3%（2.4%減）、「増加」：28.9%（3.2%増）

水産・食品加工業：「減少」：62.2%（5.2%減）、「増加」：18.6%（2.2%増）

**<河北 H25. 12. 29>** 「国のグループ化補助金の交付決定を受けた宮城県内企業のうち、約 800 社が本年度内の事業完了が難しい状況にあることが、県の調査で分かった。沿岸被災地では用地のかさ上げなどに時間がかかっており、施設復旧工事に入れないケースが目立つ。」

**<福島 H26. 4. 18>** 「グループ補助金を活用し、原発事故による避難区域が設定された地域に戻って事業再開するグループは現時点で 8 市町村の 24 グループにとどまっている。」 / 「交付決定を受けたのは、・・・南相馬市など 8 市町村の 24 グループ、382 事業者の 45 件となっている。グループ内の企業が個別に交付を受けるために、事業のグループ数より交付件数が多くなる。」 / 「避難先や津波被災地で事業再開するため、交付決定を受けたグループも含めると、交付件数は 266 件。これに対し、帰還して事業再開するグループは 17%にとどまる。」

／「グループ補助金で店舗を復旧しても、商圈や地域コミュニティが失われたままでは意味がない。」  
檜葉町で、クリーニング店や商店、建築業などさまざまな業種の連携で地域再生を目指す「住民生活支援グループ」の関係者はため息を漏らす。」

**<岩手 H27. 3. 5>** 「グループ補助金の利用が「足踏み状態」になっている。制度利用を希望していても、被災地の土地利用が固まらず再建場所を決められない事業者が多いことが背景にある。」

※県：11 年度創設以降公募を 12 回実施。2014 年度までに 121 グループ、1260 事業者に対し計約 790 億円の交付決定。

「（大槌）町内の仮設商店街「福幸きらり商店街」の山崎繁会長は、中心市街地の再生計画が検討段階であることに触れ、「土地がない事業者は店舗をどこに建てられるか見通せず、再建計画を立てようがない。（同補助金の）必要性が出てくるのはまだこれからだ」と制度の継続を訴える。」

**<岩手 H27. 3. 11>** 「中小企業等復旧・復興支援事業費補助（グループ補助金）を活用して営業再開した沿岸部の事業者の経営が厳しさを増している。10 日には同補助金の計画認定を受けた県内の計 4 事業者が破産手続きを取っていたことが判明。」 / 「13 年に宮古、今年 3 月に大船渡で水産加工各 1 社の破産が表面化した。他に小売業 2 事業者が 14 年度に同様の手続きに入っていた。他県の破産業種は宮城が水産加工 2、卸・小売 2、飲食 1、運輸 1、福島が電子機器製造 1。」

「破産手続き中の企業と同じグループだった大船渡市の水産加工業男性（70）は「魚が揚がらず、円安で外国産は高い。人口減で買う人も少なくなり、経営はどこも厳しい」と被災地の現状を語る。」

**<福島 H27. 9. 23>** 「グループ補助金で、県は今年度新設した対象枠「新分野事業」に 21 社を採択した。これまででは工場や機械などの復旧に限定してきたが食品業者の新商品開発や製造業の従業員確保に向けた宿舍建設などを新たに認めた。」 / 「新分野事業枠では、新商品開発や宿舍建設のほか、新市場開拓調査、高性能の生産機械導入などにも補助金を活用できる。」

「富岡町から相馬市に本社機能と生産拠点を移したプラスチック製品成形用金型製造・販売「フジモールド工業」は、補助金で従業員用の宿舎を建設する予定だ。従業員 10 数人が身を寄せる相馬市内の仮設住宅は、使用期限が平成 28 年 3 月までだが、市内のアパートなどは復興関係の作業員らで満杯。自社宿舎を建てなければ人材が流出する恐れがあった。同社担当者は「補助がなければ宿舎建設に踏み出せなかった」と評価する。」

### （企業立地、新增設及びその助成策に関する記事）

震災からの復興過程においては、従前の事業者、企業が事業を再開することとともに、新たな企業の立地を促進することなども重要な課題となる。この点に関する記事を概観しておこう。

**<河北 H25. 4. 5>** 「東北経済産業局が 5 日まとめた東北の工場立地動向調査（速報）によると、2012 年の立地件数は前年を 31 件（34.1%）上回る 122 件で 3 年連続で増えた。移転立地は 5 件減の 38 件と前年並みの水準。うち岩手、宮城、福島 3 県が 22 件で、津波被害が大きかった沿岸部から内陸に移るなど、被災企業の再建は堅調に続いている状況を示した。」／「業種別内訳は・・・岩手、宮城はともに食料品が 2 けたとなるなど、沿岸の水産加工の復調が目立った。」

**<福島 H25. 7. 17>** 「県は 16 日、「ふくしま産業復興企業立地補助金」の 3 次募集で企業 84 件を補助対象に指定したと発表した。新規雇用者数は 1,036 人で、総投資予定額は 768 億円、補助予定額は 273 億円。県外企業を含む工場の新設は 10 件、増設は 74 件となっている。」

**<福島 H25. 9. 26>** 「県は 25 日、「ふくしま産業復興企業立地補助金」の 4 次募集で 17 企業を補助対象に指定したと発表した。新規雇用者数は 98 人で、総投資予定額は約 52 億円、補助予定額は約 20 億円。」

※企業の一部 阿久津材木店（相馬）、日本オートマチックマシン（南相馬）、三尾製作所（南相馬）、東工（いわき）など

**<福島 H26. 9. 7>** 「被災地に企業を呼び込むため国が 3 種類創設した立地補助金を活用し、工場や事業所の新增設といった計画を 7 月末までに完了できたのは、補助対象に内定した企業全体の 3 割（29.6%）、延べ 236 社にとどまるのが 6 日、分かった。」

- ※①「ふくしま産業復興企業立地補助金」：51.3%
- ②福島周辺 3 県の風評被害対策の補助金：19.5%
- ③津波・原子力災害に遭った 5 県が対象の補助金：0.7%

**<岩手 H27. 12. 4>** 「本県沿岸部で、企業立地が堅調で推移している。」／「復興道路と復興支援道路・・・の「開通後」を見据え国内外から流通・製造業者の進出が相次ぐ。」

※釜石市：太陽光パネル最大手のトリナソーラー（中国）の物流倉庫 大槌町：食品製造業の壮関（栃木県）の工場

**<福島 H27. 2. 18>** 「政府は平成 28 年度に導入する「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金」について、3 年間の事業期間で予算規模を 300 億円とする方針を固めた。」／「自立・帰還支援雇用創出

企業立地補助金は3年間の基金事業とする。原発事故による避難区域が設定された12市町村が対象。工場や物流施設、試験研究施設、店舗に加え、ホテルや社宅などの整備にも補助する。」／「イノベーション・コスト構想に関する新たな補助制度は12市町村にいわき、相馬、新地の3市町を加えた15市町村を対象とする。・・・地元企業との連携など浜通りの地域振興に役立つ研究開発を支援する。」

### （原発事故による被災事業者の再開状況等に関する記事）

産業動向の特記事項として、原発事故に関連した事業者の再開状況等に関する記事も紹介しておこう。これまでの段階では、再開している場合でも避難先等の従前の市町村の域外において再開しているところが多くなっているが、今後避難指示の解除、住民の帰還が進むとともに、地元での事業再開も進むことが窺われる。

**<福島 H25. 6. 22>**「県によると、双葉郡8町村の各商工会の会員2,053事業所のうち5月20日現在で半数の1,093事業所が休止状態となっている。一方で、地元へ帰還し、事業再開したのは187事業所にとどまっている。」

**<福島 H26. 3. 8>**「福島第一原発周辺にある2,853事業所の半数を超える53.7%が事業を再開したものの、地元で再開したのは486事業所で17.0%にとどまっている。原発事故発生から3年となるが、避難している事業主らは「住民の帰還が進んでいない中では難しい」と苦悩する。再開した経営者らは地域の生活を支えようと奮闘するが、営業継続に不安は尽きない。」／「地元で再開した事業所は、・・・最も多いのは建設業の166事業所で、給油所など小売業が100事業所で続いた。」

※県商工会連合会が2月20日現在で原発から30<sup>\*</sup>㎞圏内にあるか、避難区域がある14商工会を対象にまとめた事業所の再開状況・・・

会員事業所数：2,853事業所、再開：1,532事業所

再開した場所・・・県内：1,442事業所、事故前と同じか同じ商工会管内：486事業所

再開率の推移・・・H23.9：31.3%、H24.：43.8%、H24.8：46.0%、H25.2：50.4%、H25.8：53.0%、H26.2：53.7%

**<福島 H28. 5. 18>**「避難指示が昨年9月に解除された檜葉町の町商工会会員事業所349社のうち1日現在で、4割に当たる99社が町内で事業を再開した。町内外で事業を再開したのは同日現在、194社。」／「解除前の昨年8月20日現在の会員数は242社で、町内で再開していたのは58社。」

### （その他の一般的な産業動向に関する記事）

一般的な産業動向に関する記事のいくつかを概観しておこう。総じて農林水産業に関連した記事が多くみられたが、ここではそれらは抑制的に掲載した。

**<河北 H25. 4. 5>**「宮城県は4日、復興特区法に基づく地域協議会を開き、水産業復興特区を国に申請する復興推進計画の素案を示した。特区の適用対象とする石巻市桃浦地区の合同会社で働くカキ養



殖業者の 2016 年度の年間生産総額を、東日本大震災前より 50%増やすなどの数値目標を掲げた。協議会に出席した県漁協は反対の姿勢を崩さなかったが、県は・・・手続きを進める構えだ。」／「県漁協はあらためて特区に反対する姿勢を示した。K 会長は「漁場が分断されれば、支障をきたす。特区の適用は見送るべきだ。復興の妨げになる」と批判した。／合同会社の O 代表社員は「販売の独自化や漁場の安定化のため自ら漁業権を持つことが重要だ」と訴えた。」

※<河北 H25.4.11>H25.4.10 復興庁に申請 <河北 H25.4.23>H25.4.23 復興庁認定

<福島 H25. 4. 18>「いわき市が 16 日に発表した平成 24 年の市内の観光流入人口は、震災で被災した観光施設の再開などにより前年からほぼ倍増の約 734 万人だった。一方、海水浴客減少などの影響で震災前の水準には届かなかった。」

※市内観光流入人口・・・H22 : :10,735,110 人 H23 : 3,678,920 人 H24 : 7,338,297

<河北 H25. 4. 18>「農林水産省は 17 日、震災後の農業、漁業の再開状況をまとめた調査結果を発表した。今年 3 月 11 日までに、被災した農家や農業法人のうち 73.7%、漁業では 79.3%が経営を再開。」／（農業：青森から長野まで被災 9 県調査）「全体の再開割合は昨年 3 月 11 日に比べて 3.7 割上がった。」／「再開できない理由としては、岩手と宮城は「耕地や施設を使用できない」が目立ち、福島では「原発事故の影響」との回答が多かった。」／（漁業：北海道から千葉まで被災 7 県調査）「全体の再開割合は昨年 3 月 11 日より 21.0 割上がった。宮城は 71.4%。」

<福島 H25. 5. 8>「復興庁は 7 日、復興特区法に基づく税制優遇制度を活用し、被災地で事業を新規に始めたり再開したりする事業者や個人による雇用予定数が本県の 384 事業者・個人で約 1 万 7820 人に上ったと発表した。」

<岩手 H25. 6. 1>「2013 年産県産養殖ワカメの生産量は 1 万 6003 トンで、12 年産と比べて 14%増加した。・・・養殖施設の復旧が前進し、震災前 5 年間（06～10 年）平均の 70%、10 年比だと 85%に達した。日本一を誇る生産量が着実に回復する一方、漁業者の減少に伴う「空き漁場」の活用が課題となっており、今後の増産には戦略的な取り組みが必要だ。」

※久慈市以南の 19 漁協で 養殖施設約 2 万 5000 台がほぼ全滅。12 年産生産までに約 1 万 2600 台に、13 年産までに約 1 万 6600 台を整備。生産者数・・・震災前：約 1500 人が 1080 人に減少。

<福島 H25. 6. 22>「県によると、双葉郡 8 町村の各商工会の会員 2,053 事業所のうち 5 月 20 日現在で半数の 1,093 事業所が休止状態となっている。一方で、地元に戻り、事業再開したのは 187 事業所にとどまっている。」

<福島 H25. 7. 1>「津波で壊滅的な被害を受けた浪江町の請戸漁港での漁業再開を目指し、町は今秋、・・・町水産業協働委員会（仮称）を発足させ、平成 28 年度にも町独自で漁業関係者らの雇用確保を目的とした新たな水産加工施設の建設を始める。・・・県の漁港復旧工事は 27 年度までに完了する見通しで、5 年後の 30 年度の一部操業開始を目指す。」

<岩手 H25. 8. 8>「震災から 3 度目のお盆を迎えた本県の沿岸被災地は、帰省者や観光客らで夏のにぎわいを見せている。」

<p>※久慈市：「アマリンカフェ」 陸前高田市：「奇跡の一本松」 宮古市：五月町の魚菜市场 釜石市：大平町の釜石大観音 大船渡市：三陸町越喜来の国道45号沿い「道の駅さんりく」</p>
<p>＜河北 H26. 1. 28＞「<u>気仙沼市と気仙沼造船団地協同組合は、市内に計画している造船団地を同市朝日町に整備する方針を固め、27日に市役所であった会合で漁業者や水産加工業者などに示した。2016年11月の操業を目指している。</u>」</p>
<p>＜福島 H26. 2. 15＞「<u>製造業の設備投資を促し、被災者の雇用促進を図る「ふくしま産業復興投資促進特区」について、工業団地や工業専用地域に限定されている現在の対象地域が、商業地域や既存の事業所周辺で新增設の見込まれる地域に拡大される見通しとなった。県は14日・・・国に申請した。復興庁は近く認定する見通し。</u>」</p>
<p>＜岩手 H27. 3. 7＞「<u>震災で被災した東北・関東5県の水産加工業者を対象とした水産庁のアンケートで、売上げが震災前の「8割以上に回復した」との回答は40%にとどまったことが6日、分かった。1年近く前の調査より改善したが、ペースは鈍い。・・・漁港や水揚げ量の復旧は進んでいるが、地場浮揚には加工業への一層の対応が必要になる。」</u> / 「一方、生産能力が8割以上に戻ったとの回答は50%に達しており、施設の復旧に販売が伴わない実情もうかがえる。」</p> <p>※業界団体と協力して昨年11月～今年1月に実施。対象の34%、314社から回答。</p> <p>「8割以上に回復」県別・・・青森：90%、岩手：58%、宮城：40%、福島：21%、茨城：39% 復興への問題点（複数回答）・・・「販路の確保・風評被害」：31%、「人材の確保」：25%、「原材料の確保」：19%</p>
<p>＜岩手 H27. 3. 27＞「<u>県は26日、東日本大震災の被災事業所を対象とした7回目の復興状況調査（2月1日時点）の結果を公表した。業績について「被災前と同程度または上回っている」と回答した事業所は46.0%で、前回調査（2014年8月時点）から1.2ポイント減少した。」</u> / 「産業分類別にみると、建設業が82.4%（前回比3.8ポイント減）と高く、水産加工業が28.0%（同5.3ポイント増）と低かった。」</p>
<p>＜福島 H27. 11. 24＞「<u>震災で被災し、施設復旧補助金を受けた本県、青森、岩手、宮城の4県にある企業の55.2%が、今年6月時点で売上げが震災前の水準に回復していないことが、東北経済産業局のアンケートで分かった。」</u> / 「売上げが震災前の水準に回復していない企業の割合は、水産・食品加工業が74.1%で最も高く、卸小売・サービス業が64.2%、旅館・ホテル業が60.2%などと続き、建設業は24.2%だった。」 / 「水産・食品加工業や卸小売・サービス業は、回復できない理由として「<u>既存の顧客を失った</u>」を挙げる企業が最も多かった。」</p> <p>「県内企業は57.8%が震災前の水準以上まで売上げが回復していないと回答した。」</p> <p>※宮城県：55.2%、岩手県：51.0%、青森県：41.3%</p>
<p>＜河北 H28. 2. 24＞「<u>（進む復旧水揚げは8割）岩手や宮城ではこの5年で漁港や漁船など生産施設・設備の復旧が順調に進み水揚げが戻りつつあるが、加工業などで肝心の販路が回復せず、売上げが伸びない傾向が続く。一方、福島では原発事故が重くのしかかり、本格操業に至っていない。</u>」</p>
<p>＜河北 H28. 6. 10＞「<u>県は・・・被災した県内商工業者の3月末時点での営業状況をまとめた。事業を再開、継続しているのは全体の85.6%（前年同期比0.2ポイント減）。内陸部は96.8%、沿岸部は80.4%だ</u></p>

った。」／「廃業した業者を除いた再開率は沿岸部 99.0%、内陸部は 100%となり、継続の意思のある業者のほとんどが事業を再開した。」／「再開、継続の内訳は、仮設店舗などでの「仮復旧」が前年同期比 1.5 割減の 5.4%、「復旧済み」が 1.3 割増の 80.2%。」

＜河北 H28. 6. 19＞「震災で被災した企業などの移転先となる石巻市須江の産業用地が完成し 18 日、現地式典が行われた。造成地の面積は 21.1 ㌦で、・・・15.5 ㌦に 28 区画を整備した。被災した企業や堤防工事などの復興事業に伴い移転が必要になった事業所に分譲される。」／「沿岸の工場が津波被害を受けた水産加工大手マルハニチロなど 8 社と既に契約、仮契約を結び、残り 20 区画についても建設会社や製造会社、運輸会社などと契約に向けて調整している。」／「来春の着工を見込む石巻市門脇の自動車整備会社「山内自動車」の山内正社長（65）は「再び津波が襲って来たら大変と思い、内陸に用地を求めた。これまでの石巻にないような整備工場を建てたい」と話した。」

＜河北 H28. 2. 10＞「(被災 3 県建設業けん引) 3 県の地域経済は、復興需要の本格化でおおむね右肩上がりの曲線を描く。企業の再建が進み、設備投資や生産は回復傾向を示す。・・・一方で復興需要の落ち込みを警戒する声は根強い。」

＜福島 H28. 7. 1＞「平成 27 年の県内の建設工事受注高は 8,119 億 4,100 万円で前年より 560 億円、6.5% 減少し、震災以降で初めて前年を下回った。復旧工事のピークが過ぎたのが主因で減少率は全国で 4 番目に大きかった。」

※国土交通省発表／福島県の建設工事受注高

・・・H21：3473.96 億円、H22：3140.15 億円、H23：3253.36 億円、H24：4371.76 億円、H25：6673.64 億円、H26：8679.67 億円、H27：8119.41 億円

また、今後の中長期的な産業動向を展望する記事も紹介しておこう。

＜福島 H26. 5. 25＞「県が震災からの復興を目指す再生可能エネルギー、医療機器関連分野の担い手を確保するため、県と経済団体、教育機関などは産学官による初の連携組織を 7 月にも設立する。」

※「県産業人材育成コンソーシアム」(仮称)

＜河北 H26. 7. 14＞「政府は 13 日、被災地での新規事業促進のため、200 億円規模の「復興・地域活性化ファンド」(仮称)を、10 月めどに創設する方針を決めた。・・・日本政策投資銀行(政投銀)や大手、地元銀行などが参加する「復興金融ネットワーク」も近く設立、資金面で復興のてこ入れを図る。」

＜福島 H26. 10. 9＞「シャープは 8 日、川内村で出力 2.6 ㌦の大規模太陽光発電所(メガソーラー)の建設工事を始めたと発表した。来年 10 月に運転を始め、発電した電力は全て東北電力に売る。」／「国の補助事業で、売電益の一部を村に還元し、村は基金をつくって復興関連事業に充てる。」／「村内では別に、郡山市の企業が出力 2.5 ㌦のメガソーラーにより来年 12 月までに発電を始める予定で、計 2 カ所となる。」

＜福島 H27. 10. 20＞「県は年内に策定する第 3 次県復興計画で、既存の「再生可能エネルギー推進」「医療関連産業集積」両重点プロジェクトにロボット関連産業集積の施策を加え、「新産業創造プロ

ジェクト」として1本化する。」／「新規追加する「避難地域等復興加速化」は、避難区域が設定された12市町村の将来像、福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想の具体化を県の姿勢として明確に示した。」

## セ. 復旧・復興過程における雇用・労働面の動向と課題

以上みてきたような震災からの復旧・復興過程の中で、雇用・労働面はどのような推移を示し、どういった課題に直面し、どのような対応がなされたか、この資料シリーズのいわば中心的テーマに関する記事を概観することとしよう。

まずは、一般的な雇用動向に関する記事のいくつかを掲げておこう。

**<河北 H25. 4. 28>** 「県内の食品製造業の従業者数が、震災前と比べて約20%減少したことが、県が事業者を対象に行ったアンケートで明らかになった。水産加工業の減少が目立っている。」／「従業員数について回答した278事業所には震災前、総計9,493人がいたが、震災後は19.9%減の7,604人となった。うち水産加工業（178社）をみると、従業者数は4,535人で、震災前から29.2%減少している。水産加工業以外の事業者（100社）は3,069人と震災前の99.3%に回復しており、違いが際立った。

※従業員の充足状況・・・「募集しているが集まらない」：42.2%（水産加工業54.8%）

事業再開状況・・・「再開した」：93.8%、 売り上げ・・・「減少した」：72.4%

**<河北 H25. 5. 1>** 「厚生労働省などが30日まとめた2012年度平均の有効求人倍率で、宮城が1.12倍（前年度比0.42ポイント上昇）、福島が1.06倍（同0.40ポイント上昇）となり、両県とも1992年度以来20年ぶりに1倍を超えた。東日本大震災からの復旧・復興需要が高まっている建設業などを中心に求人数が増えた半面、求職者が減少した。」／「宮城労働局は「被災地の緊急雇用創出事業もあり、当分は高い求人倍率が続く」と推測。福島労働局は「求職者が減少していることが倍率を底上げした」と説明する。」

**<福島 H26. 5. 23>** 「福島県沿岸部でパート従業員の求人難が続いている。原発事故に伴う域外避難で女性の人数自体が減っているほか、東京電力から賠償金が出ていることに伴う就業意欲の低下も要因として指摘されている。」

**<河北 H27. 1. 28>** 「岩手、宮城両県は28日、東日本大震災後の水産加工場の人手不足解消に向け、外国人技能実習生の受け入れ枠を拡大する構造特区を国に共同で申請した。」

**<福島 H281. 6. >** 「双葉郡を管轄とする富岡労働基準監督署は4月、いわき市の仮事務所を広野町に移転する。市内に仮事務所を置くハローワーク富岡も相談窓口の一部を「広野サテライト」として同町に移す。」

つぎに、雇用・労働政策に関連した記事を掲げる。雇用調整助成金や緊急雇用創出事業、雇用創出に係る減税措置などに関する記事が多くみられた。

<p><b>&lt;河北 H25. 4. 5&gt;</b> 「<u>県は本年度、国の雇用調整助成金を受ける事業所に奨励金を上乗せして支給する独自制度</u>について、対象事業所を県内全域から沿岸地域に絞って継続する。震災から2年たった今も、沿岸部では事業再開が遅れているため。」</p> <p>※制度名：「<u>県沿岸地域雇用維持特別奨励金</u>」／上乗せ分：中小企業10分の1、大企業9分の1</p>
<p><b>&lt;岩手 H25. 5. 8&gt;</b> 「<u>北上市が震災支援のため、民間委託で大船渡市に保健師らを派遣する「沿岸被災地健康見守り支援事業」</u>を行う事務所の開所式は7日、大船渡市大船渡町の現地で行われた。」／「<u>同事業は北上市が緊急雇用創出事業を活用して行い、事業費は8,200万円。</u>」</p> <p>※委託先：介護専門人材派遣業「ヒロキャリアスタッフ」（盛岡市）</p> <p>保健師2人、看護師8人、栄養士、介護福祉士、介護士各1人、事務系職員4人</p>
<p><b>&lt;岩手 H25. 5. 8&gt;</b> 「復興庁は7日、<u>復興特区法に基づく税制優遇の指定を受けた企業</u>により、本県で約4270人の雇用が確保される見通しになったと発表した。」／「本県で課税特例の指定を受けたのは184事業者。」／「青森、宮城、福島、茨城を含めた被災5県では3月末までに、1352事業者が課税特例の指定を受けた。雇用予定数は約6万4千人、投資見込み額は約9700億円に上る。」／「茨城2万2230人、福島1万7820人、宮城1万6630人、青森3150人。」</p>
<p><b>&lt;河北 H25. 7. 9&gt;</b> 「<u>(南三陸町)全体では本年度、緊急雇用対策</u>でGさん(45)ら569人が職に就いた。即効性はあるが、雇用期間の縛りが被災者の人生設計の足かせになる。」／「町の沿岸部で震災後に事業を再開した企業は全体の4割に届かない。Gさんは「とりあえず雇わせておしまいでは困る。中小企業の起業や再開を5年、10年かけて支える制度を考えて欲しい」と訴える。」</p>
<p><b>&lt;岩手 H25. 10. 4&gt;</b> 「<u>緊急雇用創出事業</u>の打ち切りを想定し、大槌町は他の被災自治体に先駆けて事業対象者の就職支援に動き出した。同事業は仕事を失った被災者の受け皿となっている一方、人手不足が深刻さを増す被災地で、復興への影響も指摘され始めている。厳しい雇用情勢を背景に町は3日、「緊急雇用」の就労者を継続的な仕事へ誘導しようと説明会を開いた。ただ、職種や条件などで次の職場への不安を抱える住民も多く、当事者も行政側も厳しい対応に迫られている。」／「大船渡市の水産加工業、鎌田水産の鎌田仁社長は「常に募集しているが慢性的に人が足りない。マッチングに問題はあがるが少しでも応募、採用が増えればいい」と望む。」／「町臨時職員として保育所の給食調理を担当するOさん(57)は、「年齢のこともあり、できる仕事は限られる。できれば今の仕事を続けたい」と不安げだ。」</p>
<p><b>&lt;福島 H26. 2. 13&gt;</b> 「復興庁は12日、昨年12月末時点の集計として、被災地で事業を始めたり再開したりする<u>企業や個人への税制優遇制度</u>による新たな雇用が8万7,700人、投資額は1兆2千億円に達する見込みであると発表した。本県の雇用数は2万8,250人、投資額は2,619億円で、雇用数は税制優遇を受けた福島、青森、岩手、宮城、茨城の5県で最多だった。」</p>
<p><b>&lt;岩手 H26. 3. 5&gt;</b> 「<u>盛岡市は、東日本大震災からの復興推進の取り組み方針(2011～13年度)</u>に続く3カ年の時期方針(再生期編)案をまとめた。初年度の14年度は、<u>人手不足が懸念されている建設業の正規雇用創出を支援するなど新規13事業を含む63事業</u>に計約9億1500万円(前年度比8.5%増)</p>

を投入。震災から3年が経過する今も1400人以上の避難者が市内で暮らす現状を踏まえ、息の長い支援を続ける。」

※「盛岡地域中小企業人材マッチング支援事業」（事業費約6400万円）・・・失業者25人を10カ月間、研修生として雇用し、市内の企業で働きながら知識や技術を習得してもらい、この間の人件費を市が負担し、正規雇用に結びつける。

＜岩手 H26. 4. 1＞「県と岩手労働局は31日、東日本大震災からの本格復興の推進と県民の暮らしの向上を目的に、県雇用対策協定を結んだ。」

＜岩手 H26. 9. 2＞「2008年度以降、国が緊急経済対策の一環で創設した雇用や子育て支援などの基金事業について、全体の7割に当たる33都道府県が、使途の限定に不満を感じていることが1日、共同通信のアンケートで分かった。」／「このほか「実施期間が短い」が本県など31都府県、・・・。」／「効果が高かった基金は、33道府県が失業者の一時的な働き口を確保する「緊急雇用創出事業臨時特例基金」を挙げた。」

＜福島 H27. 5. 22＞「平成28年度から・・・復興庁が一部事業で地元負担導入などを打ち出したことを受け、県は「緊急雇用」「産業振興」「道路整備」を復興に欠かせない最重点事業として全額国費で継続するよう求める方針を固めた。／「緊急雇用事業は今年度で打ち切られる見通し。予算は市町村が実施する仮設住宅での見回りや各種放射性物質検査、内部被ばく検査などの人件費に活用されている。県は「市町村の復興業務に必要な財源。打ち切りは、復興の遅れにつながる懸念がある」と指摘する。」

＜福島 H27. 8. 27＞「復興庁は、平成27年度で終了する震災等対応雇用支援事業（緊急雇用事業）に代わり、原発事故で被災した本県限定の雇用支援事業を設け、被災者の就業機会を維持する方針を固めた。」／「県によると、27年度の緊急雇用事業は県分と市町村分を合わせると約92億円で、約700事業で約3,800人の雇用につながっている。」

＜岩手 H27. 10. 31＞「岩手労働局は来年3月で東日本大震災から丸5年となるのを踏まえ、労災保険の遺族（補償）給付の請求を呼び掛けている。」／「30日までに計646件の請求があったが、該当者で未請求の人もいるとみられるという。時効が迫るため再度呼び掛けた。」

＜岩手 H28. 3. 1＞「（被災）3県の事業所に人件費を助成し安定雇用を支援する「事業復興型雇用創出助成金事業」で、本県の2015年度利用が申請要件の厳格化を理由に低迷している。1月末現在、目標雇用数2千人に対し実績87人、達成率4.4%どまり。事業対象が、沿岸部で初めて申請する事業所に限定されたことなどが影響している。16年度は1人当たり支給額も減額予定。震災5年となり、支援の先細りによる復興停滞が懸念される。」／「県によると、同事業が始まった11年度から14年度までは累計目標1万7,300人に1万7,641人が雇用され、達成率101.9%だった。」／「国は15年度、対象事業所を沿岸部に限定し、1事業所当たりの助成額（3年間）の上限を1億円から2千万円に引き下げた。・・・事業所は15年度に初めて申請する企業などに限られ、14年度から支給を受けた事業所の追加申請は、最初の支給対象者の雇用から1年以内に雇用した労働者に限定された。」

**<福島 H28. 3. 25>** 「県と福島労働局は 24 日、震災と原発事故からの復興加速化と県内経済活性化を目的とした雇用対策協定を締結した。」

つぎに、復旧・復興に関連して、雇用・労働面に生じた主要な課題に関する記事をいくつかずつ取り上げておこう。

### （がれき処理の終了に伴う作業従事者の雇用問題）

**<岩手 H25. 6. 7>** 「（がれき処理の）作業員の再就職が課題に浮上してきた。来年 3 月末までの処理にめどが立ち、宮城、岩手両県で被災者を中心に数千人規模の雇用の受け皿がなくなるためだ。雇用対策を受け持つ労働局は、人手不足が深刻な建設業や水産加工業への転職を促しているが、免許や資格がない作業員には厳しい現実がある。」

**<河北 H25. 9. 6>** 「東松島市と市建設業協会は 5 日、がれき処理に当たった作業員を対象とする再就職支援の個別相談会を始めた。処理作業は本年度末で終わる見通しで、相談会は 12 月末まで続ける。」  
／「専用会場で、初日は 11 人が石巻公共職業安定所の職員と面談。希望職種や就業条件などを相談した。」

**<河北 H25. 10. 1>** 「来年 3 月までに完了する見通しの県内のがれき処理に従事する被災者らの再就職を支援するため、仙台公共職業安定所は 30 日、仙台市宮城野区の同安定所で、処理を行う共同事業体（JV）を交えた対策会議を開いた。管内で地元採用された 1000 人弱のうち、約半数が現時点で再就職を希望しているという。」  
／「県などによると、県発注のがれき処理で地元採用されているのは県全体で約 2900 人。従業員の離職は各ブロックで 10～11 月に本格化する見通し。」

**<河北 H26. 1. 28>** 「亘理、山元両町の求職者を主な対象とした就職説明会「出張ハローワーク in 山元」が 27 日、山元町中央公民館で開かれた。3 月で全ての業務を終える震災がれきの 2 次処理施設に従事した被災者らの再就職支援を目的に、県と仙台、大河原、相馬の三つの公共職業安定所が合同で初めて企画した。」  
／「両町を中心に約 130 人が来場した。参加者は宮城、福島の両県の製造、販売、介護など 16 社が設けたブースで、採用担当者と個々に面談。業務内容や待遇などの説明に耳を傾けた。」  
／「亘理町から訪れた男性（59）は「遠くまで出向かずに面接でき、地元に着した企業が参加しているのでありがたい」と喜ぶ。」  
／「仙台公共職業安定所は、昨年 9 月末時点で両町の 2 次処理施設の業務に当たった 370 人が離職、うち再就職の希望者は 180 人と見込む。」  
／「同安定所の担当者は「両町の離職者の多くが震災前は農業に従事し、再就職先に資格が不要な単純労働を希望している。販売やサービス業にも目を向けて検討してほしい」と指摘。震災直後から両町で続ける巡回相談で今後も対応していくという。」

### （復旧・復興事業に伴う労働災害の発生懸念）

**<福島 H25. 4. 24>** 「福島労働局は 23 日、平成 24 年の県内の労働災害発生状況を発表した。休業 4 日以上の死傷災害は 2,029 人で前年比 244 人（13.7%）増だった。建設業が 482 人で最も多く、前年比

<p>103 人（27.2%）と2年連続の増加となった。<u>建設業のうち、震災に伴う復旧・復興工事での負傷者は91人で、建設業全体の18.8%を占めた。</u>」／「一方で、死者数は26人で前年より4人減った。」／「同局は「復旧・復興工事や除染作業などの増加による人材不足が死傷者増加の背景にある。安全対策が不十分なケースもあり」とし指導を強化している。」</p>
<p><b>&lt;河北 H25. 8. 24&gt;</b>「<u>宮城労働局</u>は23日、県内121カ所の建設工事現場を抽出して6月に<u>一斉監督</u>を行ったところ、64カ所（52.9%）で労働安全衛生法などに違反する行為が確認されたと発表した。」</p> <p>※違反の種類 元請けの下請けへの安全指導の怠り：40カ所（33.1%）、重機周辺立ち入り制限など安全措置の不十分：30カ所（24.8%）、転落防止措置不十分：26カ所（21.5%）など。</p>
<p><b>&lt;河北 H25. 9. 3&gt;</b>「復旧・復興工事に絡む車両の交通事故を防ごうと、<u>石巻市の北上川下流の築堤工事</u>に従事する大型車両の運転手たちが8月28日、河北署に安全運転を誓う署名を提出した。」／「建設会社28社の大型ダンプカーの運転手ら328人が署名。」</p>
<p><b>&lt;岩手 H26. 1. 23&gt;</b>「<u>大船渡労基署と石巻労基署</u>は22日、気仙沼市で労災防止セミナーを開いた。東日本大震災後、作業員や車両が県境を越え行き来していることから初めて<u>県境をまたぎ共催</u>した。」</p>
<p><b>&lt;河北 H26. 1. 29&gt;</b>「<u>岩手、宮城、福島3県の労働局</u>は28日、473カ所の建設工事現場を抽出して昨年12月に<u>一斉監督</u>に入ったところ、266カ所（56.2%）で労働安全衛生法などに違反する行為が確認されたと発表した。」／「これから年度末の繁忙期に入り労働災害の増加が懸念されるとして、発注する国や自治体、建設関連団体に安全指導を徹底するよう文書で要請した。岩手労働局も近く要請文を出す。」</p>
<p><b>&lt;福島 H26. 2. 3&gt;</b>「<u>原発事故に伴う市町村発注の除染</u>で、県と環境省、厚生労働省は4月から<u>作業員の被ばく線量の一元管理</u>に乗り出す。比較的被ばく線量が低い市町村発注除染でも、作業員の健康管理や人材確保などの観点から、長期間にわたる累積線量の把握が必要と判断した。管理は公益財団法人放射線影響協会が担い、除染を請け負った事業所に作業員の記録提出を求める。」</p>
<p><b>&lt;福島 H26. 5. 17&gt;</b>「<u>原発事故後の収束作業に携わった作業員の健康調査の在り方</u>を議論している厚生労働省の有識者検討会は16日、<u>事故発生から2011年12月までの緊急作業に従事した約2万人について、生涯にわたって調査</u>するとの報告書をまとめた。今後、調査研究を進める機関を選定する。」</p> <p>／「厚労省によると、（事故直後の被ばく線量の上限の急遽・一時的な）引き上げの結果、がんのリスクが高まるとされる100<sup>micro</sup>Svを超えて被ばくした人が約170人に上っている。」</p>
<p><b>&lt;岩手 H26. 6. 6&gt;</b>「<u>東日本大震災に伴う漁港復旧工事の労災事故が多発</u>している。港湾海岸工事の労災件数（休業4日以上）は、震災前は2～3件だったが、昨年は17件に急増。今年は4件で、そのうち大船渡労基署管内が3件を占め、過去10年で最多となる緊急事態だ。」／「大船渡市と釜石市で5日、労災防止パトロールなどを実施。」</p> <p>「（大船渡市の門の浜）漁港では4月、防波堤のかさ上げ工事中にコンクリートの型枠が崩れ、作業員6人が海に転落した。<u>同労基署</u>によると、海中のコンクリート打設は水圧の関係で普通は満潮時に作業する。だが、コンクリートの供給が間に合わず、干潮時間に作業したため、通常以上の圧力が型</p>



枠にかかったという。」／「大槌漁港で5月31日発生した事故は、鋼材をつり上げていた大型クレーンが、アウトリガー（安定脚）を出し忘れていたため横転。警報装置が作動したものの、運転士が解除し、作業を続けたという。」

**<岩手 H26. 6. 13>** 「宮古労基署は12日、相次ぐ労災死亡事故を受け、死亡労働災害多発非常事態宣言を発令した。」／「5月には宮古湾で復興工事のボーリング調査用のやぐらが倒壊し、男性作業員が死亡した。」

**<河北 H27. 3. 4>** 「(被災) 3県で、労災による昨年1～12月の死亡者は少なくとも計76人に上り、年間では震災のあった2011年以降で最悪となったことが3日、分かった。死傷者の合計は10年に比べ13%増え、建設業に限ると56%も多かった。復興工事の本格化で経験の浅い作業員が増えたのに対し、事故防止策が追いついていないのが要因。」／「3労働局が立ち入った計494カ所では下請への安全指導を怠ったり、転落防止の柵を設けなかったりする違反が281カ所で判明。60カ所に作業停止などの処分を下し、業界団体を通じて対策の徹底を指導した。」

**<岩手 H28. 5. 31>** 「大船渡労働基準監督署は30日、大船渡盛町の大船渡商工会議所で、震災復旧・復興工事での過重労働解消を目指す気仙会議を開き、発注者・受注者が過重労働を容認せず、解消に向けて協力する「気仙宣言」を採択した。」／「同労基署は4月、復興工事で施工管理をしていた男性＝当時（41）＝に労使協定を大幅に上回る長時間労働をさせたとして、労基法違反容疑で、東京の中堅ゼネコンと、現場所長を盛岡地検一関支部に書類送検。男性は3月、勤務時間中に突然倒れ死亡した。」

### （労働・雇用関連の事件・・・復旧・復興過程の暗部）

#### <賃金不払い等労働条件関係、安全衛生関係>

**<福島 H25. 4. 6>** 「環境省は5日、・・・国の除染事業で、作業員に支給される特殊勤務手当の不払いや支給不足を指摘する通報が3月29日までに86件あったと発表した。」

**<福島 H25. 9. 22>** 「国直轄除染地域は放射線量が高いため、通常の賃金に加えて国から1日1万円の特殊勤務手当が支給されるにもかかわらず、それ以外の市町村担当地域と比べると、作業員の平均日給の差額が4,500円しかないことが21日、福島労働局への取材で分かった。」

※県内ハローワークへの求人137件を調査・・・

国直轄(45件)が平均月給：33万1千円。日給換算16,500円

市町村担当(92件)・・・平均月給：23万9千円。日給換算：1万2千円。

**<福島 H26. 5. 14>** 「富岡労基署は13日、除染作業中の労災事故を隠蔽したとして作業の一次下請け業者と、同社福島支店の幹部社員らを労働安全衛生法違反（労働者死傷病報告不提出など）の疑いで書類送検した。」／「昨年9月17日、葛尾村内の住宅除染で枝の切除作業をしていた男性従業員＝当時（37）＝がはしごから約5m落下し、腰の骨などを折る重症を負ったにもかかわらず、法律で義務付けられている労働者死傷病報告を速やかに提出しなかった疑い。」

**<福島 H27. 3. 6>**「福島労働局が昨年1年間に県内で除染作業を請け負った1,152事業者を抜き打ちで監督指導した結果、67.2%に当たる774事業者が労働基準法に反する状態だった。違反率は前年比で0.5割低下したが、依然として高水準で推移している。5日、同局が調査結果を公表した。」／「労働条件関係（の違反）は898件で、超過勤務や休日出勤などの割増賃金不払いが238件で最多だった。安全衛生関係は799件で、空間線量測定や放射性物質の検査を実施せずに作業に着手したなどが145件でもっとも多かった。」

#### 〈不当解雇関係〉

**<福島 H25. 5. 27>**「福島市発注の同市松川地区の住宅除染で、元請け業者に対し、「除染が適正に行われていない」と指摘した作業員3人が雇用主である二次下請けの業者に解雇されていたことが分かった。作業員は26日までに、「告発者の排除を狙った不当解雇だ」として、福島労基署に労働基準法に基づく是正指導するよう申告した。・・・同署は同法違反の疑いで調査に着手した。」／「直接の雇用主である二次下請け業者の担当者は「解雇したのではない」などと申告内容を否定したが、その後、不当解雇だったことを認めた。同日、3人に30日分の平均賃金など1人当たり約33万円を支払ったという。」

**<福島 H25. 6. 6>**「福島市発注の松川町の手抜き住宅除染問題で、雇用主から不当解雇された男性作業員への「除染等業務の特別教育」の受講時間が、国の規則の10分の1ほどだったことが分かった。証明書類には虚偽の「8時間受講」と記載されていた。福島労基署は5日までに事実関係を確認、労働安全衛生法違反の疑いで、一次下請け（三春町）、雇用主の二次下請け（札幌市）を行政指導した。」／「厚生労働省によると、昨年12月現在、除染の特別教育で14件の違反を認定し、事業者を行政指導しているという。」

#### 〈違法派遣関係〉

**<福島 H25. 5. 12>**「原発事故の収束作業に、延べ510人の作業員を違法に派遣したとして、長崎労働局は11日までに、長崎県内の派遣業者3社に労働者派遣法に基づく事業改善命令を出した。」

※多重派遣と派遣禁止の建設業務への派遣事案

**<河北 H25. 10. 4>**「震災の復興事業で、暴力団関係者が違法な労働者あつせんに関与していることが3日、複数の関係者への取材で分かった。・・・「手配師」を通じ、JR仙台駅周辺で労働者を勧誘。かさ上げ工事や福島第1原発事故の関連作業、除染現場に送り込んでいるという。労働者の賃金は紹介料などの名目で「中抜き」されており、・・・暴力団の資金源になっている疑惑が浮上した。」／「勧誘された労働者は暴力団関係者が管理する仙台市内のアパートに集められ、1部屋に4、5人で共同生活を送る。・・・経験がある男性は「仕事がきつい上に給料は安く、ひどい生活だった」と振り返る。」／「労働者1人当たりの日当は元請け企業が発注した時点で2万円弱で、このうち4割程度が紹介料といった名目で暴力団企業などに流れる。さらに宿泊費や食費などが天引きされる。労働者が

実際に手にする賃金は発注時点と比べて3割に満たないという。」／「労働局の担当者は「・・・行政処罰の対象になるが、実態をつかむのが難しく、対応に苦慮している」と話している。」

**<河北 H25. 10. 8>**「除染事業の現場に作業員を違法に派遣したなどとして、宮城県警暴力団対策課と仙台南署は7日、労働者派遣法（派遣禁止業務）違反の疑いで、元指定暴力団系幹部の人材派遣業N（67）、元人材派遣業S（29）の両容疑者を、職業安定法違反（労働者供給事業の禁止）の疑いで、男2人の計4人を逮捕した。」／「捜査関係者によると、労働者の日当は1次下請け業者が依頼した段階で約1万8000円だったが、2次下請業者やN（など）を通すたびに「紹介料」の名目で差し引かれ、労働者が受け取る段階で7000円程度になった。」／「Nは集めた労働者を自らが管理する仙台市内のアパート3カ所に共同生活させた。宿泊費や食費を給料から天引きするため、作業員に現金はほとんど残らなかった。給料が前払いされ、共同生活から逃れられない労働者もいたという。」

**<岩手 H28. 6. 16>**「盛岡東署と県警組織犯罪対策課は15日、国や県の東日本大震災復旧・復興事業を行う山田町内の建設会社に男性2人を違法に派遣したとして、労働者派遣法違反の疑いで、福島県南相馬市原町区の除染工藤原暁容疑者（37）を逮捕したと発表した。藤原容疑者は2人の日当から計20数万円を詐取しており、県警は公金が暴力団に資金として流れた可能性を視野に捜査を進めている。」／「逮捕は今年7日。・・・県警によると、藤原容疑者は容疑を認めている。2人は整地工事や消波ブロック製造などに従事し、日当は1万～1万3千円。藤原容疑者はこのうち8千円を直接手渡した。」

#### 〈助成金詐欺など政策関係〉

**<河北 H26. 2. 14>**「石巻市の事業を受託している仙台市の派遣会社から東日本大震災の被災者就労支援金をだまし取ったとして、石巻署と県警捜査2課は12日、詐欺の疑いで・・・4人を逮捕した。」／「逮捕容疑は共謀し、石巻市の震災被災者就労支援事業を受託している仙台市の労働者派遣事業会社と契約。昨年8月ごろから10月ごろにかけて、T容疑者が経営する石巻市のコンピューター関連会社でS容疑者が働いていると見せ掛け、S容疑者の銀行口座に2回にわたり現金計約48万円を振り込ませてだまし取った疑い。」／「石巻市商工観光課のI課長は「多くの被災者が必要とし、国の予算で実施している事業。被害に遭ったことは残念で、同様のことが起きないように契約を精査していきたい」と話した。」

**<岩手 H25. 10. 10>**「山田町が緊急雇用創出事業を委託していたNPO法人「大雪りばあねっと。」の予算使い切り問題で、県は9日・・・同法人への2011年度の補助金4億3,048万円のうち1億6,749万円を不適切な支出と認定し、今後、町に返還請求する方針を明らかにした。」／「勤務実態のない人件費など約3,175万円、リース費名目で法人が直接購入した物品費約6,436万円などを補助対象外と認定した。」

**<岩手 H26. 2. 3>**「山田町が緊急雇用創出事業を委託していたNPO法人「大雪りばあねっと。」（北海道旭川市、破産手続き中）の補助金の使途が不透明とされている問題で、・・・県警は近く、町が出

す告訴を受理し業務上横領容疑で強制捜査する方針を固めたことが2日、捜査関係者らへの取材で分かった。」

**<岩手 H26. 5. 18>** 「山田町から緊急雇用創出事業を委託されたNPO法人「大雪りばあねっと。」をめぐり、県警捜査本部は新たな業務上横領容疑で11日に逮捕した5人の調べを進めている。・・・容疑が裏付けられれば、これまでの容疑の2012年度事業費に加え、11年度事業費でも不正があったことにつながり、捜査の行方が注目される。」 / 「今回の逮捕容疑は・・・容疑者が共謀し、勤務実態がないのに給与支給を装い、11年度事業費から計数百万円を横領した疑い。」

※5月30日、起訴。

**<岩手 H26. 8. 5>** 「山田町から緊急雇用創出事業を委託されたNPO法人「大雪りばあねっと。」(北海道旭川市、破産手続き中)の事業費12億2千万円の使い切りをめぐるのは、町が法人代表理事岡田栄吾被告(35)＝業務上横領罪で公判中＝に賠償を求めるなど訴訟4件が乱立。【山田町・横領賠償請求】不適切支出とした約6億7千万円の損害賠償を請求。目的外支出は違法などと主張。【タレス社損害賠償請求】事業目的外で旭川市のマンションと土地を購入し町に損害を与えたとして町が「大雪」関連のリース会社を提訴。【御蔵の湯・明け渡し】無料浴場「御蔵の湯」などの明け渡しなどを要求。町が大雪に資金を提供、大雪がオール社にリース代を払い同社が建てたもの。【御蔵の湯・所有権確認等】浴場などの所有権をめぐるのは破産管財人がオール社を提訴。」

**<岩手 H28. 1. 20>** 「業務上横領と破産法違反(詐欺破産)の罪に問われたNPO法人「大雪りばあねっと。」(北海道旭川市、破産手続き中)の代表理事岡田栄悟被告(37)、妻光世(34)の判決公判は19日、盛岡地裁で開かれ、栄悟被告に懲役6年(求刑8年)、光世被告に懲役2年6月(同3年)を言い渡した。

**<岩手 H26. 6. 17>** 「コールセンター業のDIOジャパン(東京、本門のり子社長)が、子会社の花巻コールセンター(花巻市)を6月末で閉鎖すると同市に通知した問題に関連し、洋野町は同じくDIO社子会社の洋野コールセンター(同町)の従業員17人が6月末での解雇を通知されたとの情報を把握し、DIO社に事実関係の説明を求める文書を16日までに送った。」 / 「町によると、同センターは2012年4月に種市地区、同年10月に大野地区で開設。ともに開設から1年間緊急雇用創出事業を町から受託し、計約2億1千万円の委託料が支払われた。同地区で最大64人が働いていたが、同事業終了後、業績不振などを理由に雇用を縮小。大野地区は今年3月末に閉鎖され、現在は種市地区のみで12人を含む17人が勤める。」

**<岩手 H26. 6. 26>** 「コールセンター業のDIOジャパンが、釜石市松原町に開設した釜石コールセンターの業務を6月末で終了し、13人の全従業員を解雇することが25日、分かった。・・・今月上旬、事業継続の方針を示していたが、1カ月足らずで方針撤回した。釜石コールセンターは2012年11月に開設し、同月から1年間で4700万円の緊急雇用創出事業を市から受託した。しかし、50人を予定していた従業員の雇用はピークでも22人。本来のコールセンター業務ではなく電話対応や機器操作の研修、旅行商品の販売業務などを行っていた。遅配となっていた4月分の給料は24日に支払われた。」 / 「市は解雇された従業員について、県や釜石公共職業安定所と連携し、失業保険給付や再就

職支援などの雇用対策に取り組む。」

**<岩手 H26. 8. 6>** 「コールセンター業の DIO ジャパン（東京、本門のり子社長）が、東京本社の社員全員を解雇し事実上業務を休止したと、厚生労働省に説明していたことが 4 日分かった。」／同省は「できる限り問題を洗い出して、必要であれば（緊急雇用創出事業に伴う助成金の）返還を求めている」と調査を継続する方針だ。」

**<岩手 H26. 8. 27>** 「盛岡市は 26 日、DIO ジャパン子会社として設立され、民間事業者に譲渡手続き中だった盛岡コールセンター（同市羽場）が 20 日付で閉鎖したことを明らかにした。」／「盛岡コールセンターは 2012 年 4 月に創業した。12 年度の 1 年間、市から緊急雇用創出事業を受託し、ピーク時で約 80 人を雇用。約 3 億 6700 万円の事業費が支払われたが、事業終了後は雇い止めも含めて雇用が大幅に縮小していた。」

**<岩手 H26. 11. 13>** 「国の緊急雇用創出事業を活用し、震災の被災地などに進出したコールセンター業の DIO ジャパンは 12 日、民事再生法の適用を 10 月 30 日に東京地裁に申請し、受理されたと発表した。」／「事業譲渡の済んだ気仙沼コールセンター（気仙沼市）などを除く系列 15 社は自己破産を申請し、今月 11 日付で破産手続き開始決定を受けた。」

**<岩手 H28. 9. 1.>** 「県は 31 日の県議会・・・で、会計検査院から 2014 年度決算検査報告で「不当」と指摘された、NPO 法人「大雪りばぁねっと。」とコールセンター業 DIO ジャパンへの支出額約 5,692 万円を国庫に返還したことを明らかにした。／「県は指摘を受けた後、・・・関係市町から補助金の返還を受け、県緊急雇用創出臨時特例基金に積み戻した。」

する寿司店であり、南町にあった本店は津波で被災し、また、名取市の支店も被災し閉店している。早期の再建をめざして仮設商店街の申請に参加した。開店後、観光客の来店が多く、売り上げは被災前の70%程度が維持されている。「け17の3」は、南町にあった理容店の例であり、津波被災し、上述の紫会館に避難した。地区の青年会の会長でもある店主は、仮設商店街の開設に向けて中心的な役割を担う1人となり、仮設での再開にこぎつけた。開業後の事業状況には震災前と大きな変化はない。その中で、商店街として集積することの可能性（メリット）が痛感されている。

このことに関連して関著「震災と復興」では、「人口減少、高齢化が進む地方小都市の中で、仮設商店街で得られた経験は大きい。意欲のある商店等がコンパクトに集積することにより、大きな力を発揮することが実感された。本設に向けてそのような実感をどのように具体化し、新たな可能性を導き出していくのかが問われることになりそうである。」（同書Ⅲ／p292）とされている。

## セ. 仮設施設2（原発避難）いち早く地元で仮設展開

次ページの表中の「なら18」から「なら18の3」までは、福島県楡葉町に平成26年7月に開設された仮設商店街「ここなら商店街」の例である。これまでみたように、楡葉町は平成24年8月に避難区域の再編が行われ、次いで平成27年9月に避難指示が解除された。この仮設商店街は、避難指示解除準備区域にあって、復興作業員のサポート、町民の帰還を視野に入れた食料品、飲食等の供給を図るために、県・町のバックアップにより、楡葉町役場駐車場内に設置された。入居店舗は、表にある3店舗である。表にもあるとおり、入居1のスーパーについては、ここには掲載していないが「なら3」及び「なら11」でも登場している（巻末付属資料参照）。震災前は楡葉町内で食品スーパーを営んでいた。原発避難後は、作業員宿舎で売店を営業するなどしていたが、平成23年12月にはいわき市内にある楡葉町仮設住宅団地「上荒川仮設住宅」に隣接して、仮設商店街の開設に尽力し、自身も出店した<sup>79</sup>。次いで、楡葉町の避難区域再編後の平成25年5月には、除染作業員を主なターゲットとして、同町（井出地区）内の従前の店舗においてスーパーの営業をいち早く再開させていた。その後、除染作業の終了とともに客数が激減する中で、楡葉町役場において本件仮設商店街開設の動きがあり、その中に食品スーパーを開店し、井出地区のスーパーは閉店した。避難指示解除がされて以降は、町民の客が増えてきている。このスーパーのほか、入居2はラーメン、カレー、定食などの食堂、入居3はうどん、そばの店である。震災前は、前者がJR竜田駅前の中華主体の食堂であり、後者は楡葉町出身の店主が富岡町夜ノ森で営業していた地場産品のセレクトショップであった<sup>80</sup>。

<sup>79</sup> この仮設商店街は、平成27年6月で閉鎖となっている。

<sup>80</sup> 「ここなら商店街」については、中小機構ホームページに平成27年春頃の各店の状況がレポートされている。  
<http://www.smrj.go.jp/kikou/earthquake2011/interview/advance/092523.html>

整理番号	掲載巻頁	被災時(本社)所在地	企業名(社長等の年齢)	業種(震災前の状況) ※仮設施設は開設後	地域展開(〃)	被災時の状況	復旧・復興の経過	備考(その後の情報を含む)
なら18	V370	(梅葉町企画/国道6号沿い仮設商店街) 梅葉町町役場駐車場	「こなら商店街」入居店1/Vチエーン・ネモト(なら3、なら11参照)	中小機種の仮設商店街 除染・復興作業者のサポート、町民の帰還を視野に入れた食料品、飲食等の供給。 食料品スーパー		H26.7.31 オープン 入居1:Vチエーン・ネモト…H26.7末井出地区の本店(なら3)を閉店し、「こなら商店街」にVチエーン梅葉店(オープン)。なお、「ふれあい広場」(なら11)は、H27.6末閉鎖。 ※除染終了後も順調に推移。H27.4.6準備宿泊開始、H27.9.5避難指示解除。 ※従業員:H27.11現在12人(ネモト全体で24人)。		
なら18の2			入居店2/武ちやん食堂(S37生まれ)	中華主体の食堂		入居2:武ちやん食堂…1日100食分用意。売り切れ即閉店。 ※梅葉での本設再開を企図。		S46(父)創業のJR竜田駅前の食堂。 震災後、いわき市で避難所や仮設小中学校の給食担当などを務める。
なら18の3			入居店3/おらほ亭	そば、うどん店		入居3:おらほ亭…惣菜でなく簡単に食事ができる「そば・うどん おらほ亭」とする。 ※客数:想定2倍(80~100人)。従業員:パート9人(交代) ※いわき店(備考参照)が赤字で、その対応が課題。		H16 富岡町夜/森駅前に地場産品セラケトショップ(食関係)を開店。 被災後、会津・昭和村に避難。H23.4.3から郡山市で仮店舗営業(～H23.11)、H23.7末にいわき市平で本格営業再開。
みお8	IV127	(仮設ホテル)南相馬市小高区(駅前通り)→<仮設>原町区(金沢)	ホテル叶や(S38生まれ)	ホテル業 和風商人宿(両親と業主夫婦の家族経営)		小高のホテル(S34創業)は大規模半壊 原発避難:→3/13原町・石神一小→鹿島中→福島(妹宅)→神奈川(叔父宅)→会津の廃校跡→4茶原町に借上住宅	原発避難の早期復活に向けた作業員の受け入れ施設が必要→仮設ホテルへ H24.7～8 完成(4棟/シングル100室) ※パート3×2(朝・夕の食事)人 小高区の避難指示解除を展望。建物は解体。ホテル建設を企図。(グループ補助金活用想定)	※仮設ホテルは、他に川内村に1件。

### ソ. 仮設施設3（原発避難）仮設でホテル

事業仮設施設で再開した事業には、上述の商店街のような商店などのほか、漁業関係の施設、建設業の事務所、製造業の仮工場、自動車整備の仮工場などがあるが、ホテルを開業したところもあった。前ページの表中最後の段の「みお 8」が、その例である。震災前は、JR常磐線小高駅の駅前通りに所在する「商人宿」の旅館であった。旅館は、3.11の震災で大規模半壊の被害を受けた。表にあるように原発避難で各地を転々とした後、4月末に原町区の借上住宅に入居した。原発が停止となる中で地域の課題となった東北電力原町火力発電所の早期復活に向けた作業員の受入れのための宿泊施設の確保の必要から、市役所等で仮設施設でのホテル開設が企図され、その代表になっていく。平成24年7月に施設が一部完成し営業を開始し、同8月に全部の施設が完成した。朝夕の食事の準備のため、パート従業員を雇用している。今後は、小高の地元での本設のホテル建設がめざされている。



#### 4. 記録からの若干の考察

以上で、データと資料とに語ってもらうことを狙いとしたこの資料シリーズにおける「震災記録」はひと区切りとしたい。どれだけの「役に立つ」ものとなったかについては予断できないが、ある程度の記録はできたのではないかと考える。

もっとも関心のある事項の一つである被災3県における雇用の動向についてみれば、発災直後においては、被災によって職場を喪失した人々を中心に求職者が急増し、非常に厳しい状況に陥ったが、その後、復旧・復興事業の展開等に伴って求人が増加するとともに、総じていえば順調な改善をみせている、と概括できるように思われる。もとより、引き続き避難等を余儀なくされているなどで、厳しい状況にある人々がいることには常に思いを致さなければならない。また、こうした総じてみた雇用情勢の改善が、この間の全国的な雇用情勢の改善を背景としていることとともに、なんといっても復旧・復興事業に伴うものである側面が大きいことには留意しなければならないであろう。そのことは、この間における産業別の就業構造の変化にも現れていた。したがって今後、当該事業が一定の収束をみていく過程になれば、再びかなり大きな変化が予想される。すなわち、少なくとも人々において、現在の雇用や仕事が安定したものでは必ずしもない面があるといえる。

さて末尾に、筆者として一つの作業を終えたことに伴う若干の考察をしておきたい。多くの論点があるが、ここでは次の二つのみを述べておきたい。

一つは、緊急時も含めた復旧・復興の過程における政策対応に関するものである。第2章(2.)や第3章(3.)に収録したところからも確認できるように、被災者にせよ、被災事業者にもせよ、個々の復旧・復興過程はきわめて多様である。したがって、その多様性を踏まえた施策展開が必要である。その点で、労働行政について、雇用保険の特別支給や雇用調整助成金は個々の事業所の状況に応じて選択的に活用することができ、また、緊急雇用創出事業は、震災からの復旧・復興過程において生じた仕事と被災求職者とを結びつける仕組みとして十二分に機能し、現場の期待や評価も高かったといえる。そうした中で、「再生期」とも「発展期」とも称される今後においては、これまでよりも政策・施策に関する理念を一層明確にする必要があるように思われる。震災からの復旧・復興における政策・施策の目的は、可能な限り早期に元の生活を被災者や被災地が取り戻すことにあるが、それは原状回復とイコールではあり得ない。いうなれば、機能上の原状回復とでもいってよいものであろう。新たな環境下で、この間の避難生活における経験なども取り込みつつ、元の生活と同程度の機能水準を保った生活の確立、われわれの関心事でいえば、その一環としての職業生活の確立であるはずであり、それを支援する施策や取組が求められるといえる。もとより職業生活は、自らの努力なくして形作られることはできないものであり、その努力を可能かつ適切な範囲で支援することが基本となることには変わりはない。

いま一つの論点は、上の論点とも関係するが、今後の展望に関するものである。福島県の原因避難に係る地域を除き、被災地では計画された災害公営住宅の整備がやがて完成するこ

とが見込まれ、それは本格的な「復興期」に入ることを象徴するものといえる。また、福島県の原因避難に係る地域についても、近々「帰還困難区域」を除いて避難指示が解除され、地域によって程度の差は予想されるものの住民の帰還も徐々に進む情勢にある。一方でそれは、岩手、宮城沿岸部を含めて、元の地域には戻らずに避難先であった地など新たな地域での生活に定着するという半面も持つこととなる。いずれにしても、被災者それぞれが長期的な視点からの安定した雇用の場を得ることが求められる時期となる。復興拠点整備を中心とした地域において実施される復興施策と連携しつつ、新規立地を含めた産業動向や雇用の需給をめぐる情報把握に基づき、必要な能力開発施策を含めた的確な需給調整を図ることが求められる。

なお、この資料シリーズに関する参考文献・資料については、その都度紹介してきており、一括した提示は割愛する。